

令和 4 年

波佐見町議会定例会会議録

第4回 開会：令和 4年12月 7日
閉会：令和 4年12月15日

波佐見町議会

令和4年第4回（12月）波佐見町議会定例会 会期日程

| 日次 | 月日 | 曜 | 区分 | 内容 |
|-----|--------|---|-----|--|
| 第1日 | 12月7日 | 水 | 本会議 | 開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議 委員会付託 |
| 第2日 | 12月8日 | 木 | 本会議 | 一般質問 |
| 第3日 | 12月9日 | 金 | 本会議 | 一般質問 |
| 第4日 | 12月10日 | 土 | 休会 | |
| 第5日 | 12月11日 | 日 | 休会 | |
| 第6日 | 12月12日 | 月 | 委員会 | 委員会（付託事件審査） |
| 第7日 | 12月13日 | 火 | 休会 | 議事整理 |
| 第8日 | 12月14日 | 水 | 休会 | 議事整理 |
| 第9日 | 12月15日 | 木 | 本会議 | 議案審議（質疑・討論・採決）・委員会報告 |
| | | | | |

令和4年第4回（12月）波佐見町議会定例会会議録 目次

第1日目（12月7日）（水曜日）

| | |
|--------------------------------|----|
| ○開 会 | 2 |
| ○諸報告 諸般の報告 | 2 |
| ○議事日程 | |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 2 |
| 日程第2 会期の決定 | 2 |
| 日程第3 提案要旨の説明 | 2 |
| 日程第4 4請願第1号（総務文教委員会に付託） | 5 |
| 議案審議（質疑・討論・採決） | |
| 日程第5 議案第67号 | 5 |
| 日程第6 議案第68号 | 21 |
| 日程第7 議案第69号 | 22 |
| 日程第8 議案第70号 | 23 |
| 日程第9 議案第71号 | 25 |
| 日程第10 議案第74号（産業厚生委員会に付託） | 26 |
| ○散 会 | 28 |

第2日目（12月8日）（木曜日）

| | |
|-----------------------|-----|
| ○開 議 | 30 |
| ○議事日程 | |
| 日程第1 町政に対する一般質問 | 30 |
| 岡村達馬議員 | 30 |
| 横山聖代議員 | 44 |
| 田添有喜議員 | 52 |
| 北村清美議員 | 67 |
| 岡村真由美議員 | 84 |
| ○散 会 | 101 |

第3日目 (12月9日) (金曜日)

| | |
|-----------------------|-----|
| ○開 議 | 103 |
| ○議事日程 | |
| 日程第1 町政に対する一般質問 | 103 |
| 澤田昭則議員 | 103 |
| 脇坂正孝議員 | 117 |
| 城後光議員 | 132 |
| 三石孝議員 | 148 |
| ○散 会 | 164 |

第9日目 (12月15日) (木曜日)

| | |
|----------------------------------|-----|
| ○開 議 | 166 |
| ○議事日程 | |
| 日程第1 提案要旨の説明 | 166 |
| 議案審議 (質疑・討論・採決) | |
| 日程第2 発委第2号 (議会改革調査特別委員会提出) | 166 |
| 日程第3 発委第3号 (議会運営委員会提出) | 168 |
| 日程第4 発委第4号 (議会運営委員会提出) | 170 |
| 日程第5 議案第74号 (産業厚生委員会長報告) | 172 |
| 日程第6 議案第75号 | 174 |
| 日程第7 議案第76号 | 175 |
| 日程第8 議案第77号 | 176 |
| 日程第9 議案第78号 | 185 |
| 日程第10 議案第79号 | 188 |
| 日程第11 議案第72号 | 190 |
| 日程第12 議案第73号 | 193 |
| 日程第13 議案第82号 | 196 |
| 日程第14~15 議案第80~81号 | 198 |
| 日程第16 議案第83号 (総務文教委員会に付託) | 199 |
| 閉会中の継続調査 | |
| 日程第17 閉会中の継続調査申出について | 201 |
| (総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長) | |
| ○閉 会 | 202 |

第1日目（12月7日）（水曜日）

諸報告

諸報告

- (1) 委員会報告
- (2) 例月現金出納検査結果の報告（8、9、10月分）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提案要旨の説明
- 第4 4請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出
についての請願
(以上1件 総務文教委員会付託)
- 第5 議案第67号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）
- 第6 議案第68号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第69号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第70号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第71号 令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第74号 波佐見町下水道事業の設置等に関する条例
(以上1件 産業厚生委員会付託)

第1日目(12月7日)(水曜日)

1. 出席議員

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|-----|
| 1 番 | 前田 | 博司 | 2 番 | 濱本 | 秋人 |
| 3 番 | 澤田 | 昭則 | 4 番 | 岡村 | 真由美 |
| 5 番 | 田添 | 有喜 | 6 番 | 岡村 | 達馬 |
| 7 番 | 福田 | 勝也 | 8 番 | 城後 | 光 |
| 9 番 | 横山 | 聖代 | 10 番 | 三石 | 孝 |
| 11 番 | 北村 | 清美 | 12 番 | 脇坂 | 正孝 |
| 13 番 | 尾上 | 和孝 | 14 番 | 百武 | 辰美 |

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 町 長 | 前川 | 芳徳 | 総務課長 | 福田 | 博治 |
| 企画財政課長 | 辻川 | 尚徳 | 商工観光課長 | 澤田 | 健一 |
| 庁舎建設推進室長 | 大橋 | 秀一 | 税務課長 | 山口 | 博道 |
| 住民福祉課長 | 井関 | 昌男 | 農林課長兼 農業委員会事務局長 | 古賀 | 真悟 |
| 建設課長 | 本山 | 征一郎 | 水道課長 | 中村 | 和彦 |
| 長寿支援課長 | 松添 | 博 | 子ども・健康保険課長 | 石橋 | 万里子 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 宮田 | 和子 | 教育長 | 森田 | 法幸 |
| 教育次長兼 給食センター所長 | 朝長 | 哲也 | 総務課課長補佐 | 太田 | 誠也 |
| 企画財政課 財政管財班係長 | 鶴田 | 秀幸 | | | |

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さんご起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第4回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。諸報告であります。委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますのでご了承願います。

また今定例会までに、請願1件、要望2件、意見書1件を受理しております。そのうちの要望2件、意見書1件については、配付にとどめておきますのでご了承願います。これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、11番北村清美議員、12番脇坂正孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月15日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの9日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

本日ここに令和4年第4回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙

のところ、ご健勝にてご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

定例会の冒頭に際し、議員並びに町民皆様へ職員の不祥事についてご報告をさせていただきます。

既に新聞やテレビなど報道であっておりますが、本町建設課職員の宮村英敏が起こしたストーカー行為規制法違反1件、住居侵入罪4件について、11月28日に佐賀地裁において懲役1年6か月、保護観察つき執行猶予4年の有罪判決がおりましたので、12月1日に懲戒免職処分としたところです。

このことは公務内外を問わず、法令遵守が求められる公務員にあって、行政への信用失墜行為であり町民並びに関係者の皆さんに深くおわびを申し上げます。そして被害に遭われました女性やそのご家族様、関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。

今回の事象を踏まえ、職員の綱紀粛正の徹底を図ってまいりたいと考えております。また職員管理の最高責任者として、私自身の処分も当然行うべきと捉え、議員の皆様のご意見もいただきながら、今後関係条例の提出を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

ご承知のとおり、武雄市山内町の養鶏場において、鳥インフルエンザの発生が確認されました。本町に隣接しており、搬出制限範囲10キロメートル圏内になりますので、関係車両の消毒ポイントを2か所設置することで、長崎県と協議を行い、県と協力しながら昨日から消毒作業を行っております。本町をはじめ周辺には大規模な養鶏場が点在しており、一刻も早い終息のため町としても全面的に協力所存でございます。

さて、今年も残すところ3週間ほどとなり、いよいよ年の瀬となりましたが、先週まで行われました「あちこち陶器まつり」や波佐見町講堂をはじめとする町内各地のイベントは、町内外でのお客様でにぎわいを見せたところであり、各種イベントを主催された皆様のご協力に感謝を申し上げたいと思います。いずれも元気なまち波佐見を体現したイベントであり、この流れを関係皆様とともに共有し、町の活性につなげていきたいと考えております。

また新型コロナウイルス感染症については、今年に入りオミクロン株に置き変わりが進むとともに第6波、第7波が到来し、現在第8波とも言われております。

本町におきましてもワクチン接種については、医師会のご協力をいただきながら、集団接種に個別接種を加え継続して対処しているところでございます。

一方で本年は2月にロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の不安定化を発端とする原油高騰、食糧不足が顕在化する中、急激な円安水準により燃料や電気、食料品をはじめとする物価の上昇が続き、私たちの生活に大きな影響が出た1年でもございました。

国においては、これまで新型コロナウイルスに対する経済支援策に加え、燃料費、物価高騰策を実施しており、本町においても、さきの臨時会で追加の支援策を計上したところであり、今後も感染症対策と経済再生の両立を図る所存であります。

本定例会におきましては、これまでの経済支援策に加え、本年度中途における事務事業の変更及び追加、次年度に向けて早期に着手する必要がある事務事業に係る債務負担行為の追加など、補正予算のほか地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長に関する条例改正、公共下水道事業の公営企業会計の移行に関わる条例などを提案しております。

それでは本定例会に提出しました議案の要旨についてご説明をいたします。

議案第67号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）は、歳入の予算総額に8,500万円を追加し、補正後の予算総額を116億7,700万円とするものです。主なものは先ほども申しましたとおり、年度中途における事務事業の変更や追加のほか、新型コロナワクチン接種委託料、障害児通所給付費、後期高齢者療養給付費負担金の増額、総合文化会館ホール系空調補修費の追加などで、財源については地方交付税、国庫支出金を主なものとしております。

議案第68号令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は歳入歳出の予算総額に3,100万円を追加し、補正後の予算総額を16億7,700万円とするものです。主なものは、年度中途における事務事業の変更及び過年度の実績による県支出金返還金の増額などです。

議案第69号令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算総額に39万6,000円を追加し、補正後の予算総額を14億5,664万円とするものです。主なものは、年度中途における事務事業の変更及び給与改定などです。

議案第70号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算総額に150万円を追加し、補正後の予算総額を3億8,040万円とするものです。

主なものは年度中途における事務事業の変更、浄化センターの光熱水費の増額、給与改定などです。

議案第71号令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の補正として、浄水場の電気料の増額、給与改定となっています。

議案第72号職員の降給に関する条例は、この後に説明します職員の定年延長に伴い、役職定年制度が始まり管理職が一般職員に後任し給与が降給しますので、その内容を整理するものです。

あわせて現在、人事評価制度の見直しを進めており、勤務実績がよくないと認められる職員や、心身の故障を抱える職員について必要があると認めるときは降給したいため、その内容を定めるものです。

議案第73号職員の高齢者部分休業に関する条例は、職員の定年延長に伴い、60歳以降、加齢等の諸事情に加え定年前の多様な生活様式に対応できるよう、職務に支障のない範囲で部分休業ができるよう内容を定めるものです。

議案第74号波佐見町下水道事業の設置等に関する条例は、波佐見町公共下水道事業を廃し、地方公営企業会計に移行するため条例を設置するものです。

議案第75号波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例は、指定管理者について情報公開の対象としたいため所要の改正を行うものです。

議案第76号波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例は、一般会計及び特別会計、教育委員会事務局の所属する職員数の内訳について、実態に合わせ職員数の改正を行うものです。

議案第77号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年延長を段階的に行う必要があり、あわせて役職定年、暫定再任用、定年前再任用短時間勤務制度の導入を行うため所要の改正を行うものです。

議案第78号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例は、先ほど申しました地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年延長に関わる関係条例6本について一括して改正するため関係条例として整備するものです。

議案第79号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、対象となる職員及び育児休業の取得方法を改正するものです。また職員の定年延長に伴いあわせて所要の改正を行うものです。

議案第80号波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第81号波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の規定を整理するため、所要の改正を行うものです。

議案第82号波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、企業会計に属する職員の高齢者部分休業について、一般の職員に準じてその内容を定めるものです。

提出しました議案は以上であり、詳細についてはご審議の折にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議の上、適正なる判断を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 4請願第1号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました4請願第1号につきましては、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、4請願第1号については、総務文教委員会に付託します。

日程第5 議案第67号

○議長（百武辰美君）

日程第5．議案第67号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは議案第67号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）について説明します。歳入歳出予算の補正ですが、総額に歳入歳出それぞれ8,500万円を追加し、総額116億7,700万円とするものです。

繰越明許費ですが地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は第2表の繰越明許費によります。債務負担行為の補正ですが、追加及び変更については、第3表の債務負担行為の補正によります。地方債の補正ですが、変更については第4表の地方債補正によります。

今回の補正で主なものとして、後期高齢療養給付費負担金、障害児児童障害児通所給付費、新型コロナワクチン接種にかかる経費をはじめ、年度中途における事務事業の変更及び追加による増減などについて、所要額を計上しております。

5ページをお願いします。第2表繰越明許費ですが、県議会議員選挙費の一部について、年度をまたぐ内容の契約が見込まれるため、次年度への繰越明許費として措置するもので金額は67万5,000円とされています。

6ページをお願いします。第3表債務負担行為の補正ですが、6ページから9ページまでの7件の追加と、10ページに記載の1件の変更となっております。

次に11ページをお願いします。第4表地方債の補正ですが、事業費や財源の変更に伴い2件の限度額の補正を行うものです。起債の方法、利率、償還方法について変更はなく、内容については記載のとおりです。

次に歳入の補正について、増減の大きいものを説明します。14ページをお願いします。

1款の町税についてです。町民税については1目．個人住民税について、当初と比べ増加の見込みとなったため、増額をしております。

15ページの2項，固定資産税についても同様の理由により増額をしております。

次に16ページをお願いします。10款，1項．地方交付税については、普通交付税の交付決定額と現計予算額の差額として、2,556万8,000円を増額しています。

次に17ページをお願いします。17ページの14款，国庫支出金から、20ページの15款，県支出金については対象となる事業の新規計上やそれぞれの事業費の増減に伴い補正すべき額を計上しております。

まず17ページ14款，1項，1目．民生費国庫負担金ですが、障害児通所給付費の歳出増に伴い、729万1,000円を増額しております。2目．衛生費国庫負担金は新型コロナウイルス感染症予防接種費として、2,468万4,000円を増額しております。

続きまして18ページ。14款，2項，5目．教育費国庫補助金は学校施設環境改善交付金が、学校ごとに上限額が設定されるものであるため、節で増減を行いトータルで905万8,000円減額しております。

次に21ページをお願いします。18款，2項，1目．財政調整基金の繰入金ですが、財源不足への充当として計上していたもののうち、歳入歳出の状況をみる中で若干の余裕ができると判断したことから2,000万円減額しております。

2目．ふるさとづくり応援基金繰入金は、避難場用ワンタッチベッド購入へ充当などにより650万円増額しております。

5目．教育施設整備基金繰入金は、総合文化会館ホール系統空調機補修工事の変更の財源として900万円を増額しております。

8目．減債基金繰入金は、平成19年度に借入れを行いました中学校校舎地震補強工事に係る教育福祉施設整備事業債の繰上償還を行うため、538万円を計上しております。

続いて23ページをお願いします。21款，1項，町債ですが5目．教育債は、国庫補助金の一部減となったことに伴い680万円を増額しております。

歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。まず企画財政課所管について説明します。

25ページをお願いします。2款，1項，6目．企画費21世紀まちづくり総合支援事業費補助金については、長崎県景観資産登録を受けている西ノ原地区のモンネポルトとHANAわくすいの屋根の補修について、県の21世紀まちづくり推進総合補助金を活用し実施するためのものです。

飛びまして51ページをお願いします。12款，1項，1目．教育・福祉施設等整備事業債については、歳入でもご説明しましたが、平成19年度に借入れを行いました中学校校舎地震補強工事に係る教育福祉整備事業債の繰上償還を行うため、538万円の増額補正を行っております。

以上が企画財政課所管でございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係の補正予算についてご説明申し上げます。戻りまして5ページをお願いいたします。

5ページ第2表繰越明許費補正でございます。先ほど説明がありましたが、県議会議員選挙費について計上しております。県議会議員選挙は、来年令和5年3月31日告示、4月9日投票となっております。

ます。したがってポスター等の執行について年度をまたぎますので、今回繰越明許費を追加するものでございます。

7ページをお開きください。債務負担行為の補正、追加でございます。まず今回2件総務課関係であげておりますが、イントラシステム機器更改業務、4番文書管理システム導入負担金でございますが、この2つについては昨今の半導体不足によりまして、サーバー機器等の納期が大変遅れているということでございますので、早期に事業に着手し、製品を確保するため今回計上するものでございます。

3のイントラネットシステム機器更改業務でございますが、現在役場で使っていますネットワークシステムを新庁舎に移転する必要がございますので、新庁舎の移転にあわせ、基盤となるネットワークシステム、メールインターネット等を更改するため、今年度において設計を進めており、先ほど申した理由で債務負担行為に計上しております。

総額が令和5年度でございますが1億5,300万円となっております。

次に文書管理システム導入負担金でございますが、これは現在本年度においてファイリングシステム、文書の管理のあり方を簿冊方式からファイリング方針に変えておりますが、それと連動してファイル等を文書管理するシステムを導入することで今回令和5年度、1,900万円を計上したものでございます。

少し飛びまして25ページをお願いいたします。申し訳ございません。25ページ、2款、1項、14目。地域情報化管理費でございます。委託費ぴったりサービスシステム対応業務委託料として、478万5,000円を減額しております。これは当初予算で、国のぴったりサービスと連携するためですね、役場庁舎内に連携のサーバーを構築するというので進めておりましたが、ベンダーのほうで国の標準化の作業も間に合ったためですね、クラウド上で連携することが可能になり、先ほど申したサーバー関係の構築が不要になりましたので、所要額を減ずるものでございます。

飛びまして43ページをお願いいたします。9款、1項、5目。災害対策費でございます。10節。需用費消耗品として108万6,000円を計上しております。これは先ほどふるさと納税の繰入金のほうでありましたが、避難者用のワンタッチベッドを60台購入するというので所要額を計上しているものでございます。

以上で総務課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは住民福祉課所管に関しまして、ご説明をいたします。

30ページをお願いいたします。3款、1項、3目。障害者福祉費の22節。償還金、利子及び割引料

で過年度障害者医療費負担金返還金164万9,000円を増額しております。これは更生医療の対象者が特定疾病療養受給者証を医療機関の薬局に提示していなかったため、医療機関や保険者による再審査の結果、厚生医療給付費につきまして国県に返還が生じたものであります。

次に31ページをお願いいたします。3款, 2項, 2目. 児童措置費19節. 扶助費の障害児通所の給付費でございますが、失礼しました。1,458万2,000円を増額しております。これは新規利用事業の児童の増加によるものでございます。

次に33ページをお願いいたします。4款, 1項, 5目. 環境衛生費18節. 負担金、補助及び交付金の町野良猫不妊・去勢手術補助金でございます。12万円を増額しております。これは新規事業であります。飼い主のいない猫に対しての不妊手術が1匹1万2,000円、去勢手術が1匹1万円を上限に補助するものでございます。今回10匹分を計上しております。

以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明をいたします。30ページをお願いいたします。3款, 1項, 1目. 社会福祉総務費27節. 国民健康保険事業への繰出金を、684万5,000円減額しています。

国保事業の運営は基本的に保険料収入で賄われるものですが、被保険者に低所得者や高齢者が多い、あるいはベッド数が過剰であるなど保険者の責めに期すことのできない事情で保険料の減収や医療費の増加がある場合、一般会計からの繰入れができるものですが、当初予算よりもその影響が少なく算定されましたので減額するものです。

3款, 1項, 5目. 後期高齢者医療費18節. 負担金補助及び交付金を1,847万9,000円増額しています。後期高齢者医療費は保険給付費の12分の1を町が負担することとなっており、今回の増額分は令和3年度の保険給付費の額の確定に伴い、精算として追加負担が求められたものです。

31ページをお願いいたします。3款, 2項, 1目. 児童福祉総務費19節. 扶助費で、福祉医療費を275万8,000円増額しています。年間の支給額を見込んだ結果、不足することが予想されましたので増額するものです。

32ページをお願いいたします。4款, 1項, 2目. 予防費2,042万4,000円を追加していますが、コロナワクチンの5回目接種の経費を含む補正になります。

主なものとして7節. 報償費のうちワクチン従事者謝礼360万円の60万円。集団接種医療機関協力金937万2,000円の増額。12節. 予防接種委託料597万6,000円の増額となります。

以上で子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

それでは農林課所管分について説明をいたします。35ページをお願いいたします。6款，1項，3目．農業振興費の18節．負担金、補助及び交付金176万5,000円の減額でございますが、説明に記載しています長崎農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金により農業機械購入への補助を計画いたしておりましたが、補正第5号で計上いたしました農業資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金を活用するよう計画変更いたしましたので、今回その分を減額するものでございます。

以上で農林課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課所管の主なものを説明いたします。26ページをお願いいたします。2款，1項，18目．12節．の委託料ですね。220万円を14節の工事費から組替補正を行っております。これについては、現在鴻ノ巣公園のほうにキャンプ場の整備を行っておりますけども、このキャンプの各施設の配置やテントサイトの整備また運営方法、備品調達など専門家のアドバイスやコーディネートをしていただく必要があることから、今回工事費のほうから組替えを行ったものでございます。

次37ページをお願いいたします。7款，1項，3目．14節．工事費の波佐見新泉源機械室の中の機材改修工事でございます。この分については温泉のですね、新泉源の貯湯室、貯湯タンクに対する廃棄ブローアの改修や、この機械室の換気ファンまた換気扇そういったものを改修工事のためにですね、所要額を計上したものでございます。

以上で商工観光課関連の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは続きまして、建設課所管分について説明いたします。39ページをお願いいたします。

8款，土木費2項，1目．道路橋梁総務費12節．委託料。まず登記委託料として、町道における分筆登記費用として、210万3,000円を追加しております。

次に道路台帳補正業務委託料を114万6,000円減額しております。これは今年度分の道路台帳の整理が終了いたしましたので、実績に伴い整理を行ったものでございます。以上で建設課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課関係をご説明いたします。ページ戻りまして33ページをお願いします。

4款，1項，5目．環境衛生費でございます。346万6,000円を増額するものですが、水道課関係に

つきましては18節. 負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備事業費補助金273万円になります。年度内の浄化槽設置について施工業者に意向調査を行ったところ、今後ほぼ確実に申請するもの、あるいは契約がまとまれば申請したいものがあったため所要の額を補正するものでございます。

以上が水道課所管のものでございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係をご説明いたします。ページは44ページをお願いいたします。10款, 1項, 2目. 10節の需用費118万7,000円を増額いたしております。これにつきまして子供たちの確かな学力をつけるために、1年間を通してどれだけ学習が身についたか、それを確認するために今までは年1回行っていましたが標準学力調査を年2回実施するというので、その分の1回の費用となります。こちらにつきましては各学校から強い要望がございましたので補正を計上させていただいております。

次に47ページをお願いいたします。10款, 4項, 4目. 14節. 工事請負費1,065万4,000円を計上させていただいておりますけども、こちらにつきましては今年度小ホールのダクトが雨漏りをしておりましたので、9月の補正で小ホール分をだけですね補正予算ということで計上させていただいておりますけども、その後業者と打合せをしまして、大ホールのほうも同じように、経年劣化しているということでございましたので、今回一括施工することによって経費を抑えるために、今回の補正に計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。10款, 5項, 1目. 18節. 負担金、補助及び交付金でございます。150万を計上いたしておりますけども、こちらにつきましては中学校の野球部がまた3月に行われます全国の静岡大会に出場しますので、その部分についての補正となっております。

次ページをお願いいたします。10款, 6項, 1目の10節と14節でございますけども、こちらにつきましては9月の補正で給食センターの補修関係をあげさせていただいておりますけども、一部においてそこを工事費のほうに組替えますので、今回こういった補正ということで計上させていただいております。

以上で議案第67号令和4年度一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

城後議員。

○8番（城後光君）

37ページをお願いします。7款, 商工費1項, 商工費3目. 観光費の14節なのですけど、工事請負

費ですね。宿郷交差点観光看板設置工事、とはさみ観光案内所看板移設工事なのですが、この具体的内容等どういふことをされるのかをお知らせください

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず宿郷の交差点の部分については、これまで白と青の色の看板を。観光案内看板を設置していましたが、さきの台風でちょっと破れてしまったのでそれを改修するというか、つくり直すというよふな工事でございます。

もう一つの波佐見観光案内所の看板の移設というのは、現在岩峠の駐車場のほうに観光案内所を設置しておりますけれども、そのつくりがプレハブに上のところに看板をぐるっと巻いて、目立つようにやっているので、その看板を少し浮かせることで、看板との隙間が狭くて何と言いますかね、そのプレハブ自体の屋根から雨漏りがしていたということで。

この工事名が紛らわしくて申し訳なかったのですが、その看板を少し移動させて空間をつくって雨漏りを防止するという意味での工事でございます。そういう内容となっております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ページ数33ページをお願いします。4款，1項，5目，18節．町野良猫不妊・去勢手術費補助金の件なのですが、これはもう以前からよく言っていたもので計上してもらって本当に感謝申し上げます。

そこでちょっと2点ほどお尋ねです。こちらの補助金の要項はつくられていたら後だって見せてほしいなというのと、あとこちらの周知はどのようにしていかれるか。いつぐらいからしていかれるか。そちらをお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

要項のほうはですね、つくっておりますので、後でお渡しさせていただきたいと思ひます。いつからということですが、令和5年1月1日施行という状況でしてあります。

周知につきましては、広報なりホームページなりで周知を図っていきたいというふうにお思ひしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

26ページの2款，1項，18目の14節ですが、まずHASAMI キャンプサイトパークについてでございますが、まずそこからですね工事請負費から220万あるのですが、工事した時にコーディネー

ターを入れるというふうなことでございますけども、まずこのコーディネーターを必要とする理由。それから工事費に220万委託料に回してありますので、その分工事費に影響ないものか。

それから全体的な完成時期はいつになるのか、その3点お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回ですね東スポに整備している、令和3年度に本体工事を行ったわけですけども、そのプロポーザルで業者を決定したのですけども、非常に今現在キャンプ場というのは全国各地にたくさんあって、差別化というのが非常に難しい状況になっておりまして、いざ整備してもなかなかお客さん誘客に苦勞する可能性があるということで、プロポーザルの段階から全国的にも非常に珍しいような施設。ドームアップという形式のですね、2本の木にそういうテントを吊るというような形式で、非常に全国的にも例が5、6か所しかないような例のキャンプ場を、今整備をやっております。

それでそういう中で、どうしても通常のちょっと、テントと違いますものですから、そういう専門の業者を入れて安全対策も含めて、ちょっとコーディネートに費用が要するというので、当初の地方創生予算のほうで全て工事費とことであげていましたので、220万円を委託費として流用したものでございます。

そしてそれによって工事費が圧迫されるということで、実はその周辺のトイレの改修とかそういった改修も、一緒に行く予定でございましたが保健所との協議も結構難航したりとか浄化槽の設置の大きさとか、そういうので難航したりとかいう部分もありましたので、一旦このトイレの改修を次年度以降にまわすようなかたちにして、その工事費の不足分を、ちょっと調整をさせていただいているというような状況でございます。

あといつからオープンかということですけども、来年の春オープンを目指して今年度施工業者も決まりましたので、今から最終仕上げを行っていくようなかたちをしますけども、トイレについてはですね来年度早々に行いまして、現在トイレも実際はありますので、オープン時にはトイレ自体はありますので、問題ないと思うのですけども、よりきれいなトイレに使っていただくために令和5年度早々に整備を行いたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

全国的に5、6か所しかないような珍しいキャンプ場をつくられるというふうなことで期待をしておりますけども。

昨日ちょっと私も見に行ったのですが、あそこを3基ありまして、中央のほうは大体もうテントも覆いもちゃんと出来ているようですけど、両端がまだ、枠だけというような感じでしばらくはかかり

そうだなと思ったのですが、結局工事費というのは、影響が出てそしてトイレの改修をまた別個の予算ということになるわけでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

3基ありまして、その一番大きな部分についてはですね、もう据置き型の常設テントでございます。

もう一つ前後にある2基については、木に2本の木に吊るす土台まで整備をしていますので、その上に掛けるテントというのは一般のテントの設置をします。

それで今ですね、夏のシーズンとか今はないのですが、台風シーズンとかは木にずっと吊るしっぱなしで、非常に危ないということで一旦降ろします。そして上にかけるテントについても、経年劣化がありますので、使わないときは回収をしているという状況ですので、上にかけるテントまでは整備がされているというような、前年度で整備はされています。

工事費、トイレの分が来年度に回りますので、今回の令和4年度の予算をフルフル何と言いますかね、割り振りをして今回工事を出している金額と、この今回の220万とを足して、あとまだ残はありますけどもトイレを整備する残にまで至らないということですので次年度で整備をさせていただきたいというように思っております。

残った金額については、備品とかそっちのほうの整備を、調達を行いたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

先ほどのキャンプ場の件なのですが、以前というかその3つ出来たのは一応確認しております。一応トイレのほうも確認しておりますが、トイレなかなか使う機会もなく清掃のほうもちょっとどうかな、という感じもありましたけど今後またきれいに整備をされるということで少し安心しました。

1点ちょっとお尋ねいたしますけど、そこあたりの防犯等関係は今回の整備には入っていないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

前年度の整備で電気の配線まではですね、キャンプの施設のところまで通していますので、今年度でキャンプ場のそういう誘導といいますか動線そういった部分については照明を赤々とは付けませんけども、そのキャンプ場に見合ったような照明を整備する予定でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは来年の春オープン前に一応誘導灯というか電気ですね。その赤々とするのもちょっとあれなのですけど、それに似合った感じの整備ができるということによろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そのとおりでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

すいません2点ですけど、ちょっと内容の詳細を説明していただきたいのですが、まず1点目36ページですね。6款、農林水産業費2項、林業費の1目、林業振興費で下湯無田地区の水路改修工事なのですけど、こちらの内容説明をお願いします。

あと1点ですね45ページですね。10款、教育費2項、小学校費と中学校費にもあるのですが、学校サポーター謝礼各学校補正が出ていますけども、具体的に何かこう要望とかあって補正になったのかそのあたりをお知らせください。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

6款、2項、1目、林業振興費の中の14節、工事費ですね。この下湯無田地区水路改修工事につきましては、これ実は令和3年の事業で今実施しているものでありますが、今回のか所が実はちょっと少し形状的に難航しておりまして、少し変更が必要になったというところで。

ここで言えばL型側溝の規格ということで、例えば設置する規格の物が2メートルを一つとした形の工事があるわけですが、それとちょっと現場が、場所が合わないということがありまして、それを1メートル物に変更しまして、その分単価が上がったり、そういうことで今回この分の変更分を増額したというものでございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校サポーターにつきましては現在学力向上支援員、特別教育支援員を配置しているのですが、各学校の現状の中で、校長のほうからよりきめ細やかな支援がどうしても必要とする児童生徒がいるということの要望がありましたものですから、どのような具体的な支援が必要かということをお尋ねし、学校から必要な時間、必要な支援、必要な人数等々を出してもらい、例えば授業中における、どうしても離席等々で落ちつかない子供たちへのより細やかな支援であったり、放課後の学習時間の支援であったり、不登校不適應の子供たちへの見守り等々の学校のニーズに応じたかたちで、必要な人数を割当てさせていただいております。

謝金というかたちで配当をし、町民の方に広く募集をして自由な時間といたしますか。フリーな時間に来ていただいてサポートいただくというかたちで、よりきめ細かな指導ができればなということまで思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

7ページをお願いします。事項の4として文書管理システム導入負担金というのが、限度額1,900万ということでございますけども、この先ほどの説明で、帳簿システムからファイリングシステムへの移行ということを説明があったわけですが、このファイリングシステムに向けてのまず目的それから必要性、メリットデメリットですね。それから予定している経費の主なもの。そして実施時期これについてお尋ねをいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず先ほど説明しましたが、今回令和3年度に、令和4年度において文書の管理のあり方を、簿冊方式からファイリング方式のほうに変えております。こういうふうにファイルの中に綴じ込んでいくということに変えております。

今まで簿冊の中に取り込むときにいる文書、要らない文書をまとめてやっておりましたので、文書の管理がどんどん増えておりました。

あわせて文書の回覧をするときに、各担当がコピーをとって私文書化するというので、文書の管理を一元化する。もう原本のみを管理するという方式に変えたいと思います。

しかしながら現在の文書管理システムがファイルの管理と文書の管理が、ひも付いていません。あわせて県等から来るメールのファイルともシステム上ひも付いておりませんので、今回そういったシステムを一新し、まずは県から来たメール等のファイルを文書管理上、この新しいシステムで管理する。そして印刷、または原本が来たやつについてはこのファイリングシステムとする。そのシステム化を一連としてやりたいということで考えております。そういうことで重複しますが、文書の原本を一元管理しますので、コピーが減る、私文書が減ることになりますので、そういった意味で原本管理ができますので業務の改善につながるということで考えております。

あわせて今ファイルの管理が共有ホルダーにしているのですが、そこもファイルのコピーであふれておまして、もうどれが原本か分からないということで、しっかりシステム上ひも付けることによって、県に提出する書類はこれなのだということになりますので、そういったメリットがあるかと思っております。

当然今回のシステムについては長崎県の行政振興協議会が既に共同調達でシステムを決めておりま

すので、そのシステムを入れるということで負担金ということで計上させております。

できれば令和5年度に向けて、早い時期に稼働させたいなというふうに考えております。デメリットというのは今のところあんまり想定はしがたいのですが、やはり職員がそういうシステムに慣れて、今の簿冊方式からファイリング方式に慣れるというこの移行がですね、一番の課題じゃないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

すいません32ページをお願いします。4款、衛生費1項、保健衛生費5目、環境衛生費なのですが、刈払機購入費ということで備品購入費あがっていますけれども内容をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

32ページの4款、1項、5目、環境衛生費17節、備品購入費刈払機購入費の内容でございますけれども、内容につきましては環境美化作業員さんの備品を購入するものでございます。

チェーンソーであったり、トリマーであったり。トリマーも普通のトリマーと背負い式のトリマー、あとエンジンプロア等ですね。そのあたりの老朽化に伴う買換え等もございまして今回購入するものでございます。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですがしばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。質疑はありませんか。

三石議員。

○10番（三石孝君）

ページ数が33ページですね。4款、1項、5目、18、町民の要望に応じて野良猫等の不妊と去勢の助成の補助金を新規につくられたということで。

あと新しい事業に関しては、取り組み含めて要綱を含めて大変なお仕事をされて、敬意を表するのですが、中身の要綱も出来ているというお話でございますが、この要綱の主要な部分ですね。どういう要件があつてこの補助をもらえるのかとか。また町外の病院等でもこの利用ができるのかとか。そこあたりの内容を少しお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

先ほどの町の野良猫不妊去勢手術費の補助金、の要件でございますけども、まず対象者につきましては、町内に住所を有する 18 歳以上の個人または町内に事業所を有する団体ということになっております。

申請者につきましてはですね、先ほど言いましたとおり、不妊申請書のほかに添付資料といたしまして誓約書を。これは申請者が、飼い主がいない猫であるかという誓約でございます。手術をした後にその地域に戻すという誓約の内容でございます。

そのほかに証明書ということで、その地域の自治会長ないし隣保班長さん。その地域での代表の方にこの中、この猫については飼い猫ではない猫ですよという証明書を添付していただいて、提出をしていただくかたちになっております。

町外の獣医師でもオーケーかという状況でございますけど、これは地域性もございますので波佐見町におきましては有田町とか武雄市とかですね。そういうところでの獣医師でも可能になるような状況で、要綱の作成をいたしております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10 番（三石孝君）

ありがとうございます。で、予算計上にあたっては約 10 匹分というふうなご説明がございました。この 10 匹分が適当な頭数なのかどうかというのは分かりません。当然のことながら新しい事業でございます。

仮にそういうふうなかたちで殺到して、野良猫の不妊とかをされたいということが来られた場合の対策としてはどういうことを少し、お考えになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

おっしゃるとおりですね、最初の新規事業でございますので、どれだけ来るかという状況がまだ見込める状況ではございませんので、まずは 1 月 1 日から施行してその 3 か月間、今回 10 匹分ということで計上させていただいておりますけども、殺到した場合という状況でございますが、その分はそのときに応じて。ひょっとしたらもう年度末とか、いう状況であればまた新年度という状況で待っていただく可能性もありますし。そのあたりは臨機応変に対応させていただければというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。福田議員。

○7 番（福田勝也君）

ページ数が 29 ページ。2 款, 4 項, 4 目。町長選挙費の 13 万 3,000 円なのですが、町長選が今年 9 月ありまして、告示日に大きな台風が来るということで掲示板のですね 1 回撤去された。そういったかたちでの補正なのか、ちょっと確認です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

29 ページ、2 款, 4 項, 4 目ですね。ポスター掲示板設置・管理・撤去業務委託料で 13 万 3,000 円でございますが、ご指摘のとおり台風で近づきましたので、一旦撤去して台風が過ぎ去った後にもう 1 回撤去したということでその分の費用でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7 番（福田勝也君）

町長選と同時に今回町議の補欠選もございました。それで告示日に 2 名で無投票というかたちではあったのですが、その際に町議の掲示板のほうが設置されなかったということで、町民の方々に対してはですね、どういう方が出馬されたかというのが、ポスターも見ることもなかったということもあるのですが、このような対応は今後もされるのかというか、どのように考えるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ご指摘のとおりですね町議の補選については、台風が接近しましたので危険回避のため撤去を行い、その後再設置は行いませんでした。そのため今議員がご指摘のとおり、どういった方がご当選されたかというところはすぐに分からないということでかなり選挙管理委員会のほうにもお問合せが届きました。

したがって、今後において同じような事象があった場合は再度設置をするということで選挙管理委員会のほうでもまとめをしておりますので、そのような対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。尾上議員。

○13 番（尾上和孝君）

43 ページをお願いいたします。9 款, 1 項, 5 目, 10 節. になります。この消耗品費が 108 万 6,000 円あります。先ほどのご説明では避難用のワンタッチベッド 60 台ということでお聞きしておりますが、どんな感じのワンタッチベッドなのでしょう。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

若干経過を申し上げますと、本年9月の台風接近で避難所開設を行いましたときに、私たちも避難所のほうを巡回したのですが、ご高齢の方がやはり床にそのまま布団を敷いて寝るのはちょっと厳しいということで、今備蓄しています段ボール用ベッドを設置していたのですが、小さい段ボール組合せてベッドをつくるという方式で、時間もかかりましてかつ寝心地も悪いということでございました。

そういうお声をいただきましたので、担当のほうでいろいろ調べたところですね、段ボールの素材がプラスチック素材になっておりまして蛇腹ですね。こう畳めるような、組合せて蛇腹のようになっておりまして、それを通常畳んでいるのですが、災害時はその蛇腹を開く。それでその上に板を乗せてベッドにするというようなことで、設置が約1分程度でできるということで、画期的な商品がありましたので、それを買うという目的で、今回所要額を計上しているところでございます。

ちょっと説明が難しいのですが、蛇腹といって、アコーディオンカーテンの蛇腹がありますよね。あれを畳んだ状況で、これが伸びるというような感覚で思っただけならばというふうに思いますので、ちょっと説明も増えてございますので後でちょっとカタログ等お見せしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

4回目ですので申し訳ございません。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

関連して同じところなのですが、今回60台をご購入ということで、各避難場の配置はどのようにされるのかと。あとやはり今ご説明がありましたけども、ある程度場所とると思うのですよね。その保管場所は確保できているのかどうか。お伺いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

本年度から高齢者等避難するときには、勤労福祉会館、総合文化会館、改善センターを開設するようにしておりますので、その3か所に20台ずつ設置をするように考えております。場所については大変コンパクトに折り畳めることができますので、現在の備蓄倉庫の中に置けるものということで考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号令和 4 年度波佐見町一般会計補正予算（第 6 号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第 67 号は原案のとおり可決しました。

日程第 6 議案第 68 号

○議長（百武辰美君）

日程第 6. 議案第 68 号令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 68 号令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明をいたします。歳入歳出予算にそれぞれ 3,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 7,700 万円とするものです。追加する 3,100 万円の内訳ですが、2 ページをお願いします。歳入の主なものは 4 款, 1 項, 県負担金は、3,790 万 1,000 円を増額するものですが、歳出の保険給付費の増額に伴うものです。

一般会計補正予算の繰入金でも説明しましたが、6 款, 2 項, 他会計繰入金を 684 万 5,000 円減額します。歳出の主なものについては 3 ページをお願いします。

2 款の保険給付費は、現在の支出状況及び今後の伸びを見込み、1 項, 療養諸費 1,501 万円。2 項, 高額療養費 2,289 万 1,000 円を増額します。7 款, 1 項, 償還金及び還付加算金は 286 万 8,000 円を増額し、令和 3 年度事業の精算として、県へ返還するものです。

8 款, 予備費 986 万 3,000 円の減額になりますが、歳出の 7 款への組替えと、歳入で一般会計からの繰入金減額を調整するものです。

以上で令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 68 号令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決しました。

日程第 7 議案第 69 号

○議長（百武辰美君）

日程第 7. 議案第 69 号令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

議案第 69 号令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（2 号）についてご説明申し上げます。

令和 4 年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 30 万 6,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 14 億 5,664 万円とするものでございます。今回の補正は主なものとして、給与改定に伴う人件費と事務費の調整となっております。歳入では、人件費の増額に伴う繰入金の増額、歳出では人件費の増額が主なものでございます。

6 ページをお願いします。歳入でございます。8 款，繰入金 1 項，一般会計繰入金に合わせて 30 万 6,000 円を追加しています。次に歳出でございます。

14 ページをお願いします。8 款，1 項，1 目．予備費は、今回計上した歳出から歳入を差し引いた差額分 55 万 4,000 円を減額しています。

以上で令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。城後議員。

○8番（城後光君）

11 ページをお願いします。3款，地域支援事業費2項，包括支援事業費任意事業費6目，包括支援事業13節，使用料及び賃借料の視察研修バス借り上げ料ということで10万4,000円計上されていますけれども、具体的にどういう視察をされたのかお知らせください。

○議長（百武辰美君）

長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

3款，2項，6目，包括的支援事業13節，使用料及び賃借料の視察研修バス借上料でございますが、当初予算に1か所、熊本県の甲府市にあります「ぽっかぽかすずかけ」というところの視察研修を、こちらの常設型共生型の居場所になりますが、そちらのほうの視察研修を計上しておりましたが、もう1点有償ボランティアの方々から、有償ボランティアをされているところと意見交換会をしたいという要望がございましたので、時津町の有償ボランティアのほうを訪問させていただいて、視察研修の予定をしております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

日程第8 議案第70号

○議長（百武辰美君）

日程第8．議案第70号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし

ます。本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

議案第70号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,040万円とするものです。今回の補正は、人事員勧告に伴う給与等の変更、電気料の改定に伴う光熱費の増によるものが主なものです。

次に債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものです。4ページをお願いします。第2表、債務負担行為ですが中央浄化センター等における法定水質検査や、下水汚泥処理に関する業務委託3件でございます。

令和5年4月1日からの履行が必要なことから、令和4年度中に契約事務を済ませるためのもので期間及び限度額はそれぞれ記載のとおりです。

それでは補正の主なものをご説明します。8ページをお願いします。歳入になります。2款、1項、1目。下水道使用料は231万円増額するものです。収入見込みの増によるものです。

9ページをお願いします。4款、1項、1目。一般会計繰入金は79万6,000円を減額するものです。電気料金の値上げ等により歳出は増加しますが、下水道使用料の増額により繰入金を減額し調整するものでございます。

11ページをお願いします。歳出になりますが1款、1項、3目。処理場管理費で102万7,000円を増額するものです。10節。需用費の光熱水費のうち電気料金の改定による増額が197万7,000円になります。12節、委託料で100万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○10番（三石孝君）

11ページになりますけども、歳出のですね1款、1項、3目。ですね。委託料の12の委託料の減額の100万ですけども、この委託のあり方はどういうふうなかたちでされているのですか。

きっかり100万円減額となっていますが、契約の内容の中身を教えてください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

11ページ。1款、1項、3目。処理場管理費の12節。委託料についてですけども、汚泥処理業務委

託料の減額になります。これにつきましては年度当初からの委託になりますけども、汚泥処理業務の業者選定を行うわけですけども、その際契約単価の減少による減額になります。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第70号は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第71号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第71号令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

議案第71号令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。収益的収入及び支出の補正ですが、令和4年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を補正するものです。収入について補正はございません。

支出は1款、1項、営業費用で275万円を増額するものです。

次のページ、2ページをお願いします。債務負担行為の補正です。予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額について追加するものです。水質検査に関する業務委託で、令和5年4月1日からの履行が必要なことから、令和4年度中に契約事務を済ませるためのもので、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

次に議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正ですが、職員給与費で4万1,000

円を追加し、4,047万2,000円とするものです。

次に7ページになりますけども、収益的支出の主なものになりますけども1款、1項、1目。原水及び浄水費で、燃料費等の調整単価の増に伴い動力費164万4,000円を増加し、また鶴ノ川堰修繕事業の負担金として、負担金100万円を増額するものです。なおこの負担金の額につきましては、現在関係者と協議中ですので決定額でないことを申し添えておきます。

4目総係費は人事員勧告に伴う給与等の変更になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第71号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第74号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第74号波佐見町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号

波佐見町下水道事業の設置等に関する条例。

波佐見町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出。

提案理由でございますが、国において下水道事業の地方公営企業への移行が求められていることから、本町においても、下水道事業に対して地方公営企業法の一部を適用するため、波佐見町公共下水道事業特別会計を廃止し、地方公営企業として下水道事業の設置を行うものです。

2ページ、3ページの別紙に条文を記載しております。第1条から第8条までの条文及び附則からなりますが、朗読は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。資料により内容を説明いたします。4項目めの波佐見町下水道事業の設置等に関する条例の内容につきましては、第1条、下水道事業の設置につきましては条例制定の目的であります。

第2条、法の財務規定等の適用につきましては、地方公営企業法の財務適用を採用した旨を規定しております。

第3条、経営の基本につきましては、経営に関する姿勢と事業の範囲を規定しております。

なお事業の範囲は、波佐見町公共下水道事業計画によるものとしております。

下水道区域は流域外流入の取り組みなどで多少の変動が起り得るため、事業計画を参照する表現としております。

第4条、重要な資産の取得及び処分については、地方公営企業法において法施行令の基準以上の金額を定めなければならないとされていることから、施行令に定められた基準額を採用して規定しております。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除につきましては、地方公営企業法の規定により、議会の同意を得るための範囲を指定したものです。

金額につきましては、日常定期的に発生する賠償責任については、管理者の権限と責任において弾力的に処理し、企業の能率的運営を確保しようとする趣旨から、日常定期的に生ずる賠償責任に係る賠償額の金額を勘案した上、当該金額を超えることが適当であるとされていることから、本町における状況や他団体の規定を参考に規定しております。

第6条、会計事務の処理につきましては、地方公営企業法の規定により、これまでどおり会計管理者にて、会計事務を執り行うために条例でその範囲を規定しております。

第7条、議会の議会議決を要する負担付きの寄附、または受領額等は、負担金付きの寄附の受領等に際して、議会の議決を要する範囲を指定したものでございます。

金額については財政上相当の負担となると考えられる額以上の額とすることが適当であるとされていることから、負担付き寄附の受領については他団体の規定を参考に、また損害賠償の額につきましては、令和4年6月に議会の議決を得て制定されました、町長の専決処分事項の指定に関する条例に

あわせて規定しております。

第8条、業務状況説明書類の作成につきましては、業務の状況を町長へ報告する時期を規定しています。

最後に、附則につきましては公営企業会計として下水道事業の設置に伴い、これまでの波佐見町公共下水道事業特別会計を廃止するものとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第74号波佐見町下水道事業の設置等に関する条例については、産業厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は産業厚生委員会に付託します。

本日の会議はこれで終了します。本日はこれで散会をいたします。ご起立をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

午前 11 時 50 分 散会

第2日目（12月8日）（木曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

岡村達馬議員

1. 新幹線開業と波佐見あちこち陶器まつりについて
2. 令和3年災害復旧事業について
3. 西ノ原土地区画整理事業について

横山聖代議員

不登校や引きこもりの児童生徒の可能性を活かせる教育について

田添有喜議員

1. 農業振興について
2. 教育行政について

北村清美議員

1. 災害時における避難場のインフラ整備について
2. 職員の職場環境について

岡村真由美議員

公の施設の指定管理者制度について

第2日目（12月8日）（木曜日）

2. 出席議員

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|-----|
| 1 番 | 前田 | 博司 | 2 番 | 濱本 | 秋人 |
| 3 番 | 澤田 | 昭則 | 4 番 | 岡村 | 真由美 |
| 5 番 | 田添 | 有喜 | 6 番 | 岡村 | 達馬 |
| 7 番 | 福田 | 勝也 | 8 番 | 城後 | 光 |
| 9 番 | 横山 | 聖代 | 10 番 | 三石 | 孝 |
| 11 番 | 北村 | 清美 | 12 番 | 脇坂 | 正孝 |
| 13 番 | 尾上 | 和孝 | 14 番 | 百武 | 辰美 |

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 町 長 | 前川 | 芳徳 | 総務課長 | 福田 | 博治 |
| 企画財政課長 | 辻川 | 尚徳 | 商工観光課長 | 澤田 | 健一 |
| 庁舎建設推進室長 | 大橋 | 秀一 | 税務課長 | 山口 | 博道 |
| 住民福祉課長 | 井関 | 昌男 | 農林課長兼 農業委員会事務局長 | 古賀 | 真悟 |
| 建設課長 | 本山 | 征一郎 | 水道課長 | 中村 | 和彦 |
| 長寿支援課長 | 松添 | 博 | 子ども・健康保険課長 | 石橋 | 万里子 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 宮田 | 和子 | 教育長 | 森田 | 法幸 |
| 教育次長兼 給食センター所長 | 朝長 | 哲也 | 総務課課長補佐 | 太田 | 誠也 |
| 企画財政課 財政管財班係長 | 鶴田 | 秀幸 | | | |

午前 10 時 開 議

○議長（百武辰美君）

みなさんご起立お願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第4回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。順次発言を許します。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

通告書に従って一般質問を行います。

1. 新幹線開業と波佐見あちこち陶器まつりについて

西九州新幹線が開業し、JRは順調との見解を示している。新幹線が波佐見町に及ぼしている影響と、秋のあちこち陶器まつりの成果について次のことを問う。

（1）佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンが大々的に行われているが、本町はどのようなかたちでキャンペーンに参加しているのか。

（2）新幹線開業による観光客あるいは宿泊客について、手ごたえをどう感じているのか。

（3）新幹線開業にも合わせたようなかたちで本町でもあちこち陶器まつりが開催されているが、昨年より人出が多いように感じる。

来客数は把握しているか。

2. 令和3年災害復旧事業について

公共土木災及び農林災ともに災害復旧事業が急ピッチで進められている。

（1）全体事業費や工事箇所数はどうなっているのか。また、進捗状況はどうか。

（2）未落札や資材高騰といった問題等への対応は。

3. 西ノ原土地地区画整理事業について

事業認可期間が10年延びた。また、本事業に関わる職員が1人から3人体制になり、事業推進に勢いがつくと思われる。

（1）現在の状況をどう思っているのか、率直な意見を伺いたい。

（2）見直しアンケートが実施されたが、その目的と活用は。

（3）今後10年間どういった計画となるのかを、事業主体として地区関係者に具体的に示すべきと考えるがどうか。

以上、質問いたします。なお詳細については発言席より質問いたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

6番 岡村達馬議員のご質問についてお答えをいたします。

1. 新幹線開業と波佐見あちこち陶器まつりについて

（1）佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンが大々的に行われているが、本町はどのようなかたちでキャンペーンに参加しているのかというお尋ねですが、佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンは、令和4年秋の開催ですが、令和3年度から準備が進められてまいりました。昨年11月9日には全国宣伝販売促進会議が実施され、全国から旅行業者を招待し、長崎・佐賀両県の多彩な魅力をPRするとともに、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間をDCキャンペーンと位置づけて、JR九州とタイアップしてプロモーションが展開されました。

本町としても昨年11月の全国宣伝販売促進会議でのPRブース出展や、旅行業者を実際に現地に招くエスクカーションでも波佐見町へ誘致し、旅行商品の造成に向けた営業活動を行いました。

令和4年度においてもガイドブックやポスター製作、本番、オープニングイベント、東京ビッグサイトでのイベント、情報発信など様々な仕掛けが施され、本町としても観光商材の提供やオープニングイベントへの参加などでPRを図りました。

（2）新幹線開業による観光客あるいは宿泊客について、手ごたえをどう感じているかのお尋ねですが、本町では観光振興計画のもと、福岡や関西を第1ターゲットとし、新幹線の開業に関係なくここ数年は誘客対策に力を入れております。

しかしながらコロナの流行により、春の陶器まつりが2年連続で中止になるなど、本町を訪れる観光誘客に大きな影響がありました。

今年に入ってコロナによる影響が少なくなり、国による行動制限もなくなったこと。また県民割や全国旅行支援の追い風もあり、宿泊客や観光客も一定の数をキープしているように実感しております。

現に陶芸の館の入館数は、令和3年9月から11月までが4万2,403人で、令和4年9月から11月までが4万185人と、ほとんど変わらない来場者があっております。

また主要施設での宿泊客数も昨年9月から11月までは9,729人で、今年4月の今年4年の9月から11月までは、1万1,059人と若干増加しております。

このように宿泊客数は各種支援策の影響もあり伸びておりますが、これが新幹線開業による効果なのかは定かではありません。新幹線の開業以前から、あちこち陶器まつりやSNSによる情報発信などの誘客対策も実施しているところであり、引き続き新幹線駅からの誘客はもちろんいろいろな手段も考えながら推進していきたいと思っております。

（3）新幹線開業にあわせたかたちで本町でも「あちこち陶器まつり」が開催されているが、昨年より人出が多いように感じた。

来客数は把握しているかのお尋ねですが、先ほども答弁しましたように春の陶器まつりの2年連続での中止により、何とか開催できる方法を模索され、新たな生活様式、新たなイベントのあり方を

研究された結果、始まったのが「あちこち陶器まつり」であり、たまたま今年は新幹線開業のタイミングに合ったかたちとなっています。

昨年9月から12月までの「あちこち陶器まつり」期間中の来場者は約5万2千人であり、今年は11月中旬までの集計で約3万3,000人となっております。

2. 令和3年災害復旧事業について

公共土木災及び農林災とともに災害復旧事業が急ピッチで進められている。

(1) 全体事業費や工事か所数はどうなっているか。また進捗状況はどうかのお尋ねですが、令和3年8月の豪雨災害については現在早急な復旧を行っているところです。

お尋ねの全体事業費及び工事の箇所数については次のとおりです。なお事業費は、現時点におけるものであることをご承知願います。

まず町道や普通河川が対象となります公共土木災については、箇所数19か所、事業費1億3,600万円であります。

次に農林災については農地・農業用施設等災害と、それから林道施設災害をあわせて箇所数77か所、事業費7億5,600万円であります。またその他として現時点で補助対象とならない林道が1か所、都市公園が1か所、急傾斜地崩壊対策事業として1か所がございます。

次に工事の進捗状況ですが、復旧事業が完了した箇所は公共土木債が10か所、農林災が14か所あります。発注している工事については、地滑り工事を除き年度内完了の予定です。

しかしながら農林災については、入札不調で不落が続いている状況であり、復旧の見込みは次年度以降になる模様です。

(2) 未落札や資材高騰といった問題等への対策はというお尋ねですが、工事の発注状況について、公共土木債については年度初めに全て発注が終了しております。一方で農林債については、現在およそ60%の発注が終了し未落札については40%となっております。

これらについては指名業者の範囲を拡大等により対応を行いました。結果として不落の状況が続いているところです。また不落が続いた工事については、さらに複数の業者に対し見積り合わせによる随意契約を執行するなど、早期の発注の可能性を探り対策を講じておりますが、結果として事態が続いているところです。

建設業組合との意見交換会を行い、実情を確認したところ、一定の資格や経験を有する技術者及び作業員等の不足により、現状で抱えている工事への影響などが理由としてあげられています。

今後の対応としましては、工事期間の延長を踏まえ工事の発注においては繰り越しも考慮した発注や、余裕工期の取扱い等も考えています。

また資材高騰への対応については、長期にわたる工期の工事については必要に応じてルールにのっとった対応を行っていきたいと考えております。

公共工事の単価改定も資材高騰を反映して頻繁に行われており、未発注の工事や不落により再度入札を行う工事等は、その時点での新たな単価での積算となるため資材高騰には対応できているものと

考えています。

3. 西ノ原土地区画整理事業について

事業認可期間が10年延びた。また本事業に関わる職員が1人から3人体制になり、事業推進について勢いがつくと思われるが。

(1) 現状の状況をどう思っているか、素直な意見を伺いたいというお尋ねでございますが、事業認可後24年が経過し、町の財政事情により事業が長期化していることについて、関係する地域の皆様には多大なご苦勞をおかけしていることは承知しているところでございます。

町としましても限られた財源の中で事業を進めるしかなく、いかんともしがたい思いであります。このような中、令和3年度に地区内関係代表者との意見交換において、事業の早期完了に向けた今後の事業の進め方や、見直しに関するご意見もあり、そういった状況を踏まえ、今年度から本事業について少しでも事業の推進が図られるよう本町の職員体制について見直しを図ったところでございます。

長期化している事業でありますので、一足飛びにはとれないかもしれませんが、少しでも事業の早期完了に結びつけることができるよう努力していきたいと考えております。

(2) 見直しアンケートが実施されたその目的と活用はとのお尋ねですが、今回のアンケートに至った経緯については、長期化している本事業の認可変更手続にあたり、事業の縮小も視野に入れたところでの事業全般にわたる整理が必要であったことや、地区内関係代表者との意見交換した内容を踏まえ、今後事業を円滑に進めていくにあたって、地元の方々の考えを確認することが肝要であるとして、アンケートの内容については推進委員の皆さんとともに検討を重ね、実施したところです。

今回のアンケート結果については、これからの事業の実施における入り口として、見直しに係る大まかな意思の確認と、今回いただいた意見をもとに、その中で可能な限り実施できるもの、早期に対応できるもの、実現の有無など皆さんの思いを整理するものとして活用したいと思っております。

(3) 今後10年間どういった計画となるのかを事業主体として地区関係者に具体的に示すべきと考えるがどうかのお尋ねですが、今後10年間の計画については先ほどの答弁と重なりますが、事業の早期完了に向けた考え方として、事業縮小も視野に入れたところを含め整理が必要であったこと。

それに伴い今後進めていく上で、地元の方々の考えを先に確認することが肝要であると考えたため、皆様の思いを整理した後どのようなかたちで進めていくかを、地区の推進委員あるいは代表の方々と協議をしながらかたちをつくっていきたくと考えておりますので、具体的に示すことはすぐにはできませんが、まずは今回のアンケートの整理を行い、その結果や分析の内容等を地域の皆様に報告させていただくことから、行いたいと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

9月23日に西九州新幹線が開通いたしました。長崎・武雄間という比較的短い距離を走りますけども、佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンが年末最終日まで展開をされております。

長崎駅や長崎市内観光地は、その影響を受け大いににぎわっているようですが、波佐見町への影響はどのようなものがありましたか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

具体的に新幹線に乗ってきたかどうかというような把握までは、今の状況では分かっておりません。ただですね、昨年も、あちこち陶器まつりも開催されましたし、今年も開催され非常にお客さんでにぎわっているというような状況ではあるので、ある程度の効果があったものというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほど新幹線を使っただけで、いわゆる来客数等把握できないというご答弁をいただきましたけども、新幹線嬉野駅に出かけてみました。休日に出かけましたけれども、これは彼杵行きのバスです。駅を出たところにバス停があり彼杵、武雄、鹿島駅はですねすぐこれ新幹線嬉野駅の出入口を出たところにあります。

しかし波佐見町・佐世保方面は約100メートル離れた医療センター発になります。恐らくそういった面で、新幹線を使った来客数が少なかったのではないかとこのように思います。

これが国立嬉野医療センターですけども、ここの1階のロビーのところに波佐見・佐世保方面バス乗り場はあります。ですから若い人は100メートルをそうたいしたことないと思いますけども、降雨時や高齢者にとっては、多少きつかなというように思いました。

しかも波佐見・佐世保方面の午前中の便はなくて、全て嬉野バスセンター経由となります。せっかくの新幹線嬉野温泉駅が出来たのですけども、接続の利便性をあまり感じませんでした。

先に大石知事は開業効果を持続させ、県内各地にも波及されていくために受入れ体制の整備や、2次交通の充実にも今後取り組んでいきたいというように言われています。

波佐見町への2次交通対策はどのようなものが現在なされているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

二次交通の前に先ほどのDCキャンペーンでの取組状況の中で、このDCキャンペーンがあるときだけ営業活動やっているわけではなくて、毎年観光情報説明会とか行き、旅行エージェントに説明する機会をいただいていますので、地道にそういう営業活動を行っております。

それで、このなかなか新幹線が開業したからとか、営業したからすぐ結果が出るというわけでは観光はないので、それはちょっと難しいところがあると思っております。今ご質問のですね二次交通についても、非常に難しい問題がございます。

今佐世保嬉野線を西肥バスさんが運行されておりますので、そこで今ここにありますように午前中の便が直通の便がないということで、まず今佐世保嬉野線が今までは観光誘客を対象とした路線では

なく、生活の路線ということで医療センター止まりということをご理解いただきたいと思っております。

そしてこの午前中の部分に医療センターにしても病院は午前中に行くでしょうということで、午前中の便を増やしてくださいというような要望はずっと西肥バスさんのほうにやっております。

なかなか実現はまだ今のところしてないのですが、そこは引き続きしていかないといけないというところもあります。あと、また波佐見町はレンタカーでのお越しのお客さんも多いですのでレンタカーだったり、あとイベント時のみのイベント主催者が無料シャトルバスを出すとかですね。

町が主体になって今既存バス路線があるところに、2次交通の路線を引くというのは非常に困難な状況でありますので、そこは既存バス事業者さんとのちょっと調整を図りながら引き続き粘り強く交渉していきたいというように思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる二次交通対策についてはですね、もう町独自でできる問題ではないと思っております。しかし課長も言われましたように、今後継続して対策をお願いして解決できる方向にもっていったらというように思います。

さらに佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンでは、いわゆるホームページについては旅行会社に対しては、波佐見町の詳しい案内もされておりました。もちろん新幹線を使ったキャンペーンですので、理解はしましたけども、もう少し個人向けの案内も欲しかったと思っております。波佐見町独自で新幹線利用者の集客キャンペーンはどのようになされましたか。こうした状況を見て、今後波佐見町への観光客誘致はどのようなものができると思われませんか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

新幹線に限ったことじゃないのですが、今年度やった誘客の施策としましては、宿泊客に対して最初の1泊目を宿泊された方に対して2,000円の商品券の配布を行っております。いろいろとヒアリングする中で、非常に効果があって県内に宿泊するとなると全国のやつと併用してできますので、県内で波佐見町が一番優遇されているというような声も聞いたりもしました。

そういう取り組みですね。これはもうちょっと新幹線に限った話じゃないのですが、そういうこともやっております。

またこれまで福岡が中心にターゲットでありましたけども、それをですね観光振興計画の中で関西までターゲットとして加えてですね。まだ今からだと思っております。今まだ新幹線開業してちょっと2か月ぐらいですけども、このあたりも地道に誘客の営業活動も行っていかなきゃいけないというふうに思っていますし、あとですね焼き物目当てのお客様だけじゃなくてアウトドア。また歴史、文化そういったですね、あらゆる角度からのお客様の来客も考えてですね、いろんな仕掛けというのは引き続き、止まることなくやっていかないといけないというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

その件についてはですね、十分理解はできました。いわゆる新幹線外、いわゆる一般の自家用車等についての観光客についてのちょっと状況をお伺いいたします。

自家用車等についてはこれまで同様、土日祝祭日のイベントには福岡、熊本、大分方面からの車をたくさんお見かけしました。近隣ですので一番佐賀ナンバーが多かったようですけども、そこでお尋ねしますけども、まずこの秋はコロナも少し落ちつきを見せましたし、全国展開された旅行支援などもあり、イベントや観光地は大まか復活したようにも思います。町内の宿泊施設、観光施設等の土日祝祭日の状況はいかがでしたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど町長も答弁しましたように、一つの目安としまして陶芸の館にはセンサーで人が通ったらカウントできるようなカウンターがございます。それで9月から11月、昨年と比べました。

それでそうするともうほとんど変わっていないということで、若干今年のほうが逆に少ないぐらいあるのですけども、宿泊者についても主要なちょっと5つの事業宿泊事業者に、9月から11月までのヒアリングを行いましたけども、宿泊者については先ほど町長も言いましたように若干伸びているというような状況ですので、順調なのかなというか、新幹線に絡んでの今回質問ですので、新幹線での去年と今年を新幹線開業から1か月間を比べられた研究機関がございまして、波佐見と近隣の新幹線沿線の中で波佐見と有田が、あと島原半島なのですけども、が非常に昨年から比べると増えていないというデータが新聞にもどんと載りました。

何をやっているんだっていう話になるのですけども、それをですねやっぱり分析すると、波佐見町やっぱり「あちこち陶器まつり」とかそういう部分で、去年からもう既に多かったというようなことなのですね。

下がることなく去年からしっかり誘客対策を行ってきたということで、そういう差がついていない。その勢いを引き続き止めないように、営業なり努力していきたいというように考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほどの質問と多少かぶるところもありますけども、あちこち陶器まつりについてお尋ねをいたします。

今年の秋町内イベントは例年になく大いににぎわってございました。また新たな取り組みとして「H A S A M I n o W A」などはこれまで倉庫に眠っていたものではありますけども、十分に活用できる商品を波佐見ドロップスなどとして販売されたり、業界のSDGsへの焼き物関連の再活用など、多様性への取り組みもしっかり対応されていたように思います。

秋陶めぐりから始まるあちこち陶器まつりは、コロナに負けないという趣旨で生まれた陶器まつり

と聞いております。しかし関係者の皆さんのご努力ですっかり大きなイベントになったようです。

また期間としてもほぼ3か月にも及び、この季節町内ではいつでもイベントがなされているという状況であり、新聞紙上でも多く取り上げられていました。画像は陶芸の館の前の「あちこち陶器まつり」です。

「陶芸の里まつり」や「インター街道秋まつり」など、これまでにないにぎわいを感じております。

「波佐見インター街道秋まつり」の画像です。イベント会場を集約されず行われますので、観光客や経済効果も把握するのは非常に難しいとは思いますが、どのくらいに至ったというふうにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

あちこち陶器まつりに関してはですね、関係者の皆さんの努力で、自分たちですっかりまつりを運営していこうという気持ちで頑張っていると思いますので、誘客結構あっております。

町長答弁にもありましたように昨年が5万2,319人ということで、今年はまだ全て集計が出来てないということもありますので、まだ今のところ3万3,000人ということなのですが、去年と同じぐらいの5万ぐらいくのではないかなということでは思っておりまして、その経済効果というのは、なかなか売上げとかも把握できないのでそこまで至っていないのですけれども、このイベントの、どういうイベントがいつあって、どのくらいの集客があったというのは波佐見焼振興会のほうでしっかり把握をしているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

先週の皿山の器替えまつりで、一応この秋の陶器まつり関係のイベントは終わりだというように聞いておりますけれども。これから来春の、いわゆる春の陶器まつりへの取り組みがもう始まっているのではなかろうかというふうに推察されます。

大まかで結構ですから、現在までの方針等が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

来年の陶器まつりに関しては、もう秋からいろいろな営業活動とか動かれております。陶器まつり協会のほうで、そして来年度の開催については今年と同様しっかりと感染対策を行いながら、通常どおりのかたちでの開催ということで方向性が示されているようです。

また新しい振興会の会長と話すこともあったのですが、やっぱりいろいろな営業活動にしても、今まで男性ばかりが営業活動に行くのではなくて、しっかり女性目線での誘客というのを持っていかないといけないということでちょっと言われておりまして。そういった女性登用とか、女性目線の陶器まつりというのにも研究していかないといけないのではないかとということで、考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

ありがとうございました。続きまして令和3年災の復旧事業についてお伺いたします。

昨年8月中旬の大雨は、波佐見町全域に大きな爪跡を残しております。当時被災額は、建設課関係で約5億2,000万円。農林課関係で約7億8,000万円の約13億円だとの報告を受けました。

先日議会の産業厚生委員会の視察を行いまして、その折に感じたことを少しお聞きしたいと思えます。関係皆様のご協力で本当に急ピッチで施行されているのが分かりました。公共土木災害いわゆる農林災害ともに同じ質問でのお尋ねをいたしますので、ご返答をお願いしたいと思います。

まず公共土木災害ですね。全体の復旧事業費は、今現在幾らになっておりますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

公共土木災害の全体の復旧事業費は幾らかということですが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、公共土木災害については1億3,600万円でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

答弁も重なると思えますけどもお尋ねしたいと思います。災害復旧事業数の箇所数、それから発注済みの箇所数それと発注率は何%かをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

同じく公共土木災害の分でございますが、箇所数につきましては全部で、工事数で申しますけども19工事になります。箇所数が19か所ですね。で、そのうち発注済みの箇所につきましては、これは全て発注済みでございます。

ですので、これは100%というかたちになります。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

そうすれば公共土木災害においてはいわゆる未落札とか、資材高騰等による問題等は発生をしていないというふうにとらえていいですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今のところはですね、工事も全て発注をしておりますので、その部分については問題ないと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

そうしますと公共土木災害の最終、全部済んでしまうというところのですね、最終の工期というの

ほどのくらいになりますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

現在発注をしております工事につきましては、少なくとも年度末を予定しております。ただし工事の進捗であるとか、あるいはその業者さんの従業員不足、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、そういったことも手伝って、非常に進捗としては我々も管理をしていくところでありますけれども、我々の希望としては年度内の完了を目指して頑張っていきたいというふうに思っているところです。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

同じ質問を農林災害地についてお聞きをいたします。農林災については全体の復旧事業費は幾らになったでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

農林災害についてはですね、今回から建設課のほうで災害分は全部見ておりますので、私のほうから回答いたしますが、全体事業費先ほどこれも町長の答弁ございましたが、現時点での数字で言いますと7億5,600万円でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

同じ質問で申し訳ありませんけれども、災害復旧事業箇所。箇所数と発注済みの箇所数、発注率を教えてくださいたいと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

災害復旧の箇所数でございますが、これは林道の施設災害も含めて、先ほども重なりますが77か所でございます。そして発注済みの数になりますが、これにつきましては現在46か所分になります。未発注が31か所となりますので、今の時点での発注率は60%、細かく言うと59.7%、約6割というふうに思っただけだと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

そのうち何らかの理由で発注したけども落札できなかった。例えば入札に参加者がいないとかですね。資材高騰もしくはほかの理由で、落札ができなかったという箇所は何箇所ありましたか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほど申しました未発注が31か所、このうちですね実際に発注といいますか入札にかけた案件につ

きましては全部で28か所です。この28か所が不落。また何らかの理由でということになりますが、この理由の内容としましては先ほどの答弁とちょっと重なりますけれども、技術的な資格を要する従業員さんであったり、そういった方たちの不足によって、現状手持ちで持たれる工事の進捗がなかなか進まない。そういったところもあって、今発注をしてもちょっと受注できないというそういったお声をいただいております。

あと農林関係で言いますと、2021年の発注とかで県がこれ新聞にも載っていたのですが、やはり農林土木関係の工事につきましては県内でも一番落札率が低いというデータも出ておまして、これについてはですね県全体での問題となっております。

これだけ情報提供とさせていただきます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる落札の箇所の問題ですけれども、いろんな対応ができると思うのですが、例えば先ほど町長の答弁にも出てきましたけれども、一般競争入札等の対策等もやはり考えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今町長の答弁にありました指名業者の範囲の拡大など、そういう面で対応はしてきたのですが、なかなか不調不落の問題というのが本町に限ったところではなくて、国県他市町発注工事、同様そういう技術者の不足等によって不落が続いているというのは、県下全域起きていることというように聞いております。

問題解決の一つとしての一般競争入札という手法を導入されている市町もあるということはお聞きしていますが、一方で一般競争入札で他地域からの業者の参加も促しても、結果的に県下全域そういった不調不落の状態ということが続きますので、なかなか他市町からの業者さんも含めて応札されないという状況があるというふうにもお聞きしています。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

そうしますと今後見通しが立たないという状況も生まれてくるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

現在ですね、農林災に割当てられていますのは令和3年度予算としての予算の割りつけがございまして、それを繰越して令和4年度で執行しているわけですね。これはもうこれ以上の繰越しはよっぽどの事故繰越でないとは認めがとれませんので、恐らく未執行で残った場合については一度国に返還をしましてから、今度過年度債として過去に起こった災害として再査定を受けて、また5年度予算での事業費として認定をいただいで、施工を行うと。執行していくという順序立てになろうかと思っております。

先ほどから申しましたとおり業者数も減っておりますし、業者の土木業者の中で働いておられる人員の方も非常に不足しておりますので、箇所数の受持ちが非常に厳しい。町の発注とあわせて国県あるいは防衛省とかですね、いろいろな公的な施設関係の工事も出ておられて、それぞれに現場のやりくりをされておられますので、どうしても現場の箇所数といえますか、多く持てない。

それから特に農林災となりますと非常に条件が厳しいところがございますので、やはり早く工事を片づけられるところからですね、取り組めるという方針がございますので、先ほど申しましたとおり建設業界の方ともちょっと意見交換をさせていただいて、やはり地元の業者が、地元の箇所が一番知っているから本当はやりたいんだというですね、意思をお持ちのようです。であればやはりこの柔軟な予算の執行をお願いしたいということでございますので、債務負担行為をかけて早めに発注をかけてですね。お金の執行は次の年、あるいは新年度予算で対応して、新年度予算ですればまた次の年の繰越し予算となりますので、そういった柔軟な対応をしながらですね、地元業者あるいは地元業者に限らず、そういった業者が仕事を請け負いやすいようなですね体制といえますか。こちらとしても検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

続きまして土地区画整理事業についてのお尋ねをします。土地区画整理事業はですね、確かに非常に難しい問題でもありますし、難しい事業でもあります。

ただ地区内の協力をいただくことで円滑に進めることもできる事業でもあります。この地区内の協力をいただくことで事業の半分は進んだものだとも言われております。一般的に土地区画整理事業は減歩の問題が発生しますので、関係者の地区内関係者の反対運動が起こることがあります。

しかし西ノ原地区については、かつては土地区画整理事業推進の看板まで地元として出されておりました。当初の事業認可まではですね10年間は行政と地元が一緒になって勉強会や先進地の視察などもやっておりました。

前川町長今、朝夕見て通勤されていると思いますけども、どのような思いで現地を見ておられるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

以前は桑木を通っておりましたので、あまり西ノ原見ていなかったのですが、最近はですね西ノ原経由で通っておりますので、確かにあの周辺私が小学校は東小学校卒業でございますので、あそこあたりは思い入れが深い土地でもございますし、特に講堂とかですね。私たちの体育館として使用してきた場所でございます。それがもう道からすぐ見えるような状況になっているということ。

それから現在、移転補償等が進みましてですね、かなり見通しはよくなっておりますけども、工事は確かにまだ進捗できない状況でございますけれども。そういった懐かしさを感じながらも、一刻も早く仕上げたいなという気持ちと、それからどうしても財政にいた関係で、果たしてこれはどのくら

いかかるのだろうかという事業費が頭の中を常に交錯しながら、現場を通っている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

今年3月の議会定例会の前町長の説明においてですね、改めて事業期間が10年間延びたと報告を受けました。その中に地区内の現況の汚水対策等も進めていきたいというふうにお話を聞いたというふうに思っております。

この10年間延長された事業認可の変更申請理由は、主なものはどういったものがありましたか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この10年間の事業延長認可を得るための、変更申請理由案ということでございますが、ここの部分につきましては以前の定例会でもですね、ちょっと質問がありましたけれども、令和3年度末で事業認可が切れるということでございましたので、ここにつきましては事業の継続に向けた期間の延長。こういうことを理由として変更申請を行ったものであります。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

地区の関係者の話を聞くとですね、確かに少し苛立っておられました。というのはですね、事業する、しないの問題ではなくてですね、情報がちょっとあまりにも少ないのでということだったのですね。

災害のときでも何でもそうですけども、必要なときに必要な情報が入ってこないと人は苛立ちを覚えます。事業計画の今回のアンケートについても大まかな事業の内容が分かっていたら、そういった問題も起こらなかったのではないかとこのように思っております。

町についてはですね、改めて原点に戻ってという考えもあったと思えますけども、地区住民の方はいきなりのアンケートでどのように答えていいかわからないという方もいらっしゃいました。

今回のアンケートの回収率はどのくらいだったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今回のアンケートの回収率ということでございますけれども、アンケートの回収率は約6割強、65%程度でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

非常に高いと思えます。私としては。またこのアンケート自体、もしくは今回変更の図面を示された問題についてはですね、やはりそういった町に意思があれば、都市計画審議会、西ノ原土地区画整理審議会、土地評価委員さんの皆さんにも、前もって町はこういう考えを持っていますよという内容

の共有が欲しかった、というふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

ここの内容の共有というところでございますけれども、この部分については状況の把握をしたいと思っているところがまず一つあったということがありますし、あとこれが、まだすぐ変更につながるというものでもございません。

まずはそういったきれいにかたちとして、見直しを進めていくとか。そういった確実な方針を打ち出した場合はですね、そういったところにかける必要もあると思いますし説明もすると思うのですけれども。

現状としましてはまずそういったところの把握をしたいというところから、今回の動きにつながったというところで、そういった分析をした後、今後また次のステップに、そういう説明とかをやっていこうかなというように思っているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

提案された縮小案についてはですね、これほぼ何ヘクタールにあたるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

縮小案の面積ということ、これはあくまでも案ということでご理解いただきたいと思うのですけれども、見てご覧のとおり半分ぐらいということなので約8ヘクタールということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

次に状況変化想定表としてメリット、デメリットが書かれておりますけども、やはりそれぞれに問題があつてですね、2つにメリット、デメリットというふうに言えないところもかなりあるというふうに感じました。

またこのアンケート集計後にですね、地域の方に報告を行うのが不要もしくはお知らせ程度だよというような内容で書かれておりましたけども、相談を受けた方々からはですね、ぜひ説明会を開催し、詳しい内容を丁寧に説明してほしいというふうな要望もあっております。

地域の人とすれば着工から24年ですけども、実は着工に至る前に約10年間の準備期間があつて、もう35年程度過ぎているわけですね。

最後に事業主体である町は、関係者の立場になつて話されたほうがいいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

関係者の立場になって話をされたほうがいいということでございますけれども、まずここにつきましては、まず最近、新型コロナウイルス感染症の流行に伴ってなかなかこういった会も開くこともできませんでしたが、今年度においては地区推進さんとも協議も2回行いましたし、全体説明会も行いました。今後においても、また今月もですね実は途中経過ということで、推進員さんともちょっと協議を行う予定でございます。

で、アンケートの結果につきましては、最終的には細かい部分をまたこれからも分析してまいりたいと思いますし、そういうそのあたりがまとまりましたら、地区の方たちにも説明会を仕上げたかたちで実施をしていきたいと思っております。

状況によっては必要な方々に対して、丁寧な対応をですね、していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で6番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は9番 横山聖代議員。

○9番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。早速通告に従いまして質問いたします。

不登校や引きこもりの児童生徒の可能性を活かせる教育について

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」といいます。）が制定され6年が経ちます。本町の不登校や引きこもりの児童生徒は微増傾向にありますが、そのような児童生徒の可能性の芽を摘むことのない、一人ひとりにあった支援体制の構築が必要と考えます。

そこで、次のことを問います。

（1）不登校や引きこもりの児童生徒の主な原因の把握はできていますでしょうか。

（2）現在、スクールカウンセラー1人とスクールソーシャルワーカー2人が配置されていますが、加配の必要性はないのでしょうか。

（3）不登校や引きこもりの児童生徒に対する学力の支援体制はどのようになっていますでしょうか。

（4）不登校や引きこもりの児童生徒の保護者への支援はどのようになっていますでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

9番 横山聖代議員のお尋ねに対してお答えをしていきます。

1. 不登校や引きこもりの児童生徒の可能性を活かせる教育について

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」「教育機会確保法」が制定され6年が経つ。本町の不登校や引きこもりの児童生徒は微増傾向にあるが、そのような児童生徒の可能性の芽を積むことがない、一人ひとりにあった支援体制の構築が必要と考える。そこで次のことを問う。

(1) 不登校や引きこもりの児童生徒の主な原因を把握できているかとお尋ねでございますが、まずひきこもりについて、厚生労働省は仕事や学校に行けず、家にこもり家族以外とほとんど交流がない状態が6か月以上続いた場合をひきこもりと定義をしております。この引きこもりの定義に該当する児童生徒はおりません。

ご質問の不登校や引きこもりの案件については、以前の議会の際にも申し上げましたとおり非常にデリケートな対応が必要とされていることを改めて申し上げさせていただきます。

本町の議会ではDX化が進み、一般質問の動画がYouTubeで配信されていることから誰しもが視聴できる環境となっております。

もし本件についての動画を対象となっている子供や、保護者等の関係者が視聴された場合、そのことが自尊心を傷つけてしまうことになりかねませんので、詳細については差し控えさせていただきたいと存じます。

ご質問の主な原因はどのことですが、友人や先生との関係、学力不振、無気力、何となく、家庭環境、ゲームやSNS等による昼夜逆転など、様々な理由が要因となっております。

また不登校や不適応行動の始まった要因と、続いている要因が変化していることも多く、今後も対象となる子供や保護者等にはその子その家庭に適した対応を、丁寧に時間をかけて行ってまいります。

(2) 現在、スクールカウンセラー1人とスクールソーシャルワーカー2人が配置されているが、加配の必要性はないかとお尋ねでございますが、現在、本町のスクールカウンセラーは中学校に週1回、これとは別日に3小学校のいずれかの学校を週1回ずつ回っていただいております。

またスクールソーシャルワーカーについては、中学校担当のスクールソーシャルワーカーと、小学校担当のスクールソーシャルワーカーに分けており、それぞれ週3回来ていただいております。

なおスクールカウンセラー1名と、スクールソーシャルワーカー1名は県の予算で派遣をいただいております。

お尋ねの加配の必要性はことですが、本町の場合はスクールソーシャルワーカーの2名のうち1名は既に町独自の予算で確保し、近隣市町にはない手厚い対策をとっています。スクールカウンセラーについては学校現場、特に小学校においては人員や時間を増やしてほしい要望はありますが、県の任用には限りがありその配置も決められております。また専門職であるため町単独で確保することは難しく、事案により学校間で調整をしたり医療療育機関と連携したりして対応をしております。

(3) 不登校や引きこもりの児童生徒に対する学力の支援体制はどのようになっているかとお尋ねでございますが、不登校、不適応行動で家を出ることが難しい段階の子供に対しては、本人の状態を十分踏まえながら担任等による家庭訪問に加え、タブレットを利用して授業に参加したり、課題に取り組んだりする環境を整えており、授業の遅れが出ないように努めております。

(4) 不登校や引きこもりの児童生徒の保護者への支援はどのようになっているかとお尋ねでございますが、学校職員を中心にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭訪問を行い保護者との情報交換を行っており、その際にも保護者の心配相談にもあたっております。

また教育委員会としても保護者の相談に応じており、保護者の不安を少しでも和らげるよう努めております。以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

教育長の答弁にありましたように本町では、こういう皆様のおかげで一人ひとりに向き合って支援していただいているなというのはよく分かりました。

この不登校に対する質問なのですが、私平成29年9月の議会でも質問させていただきましたが、また今回一番と言っているほど、こういったデリケートな問題を取上げさせてもらったのが、中学生の保護者さんとお話をしたということがきっかけでもあります。教育機会確保法も平成29年に施行され、また本年にも改正が行われてですね、この法律自体は全文20条にわたるのですが、書いてあることはとてもシンプルですね。

私が勝手に要約しているのですが、要約しますと学校を休んでもいいよと。あと学校以外にも学ぶ場所があるよということが書かれてあります。

なので、この法律自体は保護者様も知っておくべき法律でもあると思って質問させていただきました。また誤解を避けたいので先に私も申し上げますけれども、この質問自体は決して不登校をゼロに、ゼロを目指そうとかそういう意味ではなくて、質問項目にも書いてありますように児童生徒の可能性を生かせる教育であって、小中学校は児童生徒が大人になる通過点の一つであって、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、児童生徒が自分で自分の進路を決めて、社会で自立することを目指していこうという思いで私は立たせていただいております。

そこでちょっと再質問に入りますけれども、学校を休んでもいいよと言っても親の心情としては勉強についていけなくなったらどうしようとか、高校どうしようとか。あと就職できるだろうかとか。そういう思いは自然のことと思います。

でももちろんですね一番きつい思いをしているのはその子ですので、その子に合ったペースで勉強を進めていける環境をつくらないといけないと思っております。そこで、そういった学校に行きづらさを感じている、この学習の場として機能する教育支援センターの設置の考えを伺いたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

教育支援センター。私たちは適応指導教室という言葉で県内では共通化をしておりますので、ここでは適応指導教室ということで答えさせていただきたいと思っております。

本町でも適応指導教室の必要性については教育委員会事務局内でも、あるいは学校校長、あるいはSC・SSW関係者等とも協議をしながら、現状の子供たちの様子を考えたときに本町に特別適応指導教室の開設は必要ないと判断をしております。

それは現在、総合文化会館を適用指導教室的な対応をし、行きづらさを感じている子供たちはそこに利用している現状もありますし、各学校特に中学校においては学習室あるいは保健室、図書室等々の別室登校の対応も行っておりますので、環境的なものについては、これ以上新たな施設等々を立ち上げる必要はなく、あくまでも不登校、適応を示している子供たちの現状に合った適切な対応はどうすべきか。ということをもとにしながら、それぞれチームを組み、知恵を出し合いながら対応しているというのが現状でございます。

○9番（横山聖代君）

横山議員。確かにですね現在そうやってウェイブホールだったり、そういうところで対応していただいているというのも、聞き及んでおります。

こういった学校以外の学ぶ場というの自体はですね教育機会確保法上では、努力義務にとどまっておりますけれども、本町には不登校特例校の指定学校もありませんし、フリースクールのように民間がされているようなところもありません。なので、学校以外の場所における学習活動の支援をもうちょっと確立しないといけないのではないかと私は思っております。

それで、そういった学習の支援として現在そのタブレットで授業に参加できる体制をしているという答弁をいただきましたけれども、私とその保護者さんとお話した限りでは、なかなかまだですねこういったリモート。オンラインを活用してこういったリモート学習的なのがまだ追いついてないように聞きおよびました。

なので、もう少し。なので、そういったタブレットをもっと活用して、教室と家庭をオンラインでつないで、その授業を配信する。あとリアルタイムで出来ない子だっていると思いますので、アーカイブして後でも見られるようにしておく。そのオンデマンド授業とか、このようにもうちょっとICTを活用した学習活動の支援をできると私は思っております。

なので、そういったもっと活用していただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

まず不登校特例校につきましては、県内ではまだ1校も存在をして、つくられておりません。次に不登校等の子供たちへのオンライン等々の取り組みということにございますが、現在それぞれの学校でも行っております。

リアルタイムで行う場合もあれば、今おっしゃったような手だてをとりながら、授業の遅れに支障がないようなかたちで行っておりますし、タブレットの活用以外にも学習課題の提供であったり、家

庭訪問をしたりとか様々な手だてを打ちながら学力講習については対応しておりますが、当然タブレットの利用状況についての学校間の差もありますし、中にはですねタブレット等々を利用した学習について嫌だという子供たちもいます。

そういう子供たちのニーズや現状を踏まえたときに、どのやり方が一番ベストなのかというのはもう本当に一人ひとり違いますので、一律にこういう方法があるよという対応の仕方がなかなか難しいところでもありますので、タブレットをこちらは提供しようかと保護者と相談をしても、保護者または本人がノーと言えばその取り組みはできませんから、じゃあどういう取り組みをするというように、本当に子供たち一人ひとりの実態ニーズにあったかたちで対応しているのが現状でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かにやっているということですが。でもその学校にも差があるということですがけれども、現在ICT支援員さんが今配置されておりますけど、やっぱりその学校に差があるということももう少し、このICT支援員さんをもっと活用して、その差をなくしていただきたいなと思います。

あと、その不登校じゃなくてもですね確かに学校を休んだりして。体調不良とかで学校を休んだりしてもですね、なかなか休んで授業についていけなくなったという子もいるということも聞き及んでおまして。なので、ICTを活用した学習だけではないと思うのですが、もっと学習のサポートの面をしていってもらいたいなとただ思っているのです。これはもう学校の問題でありますので。でも教育委員会でもっとヒアリングしていただいて、教育委員会的にサポートをしていただきたいなと思います。

確かに子供もそういったオンラインでの授業とかは嫌だという子もいるとおっしゃいました。以前でしたけれども本町ですね、学習塾で不登校生の学習面のサポートをされているところがあつたのです。で、そういった保健室登校もなかなかできない、ウェイブホールにもなかなか行けない。で、オンラインでのそういったICTを使った授業もなかなか嫌、ノーというような子にもやっぱりその学習できる場の提供というのが必要だと思いますので、この本町にもたくさん学習塾があります。そういうこと連携して、何か連携する方法もあると思うのですがけれども、そちらの考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校間に差がある、職員にスキルの差がある、意識の差があるということは大きな課題だと思っておりますので、毎月1回ICT活用推進委員会を開催しております。教育委員会事務局、校長、教頭そして担当者4名が集まりまして、月1回各学校のICT教育の現状、取り組み、課題等々を協議しながら今出たような課題も協議をする中で、各学校研修会を設けたり、スキルアップのための学習をやったりしておりますし、子供たちにこの機器をどのように有効に活用すれば授業において、あるい

は家庭学習において、十分な有益なものになるかにつきましても、その会議の中で研究検討をしながら4校統一したかたちで取り組みをしておりますし、ICT支援員ともそこの中に入っただいておりますし、別にICT支援員とは協議を月1回重ねているところでございます。

学習塾等々との連携については全く私自身構わないと思っております。そういうことに制限を設けようとも思いませんし、子供一人ひとりの実態に応じてその子にとって一番ふさわしい適切な、適当な対応策があれば、いろいろなところと情報を共有して協働するスタンスは大いに活用していきたいと思っておりますので、もしそういうふうなことが必要になれば、繰り返し申しますがそれを必要とする子供がいれば、それは考えていきます。こちらからどうかということではなくて、子供たちの実態、保護者の思い、子供の思いを一番大事にした対応の仕方がどのようなものかということ私たちは日々研究、検討をし、協議をして対応しております。

私たち自身も、校長やSC・SSWと定期的に、SSWとは月に2回情報共有をし、町内4校の子供たちの様子については、情報を確実に受けておりますし、それに対する教育委員会の助言も行っております。ですから私自身も子供たちの現状を抱え、悩んでいる苦勞をしている学校の現状や、保護者の現状、子供たちの思いにつきましても、情報を共有しながら町内4つしか学校がありません。4つの学校の子供たちは、波佐見町の財産であり私たちの宝物ですので、その子たちにとって一番ベターな方法、対応ということについては、日々研究検討しながら、皆でチームを組んで対応しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

先ほどの教育長の答弁。私とてもすごくうれしく思いました。確か、本町ですねそういった教育行政本当しっかりしていただいていると本当思っているのです。で、スクールカウンセラーさんも1人、スクールソーシャルワーカーさんも2人いて相談できるところもある。こうやって教育委員会でも相談に乗ってもらえる。とても気持ち的に、やっぱそこは楽になるなというのは感じました。

私がずっとこう学習面とは言うのですが勉強だけが、勉強が一番だけではないのですが、やっぱりこういった小中学校の学習がやっぱりおろそかになってしまうと、こういった進路選択上の不利益になったりとか、社会的に自立するためのリスクというのはやっぱり少しは、少しじゃないけれどもリスクがやっぱりそこには伴ってくると思っておりますので、私はもっと子供たちの可能性を広げるためにも、親もですけど、教育委員会もですけど、学校もですけど。一緒になってそこは子供たちの可能性を生かせるためのサポート、やっぱ学習面はやっぱそこには一番大事なのかなって思うので私はそこを言っております。

で、教育長いわく、そういった子供を大事にしてですね、そういった学習塾との連携が必要だという子がいたら、やぶさかではないという答弁をいただきましたので、もうこれ以上は言わなくて。

ちょっと確認をしたいのですけれども、その指導要録上の出欠について、出欠の取扱いについてちょっと一つ確認しておきたいんですが。令和元年10月25日付けで、こういった不登校児童生徒の支援

のあり方についてという文部科学省からの通知があつていて、その別記の2ですね。指導要録上の出欠の取扱いについてというところを書いてありましたが、本町ではこの取扱いどのようになっているのか、またその一定の基準というのは本町にもあるのか。そこをちょっと確認させていただきたいです。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

文科なり県なり通知があり出席とみなす要件等々が明示されております。それを厳格に守り過ぎると不登校、不適応を示している子供たちの意欲なり、学校復帰なり今おっしゃったような自立に支障を来すのであれば、柔軟に対応すべきだと思っておりますので、明確な基準を本町ではつくっておりません。

学校長、該当する学校長と協議をしながら、この場合出席とみなすか、みなさないかというところの協議をしながら、できるだけ子供の実態、子供の自信、子供の意欲につながるように限りなく柔軟に出席対応するようにしております。

あまり大きな声で言うと、これ以上は言えませんので、ここで。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

いや私も本当はですね、私もこのこういった要件が7つぐらい書いてあつたので見させてもらって、かつ文科省では一律の基準は示していないよというのは書いてあつたのです。で、町とか市とか学校自体で基準をつくっていったねということは書いてあつたのですが、なかなかその要件自体がちょっと私も「んー」と思うところがあつて。ちょっとこれあんまりだなと思ったので、私も波佐見町では柔軟に対応してほしいということをお願いしたんですけど。

教育長いわく校長先生と教育委員会でそうやって柔軟に対応していくと言われたので、そこはですねすごく安心しました。教育長も言われたようにやはり何ですかね。学習に対する意欲だったり、外に出ようというようなことって、やっぱり何か型にはまったことで評価されたら子供たちの自己肯定感。教育長も言われましたように私もそこは思っております。なので、安心しました。

本当はもうちょっと用意していたんですけど、言いたかったことを教育長言っていただいたので、本当安心して。

なので、ちょっと最後にですね。もう時間すごくあまっているのですがもう最後にしたいと思いません。何度も同じことを言いますが、やっぱり学校に行ける子も行けない子も、学校に行きづらさを感じている子もみんながみんな一緒なわけがありませんから、ですから一人ひとりの気持ち、思いというのを尊重した教育行政。本町は本当に取り組んでいただいていると思えます。

で、そういった不登校だったり行きづらさを感じている子が、その学業の遅れで進路選択上の不利益だったり、社会的自立へのリスクとならないためにも、もっといろんなところと連携して波佐見町にあったやり方をやっていただきたいと。もうそこが私の一番の願いであります。

私が質問項目に書いてありますように、子供たちの可能性を生かせるような教育行政、これをもっと構築していただきたいというのを心から願って終わるのですけれども、最後に教育長からもう一つ意見をいただけたらと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。私はもう長く教育関係におりましたので、どうしてもやっぱり学校を大事にしたいといいますか、守りたいという思いがとて強くなります。学校というのは恐らく、過去も現在もこれからも、大きな目的で言えば社会性を培う場所だと思っております。

社会の仕組みであり、学校という小さな社会の中で子供たちは学び、けんかをし、助け合い、思いやりいろんなことを学んでいく。ルールを学ぶこともそうだと思っておりますし、学校という社会の中でそこで子供たちが育っていくのだろうという学校の存在意義がとて大事だと思っておりますし、これからもなくしてはいけないと思っております。

ただその学校に行けない子供たちが現実的にいるというこの大きな課題に対して、どう対応していくのかということが今、大きく問われているのだと思っておりますので、これも繰り返しの答弁になりますが、本当に様々な理由、様々な環境、様々な要望ニーズを持っている子供や保護者の実態本当にそれぞれですので、その一つ一つにやっぱり丁寧に対応していくことしか、今のところ明確にはこれをしたとか、これをするとかいうことはもう言えません。

この子にはこういうやり方が、この子にはこういうやり方がふさわしいよね。でも合わないこともあるし、無理にこの子を学校に復帰させることがかえって迷惑、かえってその子にとってきついのであれば、刺激を与えないという選択肢も当然ありますし、そのような対応をしている子供たちも実際にいます。

ですから子供たちの状況、実態に応じてどのように丁寧に対応していくのかということと同時に、でも議員おっしゃったようにその子の将来をどう見据えさせるかということもとて大事になっております。ゴールがもし先に見えているのであれば、今の不登校の状態を私たちは黙って見守りたいと思っております。

しかし、やっぱり学校の持つかけがえのなさというのは、人生100年の僅か3年ではなくて、かけがえのない3年だと私たちは思っておりますので、何とか学校復帰、登校復帰をさせたいと思っております。ですが、それもその子の状況によって無理させるものではないとは思っております。

ただ、かけがえのない学校生活になじませることによって、社会を学び、いざ大人になって社会に、本物の社会に出ていくときに生き抜く力を子供たちに身につけたいという思いは持っておりますけれど、それだけの一辺倒の指導というのはしないように。

子供たち一人ひとりの実態を丁寧に対応していきたいということを思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で9番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午前11時46分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は5番 田添有喜議員。

○5番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

1. 農業振興について

「儲かる農業」が提言され、農家では様々な工夫が行われています。しかし、現実には台風被害や物価高騰、鳥獣被害、水不足などが原因となり営農意欲の減退ともなっています。

そこで、次のことを問います。

（1）町内に存在する「ため池」の数はどの程度ありますか。また、老朽化している「ため池」の数はどの程度あるのでしょうか。

（2）災害防止対策としての老朽化が進む「ため池」の改修計画はどのようになっていますか。

（3）イノシシ等による農作物への被害対策は、今後どのような計画があるのでしょうか。

2. 教育行政について

コロナ禍にあって、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、教師の働き方改革が進む中、子供たち一人ひとりが楽しく学べる教育環境づくりはとても重要な課題です。

そこで、次のことを問います。

（1）令和4年度の全国学力・学習状況調査における本町の結果と課題は何だったのでしょうか。

（2）働き方改革が進む中、本町ではどのような点で改革が進んでいるのでしょうか。

（3）町内小中学校における「いじめ」の実態はどうなっていますか。

（4）道徳の時間が「特別の教科」と位置づけられましたが、本町の指導実態はどのようになっているのでしょうか。

（5）令和4年10月末に文部科学省は、全国の不登校の件数を発表しました。本町の実態はどうなっていますか。

（6）不登校及び不登校傾向にある子供たちの指導はどのように行っていますか。

（7）スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の役割と任用の方法はどのようになっていますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

5番 田添有喜議員のお尋ねについてお答えをいたします。

1. 農業振興について

「儲かる農業」が提言され農家では様々な工夫が行われているが、現実には様々な原因により営農意欲の減退にもなっていると。

そこで次のことを問うと。

(1) 町内に存在する「ため池」の数は。また老朽している「ため池」の数はとのお尋ねですが、本町では古くから米づくりの農業の主体となっていることから、川からの取水が困難な地域において、農業用水を確保する目的で「ため池」が多数築造され、その数は町内全体で103か所となっております。なおそのほとんどの「ため池」は戦前、戦後に築造されたものでありますが、その中でも、特に漏水や老朽化が著しい「ため池」の数は5か所となっております。

(2) 災害防止対策としての老朽化が進む「ため池」の改修計画はとのお尋ねですが、本町では災害によって堤体等が決壊した場合、その浸水区域内に家屋や公共施設があり、人的被害の恐れのある67か所の「ため池」を「防災重点ため池」に指定しています。

これらの「ため池」については、さきの質問で回答したとおり戦前、戦後すぐに築造されたものがありますので、現在劣化状況調査を実施しているところであります。

その老朽化の著しい5か所の「ため池」については、令和6年度から測量、実施設計、改修工事と順次進めていく予定であります。その他の防災重点ため池については、この調査の結果により、改修が必要と判断されたものについて、県と協議しながら進めていきたいと思っています。

ご質問の順序とは前後いたしますが、(3) イノシシ等による農作物への被害対策は今後どのような計画があるのかとのお尋ねですが、本町においては、農地への有害鳥獣の侵入防止策として、ワイヤーメッシュ柵設置を行っているほか、有害鳥獣に指定したイノシシ、アナグマ、アライグマの年間を通した猟友会による捕獲の実施により、被害軽減を図っているところであります。

なお今後の計画についてであります。町内各地で設置されているワイヤーメッシュ柵の耐用年数が、14年と規定されていることから、その期間を過ぎたものから順次更新していくほか猟友会による捕獲の実施についても継続していくことで、被害防除に努めたいと思っております。

2の教育行政については教育委員会から答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 教育行政について

コロナ禍にあって、子供たちを取り巻く環境は大きく変化をしている。また、教職員の働き方改革が進む中、子供たち一人ひとりが楽しく学べる教育環境づくりはとても重要な課題である。

そこで、次のことを問う。

(1) 令和4年度の全国学力・学習状況調査における本町の結果と課題はとのお尋ねでございますが、11月の広報でもお知らせしておりますが、試験教科全てにおいて全国平均を1から2ポイント下回りましたが、国語の条件にあわせて書く問題については、小中学校とも全国平均を上回っております。

また、ほかにも知識理解の習得は全国平均よりも上回る結果となっております。一方、課題としては小中学校ともに読み取る力の不足により、文章問題の趣旨が十分に理解できないことから、思考、判断、表現力の分野において正答率が低くなっており、読むことが依然として本町の課題の一つであると認識をしております。

また11月に開催しました学力向上推進委員会では、家庭での学習時間の短さと、ゲームやスマホ等の使用時間の長さが、各学校の課題であると報告をされたところです。

(2) 働き方改革が進む中、本町ではどのような点で改革が進んでいるのかのお尋ねでございますが、本町は今まで教職員が行っていた印刷等の作業をサポートしてもらうために、スクールサポートスタッフとして2名の方を雇用し、1人で2校を受け持ってもらっています。1日おきに学校を回っており学校現場からは非常に助かっているとの声をいただいております。

そのほかにも学校自体も放課後の会議を無くす。職員会議や連絡会でのペーパーレス化、管理職以外の職員が施錠を実施するICT機器の有効活用などを進め、子供一人ひとりと向き合う時間の確保とライフワークバランスを意識した取り組みを工夫して行っております。

以後、答弁の関係から先に(4)から答弁させていただきます。

(4) 道徳の時間が「特別の教科」と位置づけられたが本町の指導の実態はとのお尋ねでございますが、「特別の教科」道徳の全面実施により、考え、議論する道徳への授業づくりの転換が求められています。それにより子供たちが自分たちの問題として真剣に考え、改善する姿勢を育てようと取り組んでいます。

基本的に教科書を活用し、年間指導計画に沿った事業を展開し、必要に応じて補助資料として自作資料等を活用しています。またグループや全体での話し合いを通して、自分自身の価値観の変化や、多面的な価値の捉え方ができるように工夫した取り組みも行っております。

(3) 町内小中学校における「いじめ」の実態は。と(5)令和4年10月末に文部科学省は、全国の不登校の件数を発表した。本町の実態についてあわせて答弁をさせていただきます。

いじめや不登校に関することは、横山議員のときにもお話しさせていただきましたが、メディア等で報道されることを考慮し、非常にデリケートな問題でありますので、件数や内容等の詳細は差し控えさせていただきます。いじめゼロというより、いじめ未解決ゼロを目標としている学校もあります。早期発見、早期対応を基本に対応してまいります。

また不登校については文科省が発表した数字は、24万4,940人であり9年連続で増加しているものというものでした。本町での数字的なものは差し引かせていただきますが、今年度は横ばいもしくは減少傾向にあると認識しております。

(6) 不登校及び不登校傾向にある子供たちへの指導の実際はというお尋ねでございますが、不登校、不登校傾向の子供については、それぞれの子供たちの段階で対応が違ってきます。

家を出ることが難しい子供には家からまず第一歩を踏み出させることを目標に、それぞれの子供に寄り添った対応を行っております。

次に家から一歩は出ることができたが、学校まではまだまだ行けないという子供については、総合文化会館まで来てもらい、文化会館内で自習させるなどの対応を行っております。最後に学校まで来ることができても自分の教室に入れられないという子供については、校内に設置した学習室で担任が用意した課題に取り組みさせており、さらに時間割を意識した指導も行い、教室で受ける授業に少しずつ近づけるような取り組みも行っております。

子供たち自身も悩んでいると思っています。子供の今の状況に寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

(7) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の役割と任用方法は、というお尋ねでございますが、スクールカウンセラーは児童生徒が抱える問題について、児童生徒本人や保護者に対して心理的なアプローチで支援を行っております。

一方スクールソーシャルワーカーは児童生徒の家庭環境を把握し関係機関と連携を調整し、福祉的なアプローチで支援を行っております。

また任用方法というお尋ねですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー1名は、県の予算で派遣をいただいております。もう1人のスクールソーシャルワーカーは本町の予算で任用しております。

なお本町においては、スクールソーシャルワーカーが心の教室相談員を兼務しております。以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

最初に農業振興でお尋ねをしたいと思います。先ほど本町に存在する「ため池」の数、それから「災害重点農業用ため池」と選定された数については答弁がありましたが、農林水産省が調査した結果を公表しておりますが、全国的にそのため池の所有者が不明、これが全国的に30%。集落個人等の所有が31%。また、その管理にあっているのは集落及び個人等が59%。水利組合が18%というような全国的な統計が示されておりますが、本町の場合の所有者または管理者はどのようになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

本町のですね、農業用ため池につきましては所有者それからですね管理者とも水利組合というふう位置づけております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

それでは、防災重点農業用ため池の選定について、町内に103あるため池の中で67か所を防災重点農業用ため池として県のほうに報告をされていると思いますが、この選定の方法というのはどのような方法でなさっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

防災重点ため池の位置づけとしてということになりますと、町長の答弁にもありましたけども、まずため池の堤防が決壊した場合に浸水が始まります。その浸水を想定した中に、家屋、それから公共施設があるということはですね、人的被害の恐れがあるということになりますので、こういったため池について防災重点ため池として、指定をされるということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私がこのため池を質問の内容にしたのは、近年の大雨、台風かなり大型の台風等も通過をしている関係で、今まで河川のことを話題にしてきましたが103か所のうち67か所が水利組合を管理者として、管理、点検等を行っていると思いますが、そこにかかってないため池どのような状態になっているのか。

もしかすると人的なものはないかもしれませんが、そこから土砂災害等で地形が変わるとかですね。一番は私が「もうかる農業」と言いましたので、よりよい農作物をいかにして生産をするかと考えたときは、私たち人間も体重の66%が水分で出来ているようにですね、植物にとっても水というのは質の向上にはもう欠かせない非常に大事な資源だと思っています。そのことを考えたときに貯水量とかですね。そういう水質とか。かなりこの自然災害等が多発している中で変わってきているんじゃないかなど。

より良いものをつくるためには、やはりこの水質を向上するために、このため池等をしっかり整備をしながら農業者に活用し、波佐見のブランド化を図る。そういう意味でも水というのは大事な資源ではないかなということ、このため池の管理または今後をどのような計画があるかということでお尋ねをしているのですが。

この点検の方法、先ほど町長答弁にもありましたけれども、具体的な点検はどのような点検活動をなさっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

今実施しております劣化状況調査の調査内容でよろしいでしょうか。

まずですね、項目といたしましては堤体の変形もしくは堤体の断面の異常とか、そういった外観の目視によるまず調査を実施いたしております。それから堤体から漏水がないかですね。これは下のほうを見に行けば水が漏れていたりしますので、すぐ分かるということでございます。

それからため池にはあまりたまり過ぎないように、水がたまり過ぎないように、危険な水位を回避するための洪水吐というものがございまして洪水吐に変形がないか。ちゃんと機能しているかどうかというようなかたちで、それから洪水吐等からも漏水がないか。

それから取水放流設備となりますけども、農業用の水路に水を送るような施設ですけども、そこが

老朽化で変形していないかとかいうような調査になります。またほかにも土砂吐等のゲートもござい
ますけども、そういったところからも漏水がないとか、いうような調査をやりまして。それにより
ましてどの程度劣化しているかという評価をするというような調査でございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

今言われた点検項目については、年1回の点検ということで確認させていただいてよろしいでしょ
うか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

これは年に1回の調査ではなくて、今やっている行政でやっている調査の点検項目でございますの
で毎年やるということにはございません。今現在でやっている調査です。

毎年やっていただく調査については、ため池の管理者、先ほど103か所のため池と申しましたけども、
この103か所は全て農業用水で使われているため池ということで、管理者がいると。管理者がいないと
いう、ため池はもう既に廃止というかたちになりますので、管理者による目視による点検は随時され
ているものと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

昨年度、重点農業用ため池に指定された67か所のうち、33か所について、地元、管理者等との打合
せ等をなさってですね、ハザードマップを作成されて設置をされていると思うのですが。私が見た中
ではですね、公民館の敷地内に設置されているのを見ているのですが、この設置はほかの33か所全て
公民館に設置されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

今映像に映っておりますハザードマップのこれ、看板ですね。看板につきましてはですね、特に被
害が大きいというところに関して14か所分を設置しております。

この14か所につきましては地元の要望による場所につきましては設置をしておりますので、全て公民
館ではなく人目のつきやすいところに設置されている地域、区域もでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

これは稗木場の公民館のところに設置されている写真を撮ってきましたけど、実際の該当の堤はで
すね、ちょっとここから離れているのですね。

今コロナ禍でもあって、なかなか公民館に郷民が集まると。またはこの該当被害を受けそう、受け
る可能性のある住民の方がここに集うということが非常に減っているものですから、地元と話を
して設置したと言われましたけど、私個人的にはこの堤の近くで近年被害を受けそう、受ける可能性のあ

る住民の方が常に目にされるような、そういう場所に設置したほうがいいと思ったのですが、稗木場の場合は公民館というようなことで話が進んだのですね。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

私どももハザードマップを作るにあたり、看板を設置しなければいけないところはもちろん自治会等とも協議をいたしました。

稗木場の場合は公民館でいいということでそこに設置をしたわけでございますけども、もうおっしゃるとおりですね、そこに人が集まるかといえはなかなか今集まりません。

そういったことも想定されましたので被害想定区域内にお住まいの方には別途紙のハザードマップをですね、お配りして周知をしたというところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

住民の方への対応がそういうふうになさっているということで安心をいたしました。機会があれば地元にありますので、この啓発、安全対策等私も呼びかけてまいりたいと思っております。

次に改修工事等についてお尋ねをしましたが、もう既に計画的にあるようですけれども、これも私の地区のため池でも工事計画はなさっているとは思いますが、今後農業者の高齢化、または後継ぎ不足そういうもので耕作地あたりが、今後大きく変わっていき、このため池がもう不要だというようなことが十分考えられます。

そうやってきたときにある程度先を見通したため池の管理といいますか、改修工事等も含めて必要ではないかなと思っております。

ご存じのように令和元年6月に、農業用ため池の管理及び保全に関するガイドラインというのを農林省は作成をし、防災工事等の推進計画そういうものも打ち出しております。

先ほど言いましたように状況が今後かなり耕作地も含めて変化をしていくものですから、指定ため池から外すための県への手続きとか、そういうものも当然必要になったときには、管理者、所有者の管理になっていくのかなあと思っはいるのですが、今までは必要があって農業用ため池として活躍していたため池も、時代の流れでそれが不要になっている。

じゃあそのあとの管理はというふうになってきたときに、所有者や管理者の負担がかなり大きくなるのではないかなということで、今後、今現在はないのかもしれませんが、もしもう廃止をしたいと、このため池は。そういう場合にどのような手続き、または国、県、町の補助といいますかね。そういうのがもし分かればちょっと教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

まず防災重点ため池を外すという場合はもう水をためない。廃止するというのが条件でなってきます。廃止する場合ですね、もう水がたまらないような工事をするわけですけども、そういった場合の

工事につきましてはですね、まず防災重点ため池であれば、一応国庫補助の利用ができるということで、恐らく国庫補助100%でもうたまらないような工事ができる。そして廃止していくというかたちになります。

そのほか防災重点ため池以外の一般のため池につきましても、こちらも補助等がございますけども、こちらのほうは若干所有者負担も発生をしていくということでございますので、今後どのようなかたちになっていくかというところですね。

なお、既にもう廃止のほうに動いているため池も2か所ほどございますので、そういったところですね、どのような補助等の活用になっていって、どのような工事になっていくのかというのをですね、しっかり見ながらよりよい方向でやっていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

多分今後このため池の管理等を考えたときに、この廃止手続きによって地域の安全といいますか、災害から守るといふそういう取り組みが今後ですね、緊急な課題ではないかもしれませんが。もう2つほど廃止工事の手続を行っておられるということなのですけれども、今後やはりそういうのを町内に103か所あるわけですから、その管理については非常に神経を使う部分なので、こういう補助がありますよと。

私が調べた中ではですね、実際農家が負担をしても7%とか6%とかですね、少ない補助負担でできるような、もう国がほとんど50%とかですね。県が2割3割とか、町が14、25%とかですね。そういう指定ため池であれば、そういう廃止工事あたりも個人負担、農業者の負担が少ない状況の中でその工事ができるし、またはその地域の安全性も確保できるということですので、ぜひそういうのを知っていただきたいなということで、町民の皆さんに知っていただきたいなということで一般質問をさせていただきました。

ぜひ今後そういう質問等が出てくるかと思っておりますので、具体的な手続き等も踏まえて町民の皆さんにお答えをして支援をしていただければと思います。

次に鳥獣等の被害対策等についてはワイヤーメッシュとか電柵とかですね。猟友会の方による捕獲とかいうような回答がありましたが、この鳥獣等の被害状況について町のほうでどの程度把握をされているでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

鳥獣被害につきましてはですね、毎年農業共済のほうから報告がっておりますので、各年度の被害についてはですね、共済のほうに加入していらっしゃる方の分については把握をしているというような状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

この農業共済の加入率というのは、本町の場合、もう100%ですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

農業共済が以前は水稻の分はほぼ100%の加入でしたけれども、共済の改正等がございまして今任意となっておりますので、全てが加入しているというわけではございません。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

農林水産省は令和4年11月に鳥獣被害等の状況対策について述べているのですが、捕獲目標を令和5年までにイノシシや日本鹿の生存数を半減するというような目標を掲げて、それに伴う支援等も国は行って多分ワイヤーメッシュ等の費用等にも、それが使われているのではないかなと思います。

どうしても、イノシシで申しますと、もう捕獲量よりも増える率のほうが大きいのかなあと。猟友会の方には年間800、900頭ぐらいの捕獲をしていただいて非常に助かっているのですが、最近のニュースではもう佐世保の広田でしたか、もう民家のところまでイノシシの集団とかですね。結構、民家または人に対しても被害をもたらす番組報道等がなされています。

したがってこのワイヤーメッシュ等の設置、電柵等の設置をしている関係で、まだ本町の場合にはそういう人的な被害等、事故等は発生してないのかなと思いますが、今後見せましたようにもうワイヤーメッシュも簡単に柵をこう破ってですね、侵入をしてくると。もう飛び越えてメッシュを曲げたりなどですね。

多分町内の被害状況等々を聞けば、かなりの被害状況があるのではないかなと思っています。そこで私がお願いをしたいのは、本当猟友会の方大変なお仕事を担って町のためにご尽力いただいていること本当心から感謝をしています。

もう少しこの猟友会の方に対する支援、分厚くできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

そうですね、イノシシの捕獲頭数につきましては議員おっしゃったとおり、毎年ですね成獣、幼獣合わせて800、約900頭ですね。昨年がちょっと少なくて約800頭ぐらいだったのですけども頑張っていると思います。そういったところの猟友会の活動への支援ということで、捕獲報奨金それからですね事務費的なところの補助とかいうのをやっているわけですが。

今後はどちらかといいますと高齢化が猟友会のほうも進んでまいりますので、もう少しですね見回り等が軽減されるようなかたちで支援をしていったほうがいいのではないかなということで、ほかパトくんなり何なりの設置それから電波が届くような補助的な電波塔の設置というようなこともやっておりますので、当面はそういったところの支援を充実させていきたいと思っておりますし。

あとは確実な捕獲といいますか、この山には大体どれぐらいイノシシがいるのかというような調査ですね。ドローンのほうを農林課で導入いたしましたので、その中に赤外線ですね、イノシシ等見つ

けられるようなものがございまして、実際ですねそういったものも使いながら効率のいい捕獲に努めて軽減をしていくようなかたちをとっていければと今のところは思っているところです。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

なかなかこれも自然相手ですので大変な取り組みかと思いますが、町長にお尋ねをしますが、被害対策の支援の充実というものを今後図っていく必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃったとおりですね、確かにイノシシの被害は往年からですけども多ございます。人的被害がなかったかといえば、実は最近私の家に来る新聞が遅いなと思いましたが、新聞配達をされている方が朝暗いうちにイノシシと衝突して、けがをして入院されたということで、なかなか配達される方がいらっしゃらなくて遅くなったということで、そういった被害も何件か聞いておまして、単純に農作物の被害対策ではなくて、そういった民生といいますかそういったものに対する危険性も出てきているのは承知しているところでございます。

ただやはり猟友会のほうも、先ほど申したとおり高齢化等で若い方がいらっしゃらないので、今後の支援策としてはそういった狩猟免許に対する、取得に対する支援等を考えながらそういった捕獲者を増やすということも考えていかないと。

やはり農家の方も自分たちの農地を守るためには自ら守るという意識も少し必要かと思っておりますので、ぜひ農家の方にもそういった狩猟免許の取得がとりやすいような支援策等も今後考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

ぜひ前向きな支援策を講じていただければと思います。

次に教育行政のほうに移ります。

スクリーンを見ていただくと、長崎県の平均値ですね。が示されておりました。私打ち直しておりますので間違いはないと思うのですが、全国平均に各教科達していないと。

それから3町の状況、私は間違っていないと思うのですが、教育長の答弁の中では国語あたりでは平均を上回っているというようなことを言われましたが、このプラスというのは上に小さく書いていますが、全国平均回答率以上の場合はプラスを表示していますということです。

やはり保護者、または地域としても波佐見の教育に投資する予算も、他町には比べようのないぐらい手厚い支援がなされておると思います。東彼杵町の場合には国の全国学力・学習状況調査の考察の中に、読書量と学力、これには相関関係があると。全国学力調査の趣旨の中にもですね、この相関関係を見るというようなことで指摘をされています。また新聞を読む子供ほど正答率が高いと。

私が言いたいのは当然学年によって子供たちは違います。しかし町として義務教育9年間を見通した教育を行うのであれば、安定化または徐々に徐々に向上をしていくのが普通ではないかなと思っています。

そういう意味で東彼杵町の例をあげて申し訳ないのですが、前にもお話をしましたように、少人数指導が効果はあるという裏づけにもなっています。または新聞等を活用した教育活動が行われているというのも特徴です。そういうことで私も前に図書館、図書の実を充実をとというようなことで予算化なさってですね、毎年蔵書されているような現実があります。

芸は道に通ずると。何か一つみんなでこれだけは、というようなものに取り組めば、波佐見ならのある程度の学力の向上というのは示せるのではないかなと。

もう既に計画はあるかもしれませんが、本町として義務教育9か年を見通した学力向上プラン。その再検討が必要ではないかと思いますが教育長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

全国学力・学習状況調査につきましては、今年度はやはり厳しい結果が出たのは正直なところでございます。これまでに比べて最も多分厳しかったのではないかなということを課題として捉えております。

これまでは、それなりに成果結果が出たと思っておりまして、今回県学のほうにつきましては、県のほうの平均よりもプラスの数が多かったということもありますので、こういうふうにより年度によって、子供によって数値が変わっていくこと自体に少し課題があるのだろうということを思っておりますので、平均的にやはり高い数値をとということを求めております。

ただ平均正答率にのみ焦点をあてるのではなくて、本来のやっぱりこの全学・県学の目的である子供たち一人ひとりに確かな学力を身につけるということの視点を立ったときに、いかに子供たちの状況、実力に対して支援をしていくかという視点の中で、例えば45点しかとれない子たちを50点、55点にするような手だて、80点の子を85点90点にする手だてということのほうに力点を置いて指導することによって、一人ひとりの学びの成果の成長があれば、おのずと県平均正答率は上がっていくのだろうということを思っておりますので、子供の実態に応じたかたちでやっていきたいということを思っています。

ただその中で、町として全体的に共通した取り組みをとということをおっしゃいましたけれど、私自身はそのことについてはあまり意識をしておりません。私たちが主導をしてこれをやりなさいということが本当に学校にとってプラスになるのか、力になるのか、継続されるものなのかということは、私自身あまり感じておりませんので、私は各学校が自分の学校、これは私のつくり言葉になるのですが、自ら走る「自走」に対して積極的に支援をしていきたいというのが教育委員会としてのスタンスです。

ですから今回も、それぞれ4校が自分たちの学校の子供たちの実態を見て、こういう手だてをとっ

たら一番伸びるであろうということに対して、その把握をし、協議をしてそこに支援をしていくというかたちで、学力についても支援をしていきたいということをスタンスして持っておりますので、共通したものということは例えば読書云々とか新聞の取り組み。もちろん情報としては提供しております。新聞を取り組んだもの、読書を取り組んだものについては各学校に情報提供はしますけれど、その順番が各学校によっては違うというのは、やむを得ないだろうということも思っておりますし、例えば標準学力調査等々、今回補正で認めていただきましたけれど、ここあたりについては4校揃えて共通実践ということも図っていきたく思っておりますので、共通化を図るものと、独自性を図るもののバランスをとりながら学力向上については図っていきたくということで、教育委員会としては取り組んでおります。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

上から目線で申し訳ありません。もしかすると教育長のそういう考えが本町の学力が変わらない一つの要因になっているかもしれません。私も正答率ばかりじゃありません。また県の学力の結果は良い、よかったら全国でも反映されなければいけないと単純に思います。

ちなみに全国学力の目標を言われましたので、ちょっと文科省が出しているのを読みます。各学校等における教育条件の整備状況や意識調査等の実施による、児童生徒の学習意欲、生活の諸側面や学習環境等について状況を把握するとともに、これらと学力との相関関係等を多面的に把握、分析することにより、これまで実施してきた教育施策の成果と課題などについて検証を行っていくと。そのためにこれを行っているのだということです。あくまでも正答率を上げようという目的で全国はやっておりません。

ぜひそこところは私としては教育長が、森田教育長のときに学力は安定して伸びてきているというような、そういう成果をぜひ期待しております。

次に行きます。教職員の働き方改革です。印刷等の業務を2名、職員を採用して業務の簡素化、負担を軽減しているというようなことがありました。

私が気になったのは教職員の働き方改革が進むのに対して、逆行して先生たちは逆に忙しくなっているのではないかなという記事をたくさん目にしました。例えばデジタル化が導入されたことによってその対応、または多種にわたる支援員を配置したために、打合せや反省会等のその時間の確保。または部活動については前も言いました課外活動ですね。いろんな行事とかそういうものに対する負担。

また先ほど学力向上の対応の一つとして、年度途中に補正として標準学力テスト1回を2回にされた。それも、もしかすると職員には負担になっているのではないかなと。私が若いときに多分ここにおられる方は、学校のテストは中間テスト、期末テストというような学期に2回やっていたと思います。これを郡内のテストを中学校のテスト私が学期1回にしたのです。それも改革をしたつもりです。

逆にいろんなそういう標準テストじゃなくて、本来ならば一番目の前の子供たちを知っている、または指導されている先生たちが、その子供たちの実態にあった問題をつくって、具体的な分析をし指

導に生かすべきではないかなと私は思っているのですが、本町の場合に逆に、先生方が忙しくなっているというような、そういう傾向はないかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどと関連するのだと思いますので、例えば先ほどの全学につきましても分析等々を行って、毎月1回の学力向上推進委員会の中で各学校の分析したものを持ち寄って、共通している課題等々については共有化をして、そのために具体的な手当てというのも、ここも委員会を持って解決、解消をしているところであります。

標準学力調査につきましても、中学校の実力テストを自作でされておりましたけれど、その回数を減らしてより標準化されたものを、子供たちに身につけている力が本当に標準化されたものであるのかということ、正しく知りたいということの中学校からの要望がありましたので、実力テストの回数を減らして標準学力テストを実施するというかたちになりましたので。

あくまでも学校と学力向上推進委員会を通じて、よりよいものをとるかたちで研究、検討しながら改善を行っているというのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

多忙になってないかというようなことのお尋ねをしたのですが、昨日の補正で標準学力テストの予算を承認したわけですが、本来ならば年度末にきちんと反省をし、新年度から対応すべき要望があったからすぐじゃなくて。やはり教育というのは年間計画に基づいてやるものだと思っております。

そのあたりの検討をされて、急に出た課題だったかもしれませんが、教育長のリーダーシップのもとで今後さらなる子供たちの学力向上を期待しております。

次にいじめ。それからいじめの件数等は非常にデリケートでというようなことを言われましたが、これ3年度分です。まだ4年度の方は今報告、まだ報告されていないのではないかなと思います。

全国で61万件、小学校で約50万件です。何を言いたいかというと、この小学校時代のいじめへの取り組みが非常に重要だということのご指摘をしたいわけですが。具体的な小学校の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

どこまでの内容をここで報告しているよいか、よく分からないところがあります。

これにつきましてはいじめのとらえ方は、もうこれは様々でありますし、今現状的に本人がいじめと感じれば全ていじめということになっていきますので、からかいだったり、にらみだったり、笑いだったり。そういうことも全ていじめといえれば全てあがってくるわけですから。

その捉え方だと思っておりますので、私たちとすればそれぞれの案件に対して職員、担任を中心と

し、各学校でチームを組んで対応しているのだらうと思いますので、その基本的なスタンス。早期発見、早期対応とかですね。

あるいはいじめに対して、丁寧に、早急に、個別に、継続的にというようなことにつきましては、各学校共通意識を持って一つの事案に対して丁寧に対応しているのだらうということをおっしゃいますし、どうしても学校だけでは教育委員会だけでは対応できないときには、保護者にお出でいただいて、保護者を交えたかたちでの対応ということもきっとあるのだらうと思っております。

そういう対応をしているということで、細やかな状況については、ここで答弁を差し控えていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

期待していた答弁は道徳の授業の充実を図っています。という答弁を私は考えていました。

なぜかといいますと小学校では2018年4月から、中学校では2019年4月から道徳が特別の教科として位置づけられました。早く言うならば先生方全てが、道徳という教科の免許を取得したことになります。

それが、ややもすれば担任の先生だけの指導になっていないのか。全ての先生が、やはり関わって子供たちとの信頼関係をつくり、子供たちの心の教育の充実を僕は図るべきだと思ったのですが。

本町の場合は、ほとんどが担任の先生による道徳の指導がなされているのでしょうか。そのあたりをお聞きします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

担任を中心に行っておりますし、内容、単元によってはゲストティーチャーを招いて等々の授業の参観をしておりますので、道徳等でのもちろん議員お説のとおりということもあるのだらうと思っておりますが、様々な授業なり取り組みをしても実際にいじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得るという感覚を持っているわけですから、それに対して具体的にに対応していくかという部分があるのだらうと思っております。

理想とすればそういうふうに、今日授業を通してということは確かにあるのだらうと思っておりますが、様々なそういう指導を通してなお、子供たちの生活の中にいじめというのが存在することに対して、私たちはこういうスタンスで取り組んでいるということで、回答させていただきました。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

特別の教科に位置づけられた目的のですね再認識をしながら、子供たちの心が育てば当然そういういじめ等は防げるのではないかなと。

ただ大人社会においても、いじめ的な行為といいますか。そういうのが毎日のように報道されている時代ですので、非常に大きな課題かと思っておりますが、みんなで先ほどゲストティーチャーを招いてと

こう言われましたが、ぜひ地域の力を活用しながら、おじいちゃん、おばあちゃんたちはこういう思いであなた達を見守っているのよって喧嘩したら悲しいよとか。仲間外れしたら悲しいよ。とかいうようなそういう声も、ぜひ教科書にはない生の声を子供たちにぶつければ、波佐見の子はまだ純朴でございます。ぜひ子供たちの行動は変えられると思います。

あわせて不登校について非常に教育長デリケートになられているなど。私は誰が不登校なのですかとか、それは聞いておりません。僕がここで提案したのは大人社会でも支え合うまちづくりというのを今展開されている中で、隣の子供は学校に行っていないみたいだけれど近所の私たちでできることは何かないのか。

学校に行かなくても、誰々ちゃん今日畑仕事を手伝ってこないだろうかとか。この子の「らしさ」を育てる一助として地域の力を活用すべきですよ。僕は逃げだと思いません。その子たちを駄目にしようと思っておりません。私も数多くの子供を救ってきました。その実践があるから強く言います。

公表をして地域の力をもっと求めてはいかがですか教育長。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

さっき今答弁しましたように、そのことを公表することによってのデメリットのほうが大きいと私たちは判断しておりますので、詳細については公表を差し控えてさせていただきます。ただおっしゃったように地域の教育力というのは今後の協議会においてとても重要なファクターになっておりますので、積極的にコミュニティスクールなり、学校運営協議会等々を活用しながら今まで以上に波佐見町の教育、地域の教育力をもっと積極的に学校教育に携わっていただいて、子供たちを育てていきたいという思いは強く持っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

時間がありません。もう教育長もご存じかと思えます。この3つの項目をしっかりと各学校でやっていけば、いじめも不登校も減少させることはできます。

授業または学校生活の中、部活動の中。いろんなところで子供たちに決定の場を与える。存在感を与える。共感的な人間関係を育む。これをやれば学力もいろんな問題行動もおさまります。いま一度ここに目を向けて、波佐見の子供たちのさらなる健やかな成長を願って私の質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で5番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は 11 番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従い次の質問をしていきたいと思ひます。

1. 災害時における避難場のインフラ整備について

(1) 災害対策基本法第86条の6に「避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあるが、本町の整備状況はどうか。

(2) 避難の長期化で避難所の自家発電設備や非常用発電機等の備蓄及びトイレ等の生活水の確保はどうでしょうか。

(3) 避難所の感染症の予防や衛生環境の整備はどうでしょうか。

2. 職員の職場環境について

人口減少による人材争奪戦が始まっています。本町の新規職員採用も厳しい現状であります。

そこで次のことを問ひます。

(1) この現状を踏まえ、現職員のスキルアップとリスクリングの必要性を考へるべきだと思ひますがどうでしょうか。

(2) 職員のモチベーションを高めるためには何が必要でしょうか。

(3) 新人事評価基準はどう変わるのでしょうか。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

11番 北村清美議員のお尋ねについてお答えをいたします。

1. 災害時における避難場のインフラ整備について

(1) 災害対策基本法第86条の6に「避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあるが、本町の整備状況はどうかというお尋ねでございますが、本町における避難所における生活環境の整備として、国県のガイドラインに準じて人口の5%が3日間避難所で生活できるよう物資の備蓄を行っています。

物資の内容ですが缶詰パン、乾燥米飯、飲料水、液体ミルク等の食料品に加えパーテーション、毛布、マット、段ボールベッド、乳幼児おむつ、ポータブルトイレ、蓄電池、発電機などを役場、総合文化会館、勤労福祉会館、農業環境改善センターに分散して備蓄しており、おおむね国県のガイドラインを満たしています。

一方で衣類や常備薬等の身の回り品は、町で対応できない部分であり、避難をされる際には持っていく必要があるため、災害時に慌てないよう日頃から非常時持ち出し品の確認を行っていたと考えています。

(2) 避難の長期化で避難場の自家発電設備や、非常用発電機等の備蓄及びトイレ等の生活水の確保はどうかのお尋ねですが、先ほど申し上げましたとおり、現時点では人口の5%が3日間避難

所で生活できるように、物資の備蓄を進めておりそれを超える長期の避難が発生するような大規模災害のときについては、現在の物資の状況では対応できません。

また町の避難場である各施設については、一定の蓄電設備がある施設もありますが、自家発電設備や非常用発電機を設置は行っておりません。

またトイレ等の生活用水については、町の浄水施設が被災していなければ確保できますが被災した場合は貯水タンクにある分のみとなります。このように現在の備蓄等の対応を超える大きな災害が発生した長期の停電や、避難生活、生活用水の不足が見込まれる場合、本町の規模で全て対応することは極めて困難でありますので、県や周辺自治体への支援要請に加え、場合によっては自衛隊の派遣を要請することで計画をしております。

(3) 避難所内の感染症の予防や衛生環境の整備はどうかとお尋ねですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、避難場においてもその予防対策を行っており、濃厚接触者の専用ブースを設け、トイレや通路も可能な限り分けることで、一般の避難者が接触できないような環境を整えています。

また先ほど申し上げた災害の物資の中にも、衛生環境の整備としてマスクやビニール手袋、消毒液、乳児用おむつなどを備蓄していますが、今後も計画的に備蓄を進めていきたいと考えております。

2. 職員の職場環境について

人口減少による人材争奪戦が始まっており、本町の新規職員採用も厳しい状況であるということで次のことを問うと。

(1) この現状を踏まえ、元職員のスキルアップとリスクリングの必要性を考えるべきと思うがどうかとお尋ねですが、本町においてはスキルアップとして、長崎県行政振興協議会主催をはじめとする各種職員研修参加を積極的に進めており、専門研修、階層別、テーマ別に加え町独自研修など昨年度においては10種類、延べ715人が受講しております。

またリスクリングいわゆる学び直しとしては、町主催ではございませんが包括連携協定を締結している長崎県立大学大学院の社会人枠に複数の職員が入学、受講しており自己研さんを積んでおります。

今後、地方自治体の業務が時代の流れで複雑多様化する中、自治体職員に求められる資質能力はますます高くなりますので、今後も積極的な研修を行いたいと思います。

(2) 職員のモチベーションを高めるためには何が必要と思うか。とお尋ねですが、職員のモチベーションいわゆる、やる気、動機づけを高めることは、職員の資質、能力、性格が異なる中、組織として系統的に対応が求められる大きな課題であります。

そこで何が必要と思うかのご質問ですが、まずは管理職が課内の職員とのコミュニケーションを通じて、職員の課内における業務分担とその内容と進捗状況を把握し、課の目標の達成に向けて、適切な指導、助言を行うことが大切だと考えています。

そして、課の目標達成に貢献した職員を適正に評価することが必要だと考えています。

(3) 新人事評価基準はどう変わるのかとお尋ねですが、これまでの人事評価は業績評価について、難易度を職員自身が設定していましたが、その難易度設定が職員個々人の経験値によって設定さ

れており、管理職がその難易度に応じて数値化する際に、難易度の調整も含め数値化するのに相当な労力と時間を有しておりました。

また能力評価は評価項目が多岐にわたるうえ、選択項目があり客観的な評価が難しいところがありました。このため評価について一般職員、係長、課長補佐、管理職の3階層に分けるとともに、業績評価については難易度を廃止し課の達成目標における貢献度を評価する方式に改め、能力評価についてはその職員に応じた評価を行い、2つの評価を合算し数値化することで5段階の全体評価を行うことで、人事評価の見える化を行いたいと考えております。

そしてその結果を本人に還元することで指導、助言を的確に行い、本人の資質能力を伸ばし、ひいては所属課並びに町の目標達成を進めたいと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今から質問に入っていきたいと思えます。

この1番の災害のことなのですが、これに関しましては先月長崎で環境省の講演会がありまして、町長も出席されていましたが。ちょうどここに私も出席させていただきました。

そのときに講演があった内容の中で、この災害時の話がありました。この災害時の話というのは、長崎県のほかの市長さんも町長さんも来ていたのですが、ほとんど全然やってないですね、誰もやってない。波佐見町も当然今説明ありましたが、やっていません。今後やるべきじゃないかというような提言がありましたので、ちょっと確かめたいと思って今から質問をしていきたいと思えます。

まず先ほど答弁の中に本町の避難場3か所あると言われましたけども、ちょっとその確認ですがもう一度ちょっとお願いできますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず現在の運用について改めてご報告したいと思います。

現在、警戒レベル3の段階で高齢者等避難開始を行っておりますが、避難開始の場所が3か所で勤労福祉会館、総合文化会館そして農村環境改善センターの3か所を現在避難所として開設しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その収容人員というのはわかりますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの3か所に限って申せば、定員が収容人員でございますが630名でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それは3か所全部ですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおり3か所の合計でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

仮にあったとして1,000人の方が避難した場合、その場合はどういうふうな対処を考えていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

波佐見町の地域防災計画では指定避難所として、自治会の公民館も含めて全て32か所を指定しております。

自治会の公民館で全て受入れは難しいと思いますが、そのうち7か所が町の施設でございます。その7か所の施設の収容人数が1,960名でございますので、一定の数が収容できるものと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その中に小学校、中学校、体育センターもありますね。それも含まれているわけですかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

その中には学校の体育館は含んでおりますが、学校の教室は含んでおりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

体育センターはどのようなのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

体育センターは含んでおります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

逆に言うと質問をしたいのですが、その体育館ですね。現状ではエアコン設備がないところがほとんどですよ。本町の場合どのようなのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ご指摘のとおり空調設備、エアコンは体育館にはついておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

避難するという場所の場合は、夏場の場合、冬場の場合もちろんありますけど。その場合は何とかしなきゃいけないですよ、今のままじゃちょっと難しいと思いませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ご指摘のとおりでございます。ですので、本来であれば体育館とか大きい施設に収容をしたいのですが、空調がございませんので空調がある先ほどの3か所、勤労福祉会館、総合文化会館そして農村環境改善センターに現在は避難をお願いしているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それは少ないときにはね、そうでしょうけど。こういうふうには1,000人以上超した場合に対処ができるかどうかという問題なのですね。

そのためには今後、いろんな補助金とか計画を持ってすべきじゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

本当におっしゃるとおりでございます、2年前。令和2年の台風10号のときはですね、町全体で581名の方が避難をされてこられまして、先ほど言った3か所の施設では収容ができませんでした。

そのため急遽ですね学校の教室。そのときちょうどエアコンがつかまりましたので、そのときに学校の教室を無理にお願いしたとございまして、先ほどからおっしゃっていただいているように、本来であれば収容の皆さんの管理がしやすい体育センターに収容したかったのですがそれが、エアコンがありませんでしたので、やはり今後はエアコンの設置ということが大きな課題になるだろうということで考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

分かりました。そういう計画をお持ちだということなので、ちょっと安心しておりますけども、まずこれでね、避難人数が増えたら当然困るのは何だと思いませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町長の答弁にもありましたが、基本的にはやはり食料品、飲料水、そしてご質問にもあったと思いますがトイレの問題だというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

食料品はちょっとおいて、今回はねそういう環境整備というようなことで、ちょっと質問絞りたい

と思いますが、質問の中ありましたけども今ほとんどその3か所、洋式化されていますかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

全ては承知しておりませんが、半分近くは洋式化されていると思います。ただしやはり和式も残っているものというふうに認識しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

要はですね、高齢者は波佐見町30%ありますから。そして障害者もいらっしゃる。ということは、やっぱり洋式化。和式はもう無理なのですよね、基本的に。まあ早急なるべく早くじゃないけど、やってもらいたいのですが、そのときに私も初めて知ったのですけど節水トイレというのがあるのはご存じですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

そういったトイレがあるということは認識しておりますが、詳細についてはちょっと私個人的にはまだ理解しておりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これはですねそのとき講演であったのはね、その節水トイレというのは43%の削減できると、水をですよ。使用量を。ということでこれを推奨されていました。一つは研究材料として、検討をしていただきたいと思うのですよね。ぜひお願いをしたいと思います。

それとですね、そういうふうにオーバーした場合に簡易トイレそれから何と言いますか。携帯トイレ、マンホールとかありますと思うのですけど、そういう面の備蓄はどうなのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町としても避難者の方がこられたときに簡易的と言えおかしなのですが、災害用トイレをですね、備蓄を行っております。これはポータブルの洋式トイレでございますが、そこで用を足していただいて、凝固剤を入れて処理をするというもので、先ほど町長が申しましたとおり人口の5%が3日間避難したときに対応できるよう数はそろえております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今、先ほどの答弁の中にも今もちょっと3日間という数字が出ましたね。3日間以上になった場合は自衛隊とか、いうふうな答弁があっけいすけども、実際それまでに例えば大人数、1,000人を達した場合にトイレは間に合わないでしょ。もちろん職員もそうなのですけども逆にそれはどうなるのか。あと問題は電源ですよね。そこあたりの件はどのように今後考えていかれますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね、先ほどから想定される3日間。応急的なものについては整備を進めているというところがございますけれども、日常からですね3日間を超えるのは、4日に及ぶような4日を超えるような、あるいはもっと長期に及ぶようなことを想定しての準備というのは、ちょっと経済的にどうなのかなと。そのときにやはりそのときに応じた周辺の協力等も応じていかなければならないと思いますし、それからトイレにつきましては、やきもの公園内につきましては下水道に直結するような陶器まつりのときに仮設トイレを設置しますが、あれは下水道処理に直接直結するような設備で10か所仮設がすぐできるような施設としておりますので、その点についての対応は可能かなと思っております。ただ総合文化会館。一番人が集まります文化会館についてはですね、そこあたりの対応はちょっと不可能でございますけれども、ただし常日頃から想定外というのは設営準備するのがベストでありますけれども、通常からですね10日を超える、あるいは1週間を超えるような準備に備えての備蓄とかあるいは、投資というのはいかがなものかなというふうな考えでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それはもう現状でそうですよね。それはよく分かるのですよ。今後の計画の中でね必要じゃないかということです。私はいうのは。それに組み入れていただきたいということです。

それともう一つ、今、勤労福祉会館、陶芸の館のほうは言われましたけれども、農業改善センターはどうなのですか。そういう総合文化会館と。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど町長が申したとおりですね、総合文化会館とかあるいは勤労福祉会館についてはマンホール、要するに公共下水道に接続しておりますので、そういった使い方ができます。

一方で農村環境改善センターについては、浄化槽にて処理をしておりますので、実際そういう使い方はちょっと厳しいなという認識ですので、やはり農村環境改善センターについては、別途何かしらの対応が必要ではないだろうかということで考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

確かにこの間の公園の説明の中では、下水道が通っているところでも浄化槽の設置もできるというふうに説明を受け取ったわけです。黙って聞いていたのですけれども。

そういうふうなことです、かなりオーバーした場合にこれが大きな問題になるし、1週間延びた場合にどうなるかということ。そういうことも想定する必要があるのではないかと。

今後の計画の中で入れていただければと思います。何かそういうことどうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

トイレの問題についてはですね私どもも大変危惧をしております。今年度においてはですね先ほどの災害用トイレで自動化するような自動的に袋が出てきて、その袋に用を足していただいて、凝固剤も自動的に入るといようなトイレのデモンストレーションを拝見させていただきまして、今後そういった設備が弱いところについてはですね、そういった災害トイレも拡充していこうというふうに考えております。先ほど議員がおっしゃるような浄化槽の中に直接流すとなると、いろんな不具合もあると思いますので、まずはそういった災害用トイレ、ポータルトイレの拡充を計画していきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その中に何も言われなかったけど、この携帯トイレという考え方はありますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

災害トイレについてもある程度コンパクトには出来ておりますが、もっと体が動かない方、不自由な方で直接できるというような携帯トイレというのもあるということも私たちも存じ上げております。

そういったことも踏まえて今後やはり計画的に備蓄をしておりますので、その中の備蓄の候補に、ぜひ入れていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そういうふうなことで今後検討課題として、まちづくりの計画として、やっぱり今すぐしろじゃないのですよ、言うの。入れていただければと思いますよね、せめて3日が波佐見町独自で5日間するとかね。いうようなことが必要じゃないかと思うのです。そのために、どのぐらいの携帯トイレ、簡易トイレが必要なのかというようなことも計算入れていただきたいと思います。

次にいきたいと思います。これは一番職員の皆さんの問題です。職員さんは一番波佐見町の財産ですよね。この機能が動かないことには、波佐見町の発展がないですよね。それに基づいて、質問をしていきたいと思います。

そしてもう一つテーマを。いろいろその働き方改革というずっと今まで言われてはいますが、これから話すことはですね私が言うのは働きがいの改革です。働きがいの改革をどうするかということに提言をしていきたいと思います。

今から質問入ってきますが、今の職員数と会計年度職員と再雇用の職員さんの、ちょっと明細分かりましたら教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

申し訳ございません。本年の4月1日現在ということでご報告させていただきます。正規職員が116

名、そして会計年度任用職員が108名でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

この中、再雇用職員さんは入っていないの。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

申し訳ございませんでした。116名の中に1名の再雇用が入っているということでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ここで聞きたいのは過去5年間ですね。令和4年度まで今年は入れて採用された職員数と退職された職員数をちょっと教えてください。その推移とですね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

令和4年度も含めてということでお答えをいたします。この5年間で新規採用した職員が33名です。

一方で定年等も含めて、退職した職員が21名。よってこの5年間で職員は12名増えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

この33名の中に大卒、高卒、新人職員というのは何名ぐらいいるのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

申し訳ございません。職種までは分かっておりませんが総じて半々かなという感じは受けます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

現実に波佐見町の職員数の定数というのは、何名なのですか今現在は。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

129名でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

大体25年前には年間予算が50億切っていますよね、下回っていますよね。今現在こないだ補正予算入れると116億というような数字が出ていますけども。そのときの職員数とあんまり変わらないのですよね。現実には。増えてもいない。あんまり増えてないですよ。

その点はどうなのでしょうかね。業務量の増大に対して職員数というのは、これでいいのかどうかと。どういうふうに考えますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどお話いただいたとおり以前は職員数一番少ないときで100名を切っている99名の時代がありました。そのときは当然おっしゃったとおり、予算規模が60億台ということでして、今も100億を超えているということです。

主な要因とすればやはり、ふるさと納税の寄附。それに伴うやはり寄附者の要望に応えたかたちでの事務事業の増加があつて、先ほど申したとおりここ5年ぐらいで12名の職員の増があつたと。そういうことも対応しているというように考えております。

一方でやはりそういった業務が増えておりますので、全体的には職員はじめ大変一生懸命やっておりますが、何ていうのですか。業務量としては多いなという感じで思っている職員が多いのではないかなということ、私自身は思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

基本的に、波佐見町の特徴として、前の町長も現町長も言われることは少ない職員数でやっていると。これは自慢の一つみたいな、ずっと言われていますよね。

実際これだけ業務が増えているとね、果たしてそうだろうかと思うのですが、その点実感としてどうですか町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにですね業務量が増えていると感じております。

ただしこれは今までもずっと前の町長も申しておりましたが、類似団体においてはずっと1,000人あたりの職員数が大体、少ないときで5.6でしたかね。今1,000人あたり6人ぐらいまでになっておりますが、しかしそれに関わるやっぱり人件費というのもやはりそれ相当にかかるわけでございまして、これ正職員数を増やしますと、これは経常経費といいますかね。これは一度採用しますと民間のように、もう君はちょっと明日から来なくていいよというふうに言われなわけですね。

40年間はしっかりと採用して、しっかりと働いていただくと。そのためにはしっかりとした試験を行いしっかりとした職員を採用しないといけないわけですがけれども、今後の職員といいますか。人口動態とか考えますと、大体これあと20年しますと、波佐見町の人口が1万1,000ぐらいに減少すると予想されております。

と、考えると今の確かに、今職員数は今の職員少ない感じもします。これ以上増やせないのと、申しますのは今後職員の定年数が2年に1年ずつ延びていって、最終的に65歳までになるわけですね。10年間での要するに2年に1年ですから10年間考えた場合に、何人でしたかね。定年退職者が非常に少なくて。

これは延長等をですね、65歳までという延長希望された場合ですね。それぞれの勤務を希望された

先ですけれども。非常に退職者が少ないということは、それぞれ逆に新規採用者も控えなくてはいけないのかなという考えもあるわけですが、これではやはり人数のですね、年齢による均衡がとれませんので、一定数の職員数。やはり1年に退職者がいなくても2人ぐらいは、1人か2人。あるいは場合によっては3人というふうな採用を考えていかななくてはならないと思っております。

しかし、一方1万1,000人ということは、人口が1万1,000になるということは、それに見合った分の職員数もやはり考えていかなきゃならないということもございますので、一概に一遍増やすということはなかなか難しい。それから今後は、自治体DXというような言葉が流行っておりますけれども、職員自体が作業をするのではなくて、要するに集計をしたりとか、ちょっとした取りまとめをしたりとかそういった作業は、もう機械化するといいますか。RPAといいますか。そういったものに任せると。

職員自体は政策立案だとか仕事をする。そういう作業、何と言いますかね、ことに特化していかなくちゃならないような感じがいたしておりますので、一概に職員はすぐには増やすというふうなことは申し上げられませんが、やはり状況、状況に応じた採用というのは考えていかなければならないというふうには考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

町長の論理も分かりますよね。理解できないわけじゃない。

ただね問題は現状をどうするかということが一つあって、そこあたりの危機感をお持ちだと思うのですよ。そして今先ほど聞いた正職員が116名と増えて、会計年度何人かな108名いらっしゃるということですが、私はここで疑問を感じることはあるのですよ。会計年度職員はどこまで正職員の仕事を手伝えることができるのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

会計年度任用職員。2年ほど前に制度がスタートしました。

その前は臨時職員というふうに言っていたわけですが、基本的には今回、会計年度任用職員の制度が始まりまして、正職員の補佐をするという内容は基本的に変わっておりません。

ただし給与の昇給があったりとか、または休暇制度が正職員に準じるとかいうことで、随時国のほうでも処遇改善を進めておりますので、ゆくゆくは正職員まではいかないとしても大きな役割を担うような職員として、役場も採用を行っていくということになると考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今ちょっと休暇の話とかちょっと出ましたから。これ現実に職員の有給休暇の取得率というのは、どのぐらい平均にとっていらっしゃるのですかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今年度は当然まだ出ておりませんが、昨年度令和3年度ですが、本町の職員の年間の平均取得日数ですが、10.7日でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

実はこの有給休暇というのは公務員の世界、日本全国に約1,000万。いろいろな公務員さんがおられて約1,000万いらっしゃるということを知っているのですが、本当の大企業の大企業ですよ。企業的に言えば。日本は残念ながら大企業が15%もないのですよ。あと全部85%以上は中小企業なのですよ。

有給休暇をとるといふようなシステムが成り立たないのですね。小企業。波佐見の場合もう特に。1人欠けたら代替わりないので。同じく職場もそうでしょうけど、だから福利厚生。

とにかく波佐見町の役場がしっかりしないといけなわけですから、そういう福利厚生の実ももうすぐ図っていかないといけないと思うのですよね。

そういう点の認識はどうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

最近はずね冒頭おっしゃっていただいたように、働き方改革というのが叫ばれておまして、それをやらないとこの役場をはじめ、いろんな会社に採用応募をしてくれる人がどんどん少なくなるという流れがございます。

国もそのあたり危機感を持っておまして、我々地方公務員についてもそういった処遇改善をやりなさいということでやっております。

ちょっと話逸れますが、今回の議会にも育児休業の休業関係のですね、条例改正もあげておりますので、そういった一環です。私どもとすれば町の裁量で改善できるところは、しっかりこう改善していきたいという方針であります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そうですね。そういうふうには思っただけであればいいのではないかと思いますよ。現実には一般、民間はとれないですから。とれないのが現状なのです。それでもシビアにやっていますよね。

ただ一番私が問題にしたいのは、有給休暇の別に業務量がやっぱり優秀な人程集まってくるんですよ。例えばそういうことは、もうどこの会社でもあるのですよ。役場の職員さんでもある。

そうした場合にその業務の量といいますか。そういうのは完璧に把握されていますか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

各個々の職員の業務量についてはまでは把握はしてませんが、先ほどおっしゃったように同じ年

年齢、同じ採用で同じ仕事をさせたときに、やはりこれは個人差がございます。

例えばAさんとBさんに100の仕事を任せたとする、同じ仕事ですね。1人は午前中に済ませましたと。1人はまだ半分も進んでいませんでしたと1日かかってですね。Bさん進まなかったと。じゃあAさんにBさんの残った半分はちょっと手伝ってくれないかと言ったら、AさんはそのBさんの残った分の半分ですが、4分の1もですね仕上げて定時に帰りましたと。Bさんは半分。残った半分の半分を手伝ってもらったにもかかわらず、さらにそれを残って残業したと。Aさんはそのまま帰って、Bさんは残業手当、超過勤務手当までもらったと。理論的にはそういうようになってくるわけですね。

ですからそこあたりをちゃんと評価できるような人事評価制度というものを入れながら、適正な評価をしていかななくてはならないというふうに思っておりますし、先ほどの質問の中では適正にみんなの仕事で把握しているかという、確実に把握はできておりませんが、それぞれの課において課長が、あるいは係長が把握をしながら調整をとってくれているものというふうに理解しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

個人的にはもう町長分かるはずないですね。それは当たり前の話ですけど。

でも部署があるでしょ。部署、部署によってもものすごい残業遅までいるとかね。それを毎日だと。そういうのは現状把握されていますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

やはり業務によって時期的なものによっては、残るときと残らないときもございますし、確かにこの業務はいつも残っているなというふうな感じるときもございます。あるいは人について残業が回っているなど。その人が行った先々は常に残っているなというふうな部署もございますので、あくまでもそういったものは個人の能力差によるものもあろうかと思えますけれども、確かにそういった業務の偏りといいますか、いろいろ今の業務が増えてきている、多様化する中では若干の偏りはあろうかというふうに思います。

そういったものは今後の業務、何といいますか機構改革といいますか。そういった人員の配置によってですね、若干の調整がとればいいのかというふうな判断をしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そうですね、あまり業務が偏るというようなことになると、いろんな障害が出てきますよね。

当然2年前からずっと問題になりました官製談合の問題もしかり、そして職員さんの精神的疾患。これもやっぱり一つは考えられるのではないですか。それを未然に防ぐためじゃあ、どうすべきか。ということもこれ真剣にやっぱり執行部の方が考えていって、人員配置をすべきと思いますがどうですか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今おっしゃるとおりですね、そこあたり見極めながらの人員配置をしていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そしてもう一つですね。私が新人も採用して高校卒業、大学卒業して入ってこられますよね。そして人員配置として、多分足りない場所にやられるのではないかと思うのですよ。不足している場所。じゃないですか。その点はどうですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

必ずしも足りないところに新人をとといいますか新規採用をあてるわけではなくて、全体的な何ていうか在职年数とかそういったものを勘案しながら、配置はしているつもりでございますけれども、場合によっては新人がそこに入るといこともあろうかと思えます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

いやそのときですね、これは役場だけじゃないですよ。民間もでもそうなのですよ。これはなぜかというとなんか大学卒業してすぐ社会人入った、すぐ仕事を覚えるのに5年、10年かかるのですよ、一人前になる。

一番もう大学を見ると寮に入っているのですけど、とにかく防衛大学なんかは特にそうですね。

1年から4年まで4年間同居するのですから、一緒の部屋で。

そしたら1年生は誰が面倒見のついていう。2年生ですよ。それが1年間つきっきりでやるわけですよ、マンツーマンで。この体制というのをね、やっぱ新人にはそういう期間が必要じゃないですか、どうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

新人教育というのは、私たちも大変悩むところでございます。

新卒で来る職員あるいは社会人で来る職員ということで今多様な職員がいます。そこでやはり役場の仕事をいかに覚えてもらうかということで、現在は配属されたところの係長がサポーターとなって教育をします。そして1年半後に、そういった職員の成長具合を1年半研修ということで発表するという取り組みも行っているところでございまして、以前に比べると新人教育にはですね、かなり力を入れているというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

いやね、これはね特に必要なのですよ。今どきの若い世代というのは揉まれていませんから。競争

慣れしていないから、手取り足取りじゃないけども、特に必要だと思います。この件に関してはね。こればかり話していると長くなるからあれしませんけど。

それから先ほど答弁の中にも、資格取得のために10種類もあって、延べ700人以上の方が行かれているというようなことで言われましたけど。

言われて資格を取られた方には、どういう今後対応されていくものですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

当然、資格採用と言って本町では保健師さんとかいうのはそもそもその資格に応じて採用をかけているわけでございます。

一方で職員を見ると教職員の資格を持ったり、あるいはIT関係の資格を持ったりということで、それぞれの資格を持っているものがございます。資格ばかりに目を向けて、町長等の人事の配置というのものもあるかもしれませんが、そこは一つ置いて新たに資格をされたということあれば本人の意気込み等が感じられるようであれば、それは町長のほうでしっかりそのあたりは考えてもらえるものかなというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 北村委員。

○11番（北村清美君）

いや実はなぜこういうかというです。もうそこは冒頭言わなきゃいけなかったのですが、今民間初任給がもう30万近いのですよ。給与は上がりました。現実に波佐見町の初任給は幾らかという約10万近くはありますよね、差が。これでいい人材取ろうかと、取れませんよ。はっきり言って。そしたら職員のスキルアップ、学びのリスクリングやらないといけないわけですよ。

まあ彼等はやるようなことを答弁され言われていますけど。特に終身雇用の中に立って、さっき言われたようなジョブ型という、専門性を持った1人が優遇すべきじゃないかという発想が蔓延してきていますよね。その点はどう考えていますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

以前も申したとおり、議会の皆様方の理解が進んで、以前はとにかく人を減らせ公務員の給与を上げるなというふうな、非常に攻撃に耐えてまいりましたけれども、今回はですねやはり人材確保がまちづくりに欠かせないというふうな視点で、ご助言いただいておりますので非常にありがたく思います。

ただですねやはり資格を持ったからといろいろ手当を出すというのが、本当に一つの考えかと思えますけれども、実は各それこそ10年も20年前ですけれども、国からの指導で各地方のいろいろな統一されていない手当は廃止せよという流れになってまいりまして、代表的な例を言うといろいろな何というのですかね。これも全国的に住居手当もなくなったとか、本当に各種手当をなくしてですね、スリムな体系になったわけですけども。

今後は国の流れもどうなるか分かりませんが、ある程度地方にそういった裁量権が認められるようであれば、そういったもので人材確保を図っていきたく思いますし、先ほどおっしゃったように全国の初任給がもう30万を超えるようなところもある、あるいはもうかなりの歩合制出すようなところもあるといえ、そこに流れていくのはもう必然的でございますけれども、そういった中であっても特に波佐見町の場合であれば、よその市町村であればちょっとした意見はなかなか市政、町政に反映できないと思いますけれども、これぐらいの町だからこそ、これぐらいの職員数だからこそ、新規職員の意見でも町政に取り入れられるという体制だと思うのですよね。

やはりそういった意見の吸い上げ、コミュニケーションの中から若い職員でも意見を吸い上げて、波佐見町に貢献しているのだというふうな何と申しますか。そういった生きがいといいますかね、働きがいっていいですかね。そういったものが感じられるような職場であれば若い人にも申し込んで、波佐見町を選んでいただけるのかなという感じがいたしますので、そういったまちを目指していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

まさしくそのとおりですよ。働きがいですよ。波佐見町役場に就職してよかった。お世話になった。よくやって評価を受けたと。そういう感情を持って退職してくれるのが一番いいわけですよ。それでなおかつ生涯賃金がほかの町村よりちょっと上回ったと。これ低かったらどうしようもないですよ。それはもう絶対追いつき、追いこせですよ。少なくとも上に行かないと。そういうふうに思う気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

次に今先ほど答弁の中に、新人事評価というようなことで、この件に関してちょっと質問したいのですけど。2つの人事評価を今回役場はやるというようなことでありまして。その評価をもとにして、するというようなことなのですけども、この評価のほかに私はちょっと提案したいのは、これはまず町長ですよ。

町長に提案して、町長個人的にこういう判断も必要じゃないかということはですね、2つだけなのです。一つは例えば20代の同期の職員の評価。職員同士の。30代の同士の職員同士、40代、50代。その評価も、一つ簡単でいいけど加えるべきじゃないかと思う。

それともう一つ、職員の上司の評価ですね。これも必要じゃないかと思うのです。この2点ですね。

その上司の評価何で必要かと言いますとね、この間ちょうど長崎市の問題が出ましたよね、ハラスメントということでね。ハラスメントを受けた人がやっぱり3割近くいる。

その中でやっぱり200人ですか。方がやっぱり誹謗中傷、非難とかね言われて、受けたと。いうようなことが載っていましたが、やっぱりそれを把握するためには町長としては必要じゃないかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

2つ提案をいただいております。一つは同期、同年齢といえますか。そういった方同士の評価し合うのはどうか。一つの参考とさせていただきたいというふうに思います。

それから上司の評価を、要するに部下がするというような質問かと思いますが、これはですね確かに必要なというふうな感じがいたします。

例えば上司がですね自分が気に入った者は評価、高く評価すると。自分の意に沿わなくて、常に反抗心があるものは評価しないというふうな流れは非常に平等性に、公平性に欠けますので。そういった評価をどのようにするかちょっといろいろ方法論があるかと思いますが、そういった価値観というものを考えながら、評価はしなくてはならないというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これはもう町長独自で町長しか見えないようにしておけばいいのですよ。町長これ把握していないと、もしそういう問題が起きた場合ね、答弁できなくなるから。それだけは一つ肝に銘じて何とか実施していただきたいと思います。

それともう一つ次の話題ですけども、給料俸給ですね。1級から7級までであると聞いています。大体、課長が6級。平均して5年以上たつと7級になると。それ以上はないと。ただ今町長が課長なった時分は54、5歳でなられているでしょ。確かそうですね。

そしたら今の課長というのは47、8でなられていますね。定年は60とした場合に12年間あるわけです。定年がのびたから65まで。60から課長が降りるかも分からないけど。この12年間のモチベーションを保ち続けるのは非常に問題だと思いませんか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

モチベーション個々人によりましようけども、確かに今まで部下だった人が同僚になるとかいうふうになりますから非常に難しい面があろうかと思いますが、しかし65歳まで努めるということはそういうことと、覚悟の上での働き方だというふうに思います。

そのあたりいろいろ難しい問題もございましょうけども、頑張っただけで努めていただくという以外にございせん。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

なんか歯切れの悪いですね。いろいろ職場に関してね、これが正解ということはないのですから。でも試行錯誤は必要だと思います。

要は職員が財産であるということを皆さん覚えていてください。これ頭に置いとかないといかんですよ。

だから今後町長に言いたいのは。忙しいですよ町長の仕事vいうのはね。忙しい中にも、職員の聞く力とそして語る力が必要だと思いますよ、特に若い職員はね。

そこあたりを今後あらゆる機会に話す、聞くというのが必要だと思います。その点どうですか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

本当におっしゃるとおりです。若い人とのやはり挨拶、まずは挨拶ですね。それから聞く力。あるいはこっちがしゃべる力、相手も聞く力。そういったコミュニケーションというのが、大きな力になってまいりますので、その点は十分に考えて町政を推進してまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それはね、ぜひやるべきですよ。ということはもうコロナ禍で、全然そういうコミュニケーションをとるような場所がないでしょ。場がないし、話す機会がない。そしたら年代の20代と50代と、話が合わないですよ、これ。

どうして指導するのか。どうして考えを聞くかということが常に計るべきだと思いますけど、その点の一つ考慮していただきたいということと、職員の評価によって今後は昇給に差がつくというようなことは、ぜひやっていただきたいわけですよ。

その点は町長どうですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今回の人事評価によっては、勤勉手当だけの差になりますので将来的な流れ、これはどうなるかはっきり分かりませんが、今の世の中の流れから言えば、そういったものも今後は導入として考えられるのではないかとということと、これをうちだけ先行してやれるというのは、今のところちょっと考えておりませんが、そういったもので対処してはまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君）

以上で11番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時50分より再開します。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従いまして質問を読み上げさせていただきます。

公の施設の指定管理者制度について

9月定例会において「波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」が可決さ

れたが、既に伝習館は「波佐見町陶芸の里伝習館の設置及び管理に関する条例」に基づき、中尾郷自治会を指定管理者として運営されている。質問です。

(1) 本条例は平成8年に制定された同条例を平成17年に全面改定したもの、とある。

全面改定に至った経緯は何ですか。

(2) 平成8年4月号「広報はさみ」には、3月議会で「陶芸の里伝習館・交流館の設置及び管理に関する条例」が審議され可決された、とある。

交流館の管理はどうなっているのか。

(3) 今後、指定管理者による管理が考えられる施設として、8つ挙げられた。その8つの施設の名称は。

(4) 昨年12月議会で財産の取得が可決された土地及び建物についてはどうか。

8つの施設と異なり、設置及び管理に関する条例は制定されていないが、何に基づいて管理運営されているのか。

(5) 伝習館の使用料改定についての審議で、当初の目的を変え収益が見込める施設としたいという説明があった。同条例の第2条も変える必要があるのではないか。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

4番岡村真由美議員のお尋ねについてお答えをいたします。公の施設の指定管理者制度について、9月の定例会において「波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」が可決されたが、既に伝習館は、「波佐見町陶芸の里伝習館の設置及び管理に関する条例」に基づき、中尾郷自治会を指定管理者として運営されている。

そこで、(1) 本条例は平成8年に制定された同条例を平成17年に全面改定したもの、とある。

全面改定に至った経緯は。

合わせて(2) 平成8年4月号「広報はさみ」には、3月議会で「陶芸の里伝習館・交流館の設置及び管理に関する条例」が審議され可決された、とある。

交流館の管理はどうなっているのか。というお尋ねですが、中尾山交流館・伝習館は平成4年度から平成7年度にかけて、当時の地域総合整備事業債を活用して行った、中尾山陶芸の里づくり事業の一環として、平成7年度に整備しました。

交流館と伝習館の工房と宿泊施設の整備であり、交流館の建設については中尾郷自治会からも一部費用負担もあっております。

平成8年度からの運用開始にあたり、平成8年3月議会でそれぞれ「波佐見町陶芸の里交流館の設置及び管理に関する条例」と「波佐見町陶芸の里伝習館の設置及び管理に関する条例」を上程し、審議の上可決、承認いただいたところです。

その後は両施設とも中尾郷自治会に管理を委託して運営を行ってまいりましたが、平成18年度から

伝習館の管理を指定管理者制度へ移行するタイミングで、交流館を中尾郷自治会の活動拠点として活用していただくために、公の施設としては廃止をして建物を自治会へ譲与することで協議を進めていました。

そして協議が整ったことにより平成18年3月議会において、「波佐見町陶芸の里交流館の設置及び管理に関する条例」を廃止し、手数料条例の一部改正とあわせ、不動産の譲与いわゆる交流館の中尾郷への譲与について可決、承認していただいたところであります。

よって平成18年4月1日から交流館は中尾郷自治会の所有物となり、現在まで自治会が単独で管理をされています。

(3) 今後、指定管理者による管理が考えられる施設として、8つ挙げられた。その8つの施設の名称はとのお尋ねですが、現時点で想定しているのは1. 農村環境改善センター、2. 勤労福祉会館、3. 陶芸の館、4. 総合文化会館、5. 体育センター、6. 講堂、7. 歴史文化交流館、8. 岩峠駐車場としていますが、必ずしも指定管理者制度の導入を前提としたものではないことは、ご理解をいただきたいと思えます。

(4) 昨年12月議会で財産の取得が可決された土地及び建物についてはどうか。

8つの施設と異なり設置及び管理に関する条例は制定されていないが、何に基づいて管理運営されているのかとのお尋ねですが、本町の財産には大きく分けまして公有財産、物品、債権及び基金があります。

このうち公有財産とは町が所有している財産で土地、建物、有価証券、出資による権利などの財産を言い、その使用目的によって、さらに行政財産と普通財産に分類されます。

行政財産とは地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎など地方自治体が直接使用する公有財産と、学校、公民館など住民が一般的に利用する公共用財産の2つにさらに区分され、原則として貸付、交換、売却、譲与などは禁止されています。

普通財産とは、行政財産以外の公有財産のことで、行政財産とは異なり、特定の用途または目的を持たないため、貸付、交換、売却、譲与などができるとされており、昨年12月議会で議決をいただき、取得した財産は、この普通財産となります。普通財産の管理及び処分に関しては、地方自治法第238条の5に規定されているほか、町の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例及び波佐見町財務規則で定めております。

また先ほど答弁しました8つの施設に関しては、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設と呼ばれ、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設と規定しており、設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならないとされております。

(5) 伝習館の使用料改定についての審議で、当初の目的を変え収益が見込める施設としたいという説明があった。同条例の第2条も変える必要があるのではないかとのお尋ねですが「波佐見町陶芸の里伝習館の設置及び管理に関する条例」の第2条は、窯業技術の向上と、伝統工芸の伝承を図るために必要な研修の機会を与え、後継者育成を図るとともに、地場産業の振興・発展に寄与するために

伝習館を設置するとなっており、その考えや町の方針に変わりはありません。

9月議会での審議の折、当初の目的を変えてという表現ではなく、「当初の目的だけに限定されることなく」と表現しており、指定管理者制度としては効果的かつ効率的な管理運営が求められることから、基本的には当初の目的に沿ったかたちで、収益性を求めるものであり、ごく自然なことと考えております。

よって第2条の変更は現段階では必要ないと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

答弁ありがとうございました。分からないところが本当によく分かりました。区別がつかなかったとか、中身が本当によく分かって助かりました。ありがとうございました。

先に述べたいと思うのですが、9月の定例会で公の施設に係る指定管理者の手続きに、手続き等に関する条例について審議がなされました。

私は付託を受けた総務文教委員会に所属していますので、委員の1人としてこの指定管理者と業務委託との違いについても詳しく調べる機会を得ることができました。

調べていて気になった点、すっきりしない点、曖昧な点とかがいくつかありましたので一般質問の中に入れさせていただきました。問題を指摘しているというよりも私の中のモヤモヤを解決したくて、この場に立っているということでございます。ご承知おきください。

それではもう今の繰り返しになるところがたくさんあると思うのですが、テレビ等でご覧の方に分かりやすく、1つずつ質問を行いたいと思います。

そもそも指定管理者制度とは何でしょうか。何に基づき、いつ制度化されたものでしょうか。お願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

少しですね9月議会の言葉過ぎますが、おさらいをさせていただきたいと思います。

まずこの指定管理者でございますが、地方自治法の改正が平成15年ございまして、公の施設を今までは地方自治体が独占的に管理をしておったわけでございますが、民間等の発想を入れてですね、管理を自発的にそして効率的に行おうということで、この指定管理者制度が設けられました。

本町においては先ほどお話がありましたとおり、陶芸の里伝習館が指定管理者制度になったわけでございますが、全体を見渡す基本条例が本町の場合ございませんでしたので、そういった経過も踏まえて9月議会で基本条例を上程し、お認めいただいたところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

地方自治法の改正に伴って、町もそれに応じたということだと思っておりますけれども、この指定管理

者制度が導入されての町民側の、行政側のメリットはあるかなとも思うのですけれども、受け手である町民側のメリット、デメリットというものを整理されていたらお伝えください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの説明と重複する部分がございますが、まずはそういった公の施設を効率的に管理していこうということになります。行政の管理となるとどうしても手続きに縛られるということになりますので、そこは指定管理者で仮に民間の会社が、民間の方が入ったとなれば民間の会社のノウハウを生かして、施設を効果的に使っていただくということになります。

したがいまして行政のメリットはそういった民間の方に管理をお願いするという事で一定の効果があります。

一方で町民の方からすると煩雑な手続きが例えば、民間の方になることによって、一定削減されるとかということになりますし、仮にそこで収益性が上がり、どんどん効率的になれば例えば利用料の還元があったりということがあります。

そういったことを、あらかじめ公募を行い指定管理者と色々な協定を結んでやることによって双方メリットがあるようなことにかたちをするというのが、指定管理者の趣旨だというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

メリットは分かったのですが、心配されるデメリットとかいうのは、やっぱりあると思うのですね。先日嬉野温泉駅の指定管理者のあれが議会で否決されたと聞きました。

デメリットというのはどういうことが予想されるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ある市町村での例を申し上げますと例えば道の駅等ですね、指定管理者で委託をしていたと。で、やはりある程度の企業。何と申しますか、運営を乗せるためにはノウハウだとか、いろいろな仕掛けとかをされますよね。それ3年目に本当に町での稼ぎ頭といいますか拠点になったという時において、大体3年で契約更新なのですよね。

で、また3年で更新をしたときに、それ選定の方法にもよるかと思えますけれども、委託料を安価で入札した業者。ほかの業者がした場合には例えばその道の駅を私が今、Aがしていた場合にBのほうが安かったという場合に、どうしてもBのほうを選ばざるを得ないとなったときに、Bのほうに委託をしたとします。

今までのサービス形態も変わって、例えば店の展示方も変わってとか運営方法の方針が変わったとなれば、それまでの構築された3年分が全てまた1からスタートして、サービスの低下につながるということも考えられます。

そこあたりを考えながらですね、業者選定とは単純に価格だけではなくて、していくものもごございますけれども、どうしても今の段階ではどの金額で引き受けますかというふうな何と言いますか。入札いたしますか、そういったものありますので、そういったほうがデメリットかなど。

またほかにも多々あるかと思えますけれども、波佐見町の今考えている施設の中ではなかなか収益性を見込めるような施設がないので、指定管理者を募集しても果たして、応募してくれる方がいるのかというふうなこともございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

そうですねまあ実際指定管理者というのが決まったときの、デメリットを私は聞いたわけですが、何か一方的に使用料が決められるとか言って町民の不利益、福利厚生、福祉にあんまりこう合わないような状況が出ると。

しかし3年とか5年とかで定期的に監督をするということになっているので、指定管理者を外すということは、議会がしっかり決めることができるということで、そこあたりの危険性とか、デメリットというのは大丈夫なのかなど。

ただ本町においては収益性をあげるということはなかなか難しいので、なかなか手をあげる団体があらわれないのではないかというふうに、町長からの答弁を受けたと私は理解しました。

それではですね次ですけども、ほかにも当時ですね15年、17年ぐらいですけども、幾つか公の施設というのはあったにもかかわらず、この中尾郷の伝習館を指定管理者制度に導入された理由というのは、もう1回繰り返しになると思うのですけれどもお答えいただけますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

当時いませんでしたからはっきりわからないのですが、聞く話によるとやっぱりこの制度が新しくなってですね、こちら側からの呼びかけもあったと思うのですが、やっぱり波佐見焼の人气がだんだん高まっていく中で波佐見焼での収益。そういった作陶体験とかそういった部分が非常に今から有効な手段だというような、かたちもあったということと、平成8年から運営をやっている中で、ある程度の収益性が見込みもあったのではないかということとでちょっと判断をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

よく分かりました。客観的に考えて、管理の実績もあるしほかにも多分、もっと有望な指定管理者がいなくて。もう自治会しかないということで、議会にもかけられて決定したものと考えます。もう妥当な選択だったと思うしそれがずっと続いていることは、ありがたいことだなというふうに私も高く評価したいと思います。

総務省がこの制度を取り入れて15年してから今まで20年近くになるのですけれども、3年ごとに調査、導入状況の調査をなさっているというふうに聞きました。

直近の調査はいつありましたか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

3年に1回、議会のほうで承認を得ないといけませんけどもまず3年毎に基本計画を出していただきます。それで、毎年その実績報告を受けているというような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

あんまり伝わってなかったと思うのですが、追加だったのですね、さっきの。総務省の調査、直近の調査いつでしたかとお聞きしました。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今手元に詳しい調査が来ておりませんが、国の調査は適正にこちらのほうに来て、その都度返答しているというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私のほうで調べましたので、令和3年の4月1日付けで調査が来て、そして今年の3月にその状況調査が発表されました。それはネットを調べればたくさん載って詳しく概要もありますし、全て載っています。

ただその中で県とかそういうの、ものすごく進んでいるのですが、町村単位の指定管理者制度は微増にとどまっているというふうに書いてありました。

もう当然だと思うのですね。先ほど町長が答弁されたように実態はそれだと思うのですが、この20年経とうとしている中で再々なんか繰り返し、繰り返し総務省が導入状況の調査を繰り返すという意図はどこにあると思われませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

やはり行財政改革の中で、一つの柱だということで国が認識しているというふうに私は考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

しつこいくらい調査がやってきて、その都度波佐見町はどうか。伝習館のみという1件。去年も変わらない、前回も変わらない、次も変わらないということでこのスタンスでこれからも行かれるのでしょうか。

それとも負けて少し2つ3つ、先ほど8つの公の施設というのを言われましたけれども、2つ3つは増やそうかという気持ちでおられるのかどうかというのをもう一度確認したいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

必ずしもですね町が直営で管理でなくて、やはりこれ民間に任せて職員の数も限られておりますので任せたほうが合理的でより何といいますか、健全な運営あるいは町民にとって利便性が図られるような施設につきましてはですね、この中にも幾らかあろうかと思しますので必ずしもしないというわけではございません。

その中で何点かはですね、今後十分に検討すべき施設もあろうかというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

9月議会のときに聞いた8つというのですかね、伝習館のほかの8つの施設と。先ほど町長の答弁にあった岩峠の駐車場が出てきたので、これ聞かなかったと思うのですけれども、もう1回8つを言っていただけですか。候補としてあげられる、もう一度お願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

8つが、伝習館が含まれているか、含まれていないかでちょっとやっぱ考え方がちょっと違って。そのときにどういうお話をしたのかなということで、私たちもちょっと確認したのですが、よく取れませんでした。

したがって条例を見ていただくと、何々の設置及び管理に関する条例というのを見ると、8つ以外にもあるのですよ。その中で町長答弁があったとおり、想定されるものとして話をしたのが、ちょっと重複しますが農村環境改善センター、勤労福祉会館ここは働く婦人の家もありますが1つとしてカウントしました。陶芸の館そして総合文化会館、歴史文化交流館そして波佐見町講堂そして体育センターと、先ほど言われました波佐見町有料駐車場の設置となりますが現在は岩峠のみでございますので、岩峠の駐車場ということでお答えさせていただいたところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

確認できました。別に前回と違っていても私は全く構いません。8つなり、7つなり、9つなりが可能性としてはあるのかなと。これに指定管理者を町側が選定して、指定をしてもらっていいかということで議会にかかって、議会がそれを検討していくわけですから何ら問題はないと思います。議会の責任で認定、指定を決めるかどうかというのを判断していくものと考えます。

私がちょっと思ったのは、岩峠の駐車場なのですけど実際この駐車場も公の施設なのだとすることを調査とか指定管理者制度とは何かという中に載ってましたので、そうなのだなと思いました。たくさんいわゆる例規集の中で、設置及び管理に関する条例というのがたくさんありましたので、ほかにもあるのだなということを認識することができました。ありがとうございます。

ではですね先ほど町長は、何ていうのですかね。伝習館の設置及び管理に関する映像、画像をご覧

ください。これの先のほうなのですけれども、ここはもう変えるつもりはないというふうにおっしゃいました。それはそれで私もいいのかなとは思いますが、目的が変わったということ、使用目的が変わったということは何か入れたほうがいいのかなども思うのですね、私としてはですね。でも必要ないとおっしゃればそれでいいと思います。

あと引がかかったのはあそこなのですよ。赤の地場産業というところですね。

この地場産業の認識を、やっぱ変えなくちゃいけないと。何か地場産業というのは窯業と農業だというふうに、何か刷り込まれていたような感じがしますが、この地場産業の中にしっかり観光がもう入ってきているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

そのように理解してよろしいかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

納得しました。ということと、もう一つはですねこの分が今までこうあって、次この前9月に選定されたその指定手続に関する条例というのが成立したにもかかわらず、この長々と指定管理者のことまでバーッと書いてある、このこと詳しい条例はこのまま生き続けるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今現在この伝習館の条例で、運営をしていますけれどもそれが今ちょうど1年半経過をしております。3年間で指定を受けていますので、3年終了するまではこの条例でいきたいと思っています。

それで次、更新のときは当然ながら新しい指定管理方針、指定管理条例を踏襲して、そこでこの条例も当然、設置に関する条例といえますか、新しく変わって指定管理の条例と並行してですね、条例が新しくなるというような感じでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

今の答弁ですっきりしました。重複したかたちで条例があるというのは、やはり見る人のほうでもどっちを見たらいいのかというのは分からないので、今のこの年限が切れた段階までにきれいに全面改訂というかたちで、新しい設置及び管理に関する条例と。指定管理者以外の部分がスリム化されたものが上程されるというふうに認識しておきます。ありがとうございました。

次ですけれども、カラーで映っている、拡大ができないのであれなのですがこれは平成8年3月の議会の様子の写っている写真ですね。広報はさみという4月号になっている、3月議会の速報がしてあります。

ここの中に先ほど言ったのが町長は個別に何と言うのですか。設置及び管理に関する条例が2つあるというふうにおっしゃいましたけれども、ここにたまたま一緒に書いてあったので、そういう名称

の一体化した条例だと私は思っていたのでお尋ねをしました。

あそこに拡大して書いていますよね。条例制定などのところの1番目のところが、ここなのですからけれどもこんなふう載っていたので、あら、というふうに疑問に感じて質問した次第です。

後でもうすごく最近気付いたのですが、下の段に細かくてお読みになれないと思うのですが実はこういうのがあるのですね。下の段の右から2つ目、波佐見町農民具資料館を鬼木郷に新設することについての「陳情」というのがあがっていました。

「えーっ」て、この年にそんな動きがあったのだというふうに思いました。先ほど、あげられた8つの公の施設のリストの中に、岩峠の前に入っていたのは農民具資料館だったのですね、私が聞いていたのは。

農民具資料館は違うのだなというのを今認識しております。ということで広報はさみというのは、バックナンバーもいいなというふうに思いました。

これ写真きれいに写っています、これが中尾山交流館です。先ほどの町長の説明で本当によく分かりました。

頑張っってこられた中尾郷の地域の皆さんのご努力の結果ですね。こういう立派なものが出来た、負担もされたということによかったなというふうに思います。

桜陶祭という波佐見の有名な祭りがありますが、桜陶祭が始まったのは何年でしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

恐らく平成2年からだと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私が確認したところによると、平成元年からというふうな回答がすいませんね、返ってきました。平成元年に始まって皆さんで当時ですね、何年前ですか。平成元年、32、3年前ですね。皆さん若かった頃でまだ役場の職員にもなっておられなかったこともあると思うのですけれども、火をつけてですね。それが「anan」「non-no」を抱えた女の子が来るようになっていった。

すごいことを中尾郷の方はされたのだなというふうに、後々私も本当に感心して何度も足を運びました。

このとき私ここにも何度か入ったのですが、確かに2階はショップになっておりまして、いろんな窯元さん。中尾山の窯元さんの作品が窯元ごとに並べてあって、すごくいいショップだな。見晴らしもいいし、いいなと思ったのですが、

下は何か公民館っぽいなというふうに感じたのを記憶しています。公民館になっているんだ、今としてはもう自治公民館なのだということをお聞きして納得しました。

もう1回聞くのですが公民館になり、あと次ですね。これきれいになったこっち左側が伝習館の入り口で、こっちはいわゆる宿泊棟の入り口ですよ。じゃないですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

両方とも宿泊棟の入り口で、もっと手前のもう一つの建物に工房があります。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

もう一つ別なのですか。私左ってというのはこの角を曲がったところの入り口が、伝習館という看板があって、ちょっとそこの写真が暗かったもので、これだけ出したのですけれども。それを門回ったところの入り口、あれ2つ別なのですか。建物別なのですね。分かりました。

これは宿泊棟のほうですね。ドアもきれいになって。私聞いたらなんかドミトリーじゃなくて、なにか和室という表示があったのがちょっと気になりましたけれども。これ伝習館が出来て指定管理者にされたときに、もう1回繰り返しになるのですけれども、議会の中で審議されるときに中尾郷の自治会が指定管理者になることについて、反対の意見というのは1人でもあったのでしょうか。

なんか多分課長は若くてご存じないと思うのですけれども、何か印象ありますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

もう数年前ですけれども。私が商工企画課長しているときにちょうど3年の更新のときでございましたけれども、そのときは全く反対の意見はなかったというふうに理解しております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

答弁当然だと思います。中尾郷自治会及びその関係者以外においてですね、適当な指定管理者というのはほかにあり得ないと私も考えます。これからもぜひ頑張って収益を上げて、そして中尾郷にもこうお互いウィン・ウィンになるようなかたちで進めていってもらいたいなど、応援したいなど思っております。

それではですね、次ですけれども。先ほどから設置及び管理に関する条例というのを話題にしているのですけれども、8つの施設以外にも、いろんな公の施設の設置及び管理に関する条例というのがあります。

皆様のホームページを開くと、例規集を見れば町民の皆さんもすぐに、もう本当によく分かるかたちで何ていうのですか、決まりとかいろんなものが町民レベルでもよく分かるようになっています。もう本当に便利な世の中だなと。昔は一々こうやって紙媒体を開かなくちゃいけなかったのに、すごくいいときに生まれたなど私は。生まれたのではなくて、生活しているなどと思って感謝しているところですから。

皆様のお手元のタブレットを、表紙を開かれたら例規集というのも載っていると思うのでよかったですら参考にさせていただければと思います。

これからその条例について少し質問をさせていただきます。まず鬼木郷にある農民具資料館という

のは、先ほどであれですけども。これ所管はどこなのですかね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

教育委員会でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私もそのように聞いたのですね、資料館ですから当然教育委員会。ただ例規集の分類は農林の中に入っているのですね。これ関係ないのですね。

農林には改善センターは同じ農林の節、章か何かにあつて、農林課なのですけども。これ農民具は農林の中に入っているけれども教育委員会ということですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

当時農林課におりましたので、経過をご説明したいと思いますが。

先ほど町の広報紙をされたときに地元から要望があつたということで、その当時は農林課が建物をつくつたということございまして、一番最初はですね農林課で所管をしておりました。

ただし中がだんだんこういった資料館的な要素になりましたので、教育委員会と話をしまして、教育委員会のほうに移管をしたと。その名残が今も例規集に残っているということでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

分かりました。何というのですか、社会教育の中に歴史文化交流館とか、文化センター、総合文化会館とか体育センターとかそういうのが全部入っていますよね。

じゃあ今のままあそこで動かすという予定はないのですね。例規集の中ですよ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

そういった名残があるわけでございますが、現在教育委員会のほうで農民具あわせて鬼木の歴史等もしておりますので、展示しておりますので、行く行くはまあ何というのですか。社会教育のほうに移管することもやぶさかではないのかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に商工の節のところの伝習館を含む陶芸の館、勤労福祉会館、働く婦人の家という4つのこれがあるのですけども。

ここだけが第1条が趣旨、第2条が設置になっているのですね。この商工関係だけですよ。あとは全部上が目的そして2条が設置というようになっているのですけども、趣旨のところを目的としたら

何か不都合があるのでしょうか。この1条の名前、文章は全部同じです。

どの公の施設の、なんですか。設置及び管理に関する条例というものの、出だし1条の文言は全て同じなのに、この商工関係の4つの条例だけは1条の括弧が趣旨になっていますけど、これはちょっと揃えるべきじゃないかなと。私は細かいことが気になるタイプなので一応指摘させていただきます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

当時の条例をつくった担当のそのときの思いが来ていると思いますが。

当然今は目的ということで大体統一しておりますので、そういった条例の改正のときがあれば、文言を統一させていただければというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

よろしくお願ひしたいと思います。次です。

これもちょっと細かいところなのですが、社会教育の節にある講堂の条例についてです。これはもう示すのが何もないので画像がないのですが、タブレットで見いただければ分かるのですが、第9条が管理となっているのですね。

管理となって書いてあることが町長は講堂の管理を教育委員会に委任することができると思います。これはどういうふうに解釈するのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずは町の施設でございますので、最終的な責任者は町長というのが原則でございます。

ただし総合文化会館もそうでございますが、教育委員会に委任することができるということでございますので、教育委員会と協議の上ですね、施設の管理を教育委員会にお願いをしているというところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

言われていることは分かるのですが、何で講堂だけがこういう管理という条項というのがあるのかというのが、ちょっと私には。

講堂だけじゃないと思うのですよね。教育委員会に任せているのはですね。そう思ったわけですが何か答弁あるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

もうお時間があるときで構いませんが、総合文化会館の設置及び管理に関する条例の15条にも、町長は文化会館の管理を教育委員会に委任することができるというふうにしてありますので、当初町の施設でございますので町長が全て運用をするわけでございますが、そういった目的でこれは社会教育の

分野であれば教育委員会のほうに専門でありますので、委任を管理をしてそこでしっかりやっていたかどうかということをちゃんと条例でうたって、議会のほうでご承認をいただいているということでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

今第15条は教育委員会に委任すると書いていると言うのですが、その括弧づけもやっぱり管理になっているのでしょうか。ちょっと後で確認します。

じゃあ総合文化会館の16条と体育センターの第10条はですね、この委任というのが今度はここに書いてあるのですね。これは何か紛らわしいのですが、何だ、これは。と思ったらこれは他の条例と比較してみたら、この2か所は明らかにミスでこれは他とそろえて規則への委任とすべき括弧ですね。ここは間違っていたと思います。

次です。体育センターですけど体育センターだけがこの条例の名称が、設置及び管理運営に関する条例となっているのですね。何でこれだけがこの管理運営というふうに、変わっているのか。その体育センターと総合文化会館なんていうのは、ワンセットみたいに私は考えていたので。何か体育センターで特別に管理運営としなくちゃいけないような何かあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず体育センターでございますが、以前は勤労者体育センターということで、ちょっと正式名称忘れたのですが国の財団が管理をしております、そこで町が管理の委託を受けて運営まで行っていたという状況がございます。

その財団が国の行財政の改革の中で廃止をして、体育センターが町に移管をされましたのでそういった中で、もしかしたらその文言が「運営」というのをされていたので、これもちょっとあれなのですが、やはり当時の流れからすれば文言として残ったのかなと思います。

議員ご指摘のとおりですね、管理だけでいいのかなと思いますので、これも将来的に何かしら条例を扱う、改正する時期があればそこはちょっと検討させていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

大変よく理解できました。やはりいろんな施設は、それぞれの歴史を抱えて成立年とか背景とかが違うので同じ1くくりの条例としては、整理されてないというふうな条項なのだというふうに理解しました。

時間があられたらやはり見る町民を、読む町民を何か混乱させないためにも、同じ公の施設の設置及び管理に関する条例であれば、文言の統一とかそういったものをきちんとして、すっきり読めるようなかたちにしていただきたい。

法務部というのが、ないかも分かりませんが、お忙しいと思うのですが、もしよろしくお願ひした

いと思います。

あとですね、それでは次の波佐見高校関係にちょっとだけ触れたいと思います。

昨年度2,000万円を投じて取得された建物の正式名称というのは、ただいわゆる普通財産。何番地何号というぐらいで正式な名称というのはないのでしょうか。ちょっとだけ聞かせてください。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

特別名称を設定はしておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

企画財政課長からですね普通財産なのですよというふうにお聞きしまして、ものすごく納得しました。公の施設ではないのだということを理解しました。

で、いわゆる2,000万円を買って、300万の予算をつけて、空調であるとか冷蔵庫であるとか備品も備えて、そし波佐見高校の野球部の子たちを民間の寮に替わったかたちで引き受ける体制を整えられた。整えてくださったことはすごく前町長の英断で、ものすごく感謝をしているのですが、おかげさまですごく効果を上げていると。

明日また言われると思うのですが、来年度の入学生の入学希望者の中に寮に入りたい、野球をしたいという子がたくさん言ってきているというふうに、反応があっているというふうに聞きますので、財産の取得というのは、お金がかかりましたけれども、効果があったのだということで、改めてですね感謝を申し上げたいと思います。

無償で貸与している先がここにあげております波佐見町未来人応援団、NPOですね。ここに無償で貸与されているということなのですけれども、この無償貸与については何かこう例えば報告とか、あと監督とかそういったものはなされているのでしょうか。

報告を受けたり、監督をしたりということはなされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

未来人応援団に対しての土地、建物の賃貸に関しては、土地建物使用賃貸契約を締結しておりますので、その中で条文として注意義務であったり、維持管理であったり、その他個別協議を行うというふうに定められておりますので、条文等で定められてない個別の協議が必要であれば、その時に応じて協議をするというふうに定めております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

賃貸契約を交わされているということですね。で、ちょっとこれは想定ですが、例えば「みらいびと応援団」というこの組織がなくなったりとか、野球部に希望者がいなくなったりとか、そうしたときに例えば違う用途で、ここを借りたいとかいうほかの何ていうか団体とかが、名のりを上げ

たときは個別に対応していただけるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

その時々に応じて、もしその用途が廃止されるとかそういうことになれば、そのときに変更等の検討はされると思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

入り込む用途が別の用途になった場合ですよね。建物の用途が役割を終えて、空いた状態になったときに、例えば先ほど同僚議員から何というのですかね学習支援の拠点を何かあればとか、もうそういうのもしなかったときには、そういう団体が貸してくださいというふうに申し出ることは可能だということに理解をしました。

あともう一つこれは議会の議決は別に経ない要綱なのだと思うのですが、波佐見高校に対して本当に数々の有力な支援をしていただいて、その支援の事業補助金の交付要綱なのですが、ここの第1条に補助の対象を保護者とプラス「波佐見町未来人応援団」に対してというふうに、もう限定がされています。2つですね。2つ限定をされています。ようするにPTAとNPOこの2つの。

これは例えばほかの何がしかの団体が支援、補助を受ける。入り込む余地というのですかね、手をあげる余地はあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今の要綱上ではですね、あくまでもPTA等に含まれる範囲の中であれば入りますけども、全く別の全く関係ない方が国に補助するということはあり得ないと。

あくまでもこれ、波佐見高校支援事業補助金でございます、その中では先の何ですか。要綱の中にございます対象者を対象としているというところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私が言っているのは別に関係ないとかいうのではなくて、波佐見高校の支援の一環として、今「未来人応援団」がやっていこうという事業以外に別の組織が、波佐見高校を別のかたちで支援したいというときに、そういう組織がここに入り込む余地があるのかということをお尋ねしているわけです。

例えば今ここに補助金の対象として赤字で書いている、その他町長が必要と認める事業に対しては、補助を行いますというふうなうたってあるわけですよね。こういう補助をしていただきたいという組織。個人は絶対駄目ですけども、組織が出てきた場合、入り込む余地があるのかというのを再度確認したいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

要綱を厳格に運営すればですね、厳しいところがございませうけれども、ケースバイケースで対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

分かりました。今の言葉しっかり覚えておきたいと思います。

時間があと少しだけあるようなので、ついでにちょっと聞かせていただきたいと思いますんですけども、鴻ノ巣保育園というのがありますね。

○議長（百武辰美君）

岡村真由美議員。指定管理制度に関係ありますか。

○4番（岡村真由美君） 関係あります。

○議長（百武辰美君） それでは続けてください。

○4番（岡村真由美君）

すみません、鴻ノ巣保育園というのがありますが、これは公の施設とは言えないのですかというのが私の質問です。

○議長（百武辰美君） 質問されたので、誰が答えてください。

○4番（岡村真由美君） 聞いていいですか。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

なんでこれを聞いたかという、鴻ノ巣保育園は保育園というのは公の施設だというふうにして書いてあったのです。私が調べた中に。

しかし波佐見町にこの鴻ノ巣保育園という保育園があるのに、いわゆる公の施設としての設置及び管理に関する条例というのがないわけですよ。ないから違うのかな、という素朴な疑問です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ちょっとやはり経過が詳しくなりますので、可能であればちょっと事前に内容をもう少し詳しくおっしゃって来ていただいたほうが正確な答弁ができるのかなと思います。

あそこはですね町でつくって民間の方が運営をされていると。公設民営の施設でございませうので、そういった内容の中でそういった手続きを行ったものということでございませうので、ちょっと改めてそのあたりは調べて、直接お答えができるのかなというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

確かに今はそうですけども、もともとは町立保育園ですよ。ですよ。それがちょっとこう変わったということでこれは後で調べていただきたいと思いますんですけども、どんな対象が公施設としてありますかという中であつたのでちょっと聞いただけです。

あともう一つですけど舞相にある旧公民館。あれは何ですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

もう既に行政財産としての用途廃止しておりますので、普通財産ということでご理解いただきたいと思えます。

それからここにお越しの議員の皆さんとか、あるいはテレビを見ている町民の皆様にもちょっとお話をちょっとしたいと思いますけども、公の施設ということで頭の中がごっちゃになっている方がいらっしゃると思うのですよね。公の施設という場合と、公的施設という場合と、公共施設といった場合ですね、あくまでも公の施設といった場合これは地方自治法で特定されておまして、244条で住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設ということでございますので、例えば役場庁舎だとかこういったものは公の施設には入らないということで、言葉の混同がないようにということで、その点だけご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

確かに言われるとおりですね、行政の用語とかいうのは漢字だけで理解してもちょっと分からないところがあるので、本当に説明でよく分かりました。ただ舞相の公民館も鴻ノ巣保育園もかつては、私はやっぱり公の施設だったと思うのですよね。ただ、もういろんな経緯があって今は普通財産になっていて、貸与しているという感じでやっているのだなというふうに理解をしました。

本当に細かいことをいろいろとつづきまして、お気を悪くされた方もおられるかも分かりませんが、町民目線で考えるとやっぱ分かりにくい、どうなっているのだろうかということは結構あると思うのですね。今後も気長にお付き合いいただければと思います。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、4番 岡村真由美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。御起立をお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後4時50分 散会

第3日目（12月9日）（金曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

澤田昭則議員

1. 物価高騰対策支援事業について
2. 新庁舎建設について
3. 副町長の選任について

脇坂正孝議員

1. 令和5年度当初予算の編成について
2. 桜づつみの整備について
3. 役場新館及び旧町公民館の今後の利用について

城後 光議員

1. イノシシなどの害獣被害抑制策について
2. 町外から移住する高校生及び就労者への移住支援について
3. 小中学校におけるタブレットの活用状況について

三石 孝議員

1. 総合文化会館について
2. 新庁舎に伴う各施設の活用について
3. 文化活動（文化協会を含む）について

第3日目（12月9日）（金曜日）

1. 出席議員

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|-----|
| 1 番 | 前田 | 博司 | 2 番 | 濱本 | 秋人 |
| 3 番 | 澤田 | 昭則 | 4 番 | 岡村 | 真由美 |
| 5 番 | 田添 | 有喜 | 6 番 | 岡村 | 達馬 |
| 7 番 | 福田 | 勝也 | 8 番 | 城後 | 光 |
| 9 番 | 横山 | 聖代 | 10 番 | 三石 | 孝 |
| 11 番 | 北村 | 清美 | 12 番 | 脇坂 | 正孝 |
| 13 番 | 尾上 | 和孝 | 14 番 | 百武 | 辰美 |

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 町 長 | 前川 | 芳徳 | 総務課長 | 福田 | 博治 |
| 企画財政課長 | 辻川 | 尚徳 | 商工観光課長 | 澤田 | 健一 |
| 庁舎建設推進室長 | 大橋 | 秀一 | 税務課長 | 山口 | 博道 |
| 住民福祉課長 | 井関 | 昌男 | 農業委員会事務局長 農林課長兼 | 古賀 | 真悟 |
| 建設課長 | 本山 | 征一郎 | 水道課長 | 中村 | 和彦 |
| 長寿支援課長 | 松添 | 博 | 子ども・健康保険課長 | 石橋 | 万里子 |
| 兼会計課長 会計管理者 | 宮田 | 和子 | 教育長 | 森田 | 法幸 |
| 給食センター所長 教育次長兼 | 朝長 | 哲也 | 総務課課長補佐 | 太田 | 誠也 |
| 財政管財班係長 企画財政課 | 鶴田 | 秀幸 | | | |

午前 10 時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さんご起立をお願いいたします。おはようございます。ただいまから令和4年第4回波佐見町議会定例会 第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

3番 澤田昭則議員。

○3番（澤田昭則君）

皆さんおはようございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1. 物価高騰対策支援事業について

新型コロナウイルス流行の第8波に入ったとの見方が広がり、年末年始のさらなる感染拡大やインフルエンザとの同時流行も懸念されている。そのような中、本町でも原油価格情勢や物価高騰の影響を受けており、対策として燃料費等や保育施設・副食費等、また、農業資材価格に対する支援事業の計画がある。

そこで、次のことを問う。

(1) これまでの支援事業は、対象が事業者や農業関係者、また、保育施設等と限定したものであるが、町民も家計における経済負担は大きく増しており、かなりの影響を受けている。町民に対しても負担軽減を目的にした公正公平な物価高騰対策の支援ができないか。

(2) 他の自治体で、物価高騰対策としてプレミアムつき商品券発行支援費補助金を各商店街や各業界団体等に支援制度がある。本町でも施策として取り組み活用できないか。

次に2. 新庁舎建設について

1年後の完成を目標に、計画どおりに新庁舎建設が進んでいる。

そこで、次のことを問う。

(1) 庁舎の移転に向け、新庁舎建設事業費としての備品購入の計画は。

(2) 新庁舎への移転後、既存庁舎新館（現議会棟）の利活用の予定や計画は。

(3) 庁舎前町道鹿山飛瀬線と接道する県道出入り口交差点への信号機新規設置や、庁舎以外での付近の整備計画は。

次に3. 副町長の選任について

町長は、前回定例会の同僚議員の副町長選任についての一般質問で早く選任したいと答弁された。

そこで、次のことを問う。

令和5年度の予算編成や本町の第6次総合計画の策定、また新庁舎建設など様々な行政事務が多く控えている中、現在の副町長についての進捗は。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは3番 澤田昭則議員のご質問についてお答えをいたします。

1. 物価高騰対策支援事業について

本町でも原油価格情勢や物価高騰対策として、燃料費等や保育施設・副食費等、また農業資材価格に対する支援事業の活用がある。

そこで次のことを問う。

（1）これまでの支援事業は、対象が事業者や農業関係者また保育施設等と限定したものであるが、町民も家計における経済負担は大きく増しており、かなりの影響を受けていると。町民に対しても負担軽減を目的とした公正公平な物価高騰対策の支援ができないか。

（2）他の自治体で、物価高騰対策としてプレミアム付き商品券発行支援事業費補助金を各商店街や各業界団体等に支援制度がある。本町でも施策として取り組み、活用ができないか、とのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症の長期化、不安定な国際情勢や円安の影響による物価高騰は、町民生活にも影響を与えることは認識しており、先の臨時議会において補正予算（第5号）で、事業者を中心とした物価高騰対策支援策について議決をいただいたところであります。

国は令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を創設しました。

本町においてもこの交付金を活用し、令和2年度から今年度まで町内全世帯を対象としたプレミアム付き商品券を販売するなど、地域経済の回復を図るとともに住民生活の下支え支援を実施してまいりました。

また今年度に入りコロナ禍における原油価格物価高騰対応分として、交付金が追加交付されたことを受け、補正予算（第2号）で子育て世帯応援給付金事業、学生等臨時応援給付事業など家計への支援を。それから加えて電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金が追加されたことを受けて、補正予算（第5号）で事業者への支援を実施するものです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、物価高騰関係の追加分も合わせると今年度約2億6,000万円の交付を受け、ほぼ満額をこれらの支援事業に充当することとしており、現時点で町によるこれ以上の支援策は検討しておりません。

一方で報道によると、国の総合経済対策として家庭に対する電気料金等の激変緩和措置を講じるというような内容も報じられており、今後内容について注視してまいります。

2. 新庁舎建設について

1年後の完成を目標に、計画どおりに新庁舎建設が進んでいる。

そこで、次のことを問うと。

(1) 庁舎の移転に向け、新庁舎建設事業としての備品購入の計画は。とのお尋ねですが、現在令和5年度中の新庁舎での開庁を目指して、新庁舎建設を進めております。

備品につきましては、令和2年度オフィス環境整備コンサルティング業務にて、現在使用している執務室や会議室の机、椅子が今後使用できるのかの調査を行いました。

結果ほとんどの重機が、一般社団法人日本オフィス家具協会いわゆるJOIFAの安全基準、標準仕様期間を超えており、引き続き新庁舎で使用するのは好ましくないと判断されております。

新庁舎での備品につきましては、来庁者の皆様の安全性や利便性、また職員の働き方改革を考慮し、新庁舎では新しい什器にて、気分も新たに町民の皆様へのサービス向上につなげていきたいと考えています。

また一部使える什器は引き続き使用することとし、比較的新しくあるいは使えるものに関しては、自治会または町内事業者への譲渡も考えています。

備品購入のスケジュールにつきましては、物価高騰もございますので令和4年度中に発注させていただきたいと考えています。

(2) 新庁舎への移転後、既存庁舎新館現議会棟でございますが、この利用、利活用の予定や計画はとのお尋ねですが、現議会棟である既存庁舎新館につきましては、新庁舎移転開庁後に、本館、別館等を解体し既存新館の改修を行い、駐車場整備を含めた外構工事等進めてまいります。

新庁舎建設に関わる全ての事業の完成を、令和6年度中と考えておりますが、物価高騰や職人不足などによる工事の不落なども考えられますので、早め早めの発注に心がけ全ての新庁舎完成に影響が出ないように対応してまいります。

新館の利活用につきましては、当初1階には銀行誘致を考えておりましたが、相手方の今後の経営方針から断念された経緯がございます。

その他、議会や議会特別委員会、町管理職職員検討委員会でも議論してまいりました。結果、現在のところ1階を子ども健診センターに利用し、2階には会議室や職員の休憩場として、女子や男子の厚生室、職員組合室、議場跡は床面をフラットに改修し、多目的ホールや備品置場にと検討を重ねております。

その改修には、用途によっては補助金事業の活用も見込まれるものもありますし、おおむね方向性が見えてきておりますので、今後も検討を重ね有効に利用していきたいと考えています。

(3) 庁舎前町道鹿山飛瀬線と隣接する県道で入り口交差点への信号機新規設置や、庁舎以外での付近の整備計画は、とのお尋ねですが、庁舎前の町道鹿山飛瀬線と県道1号線に接する交差点については、役場側には信号機がついておらず、交通量が多いときは県道に出るのが難しい場合がありますが、現時点で大きな障害にはなっていないとの認識です。

一方で庁舎利用者の利便性を考慮すると、信号機設置の必要性は認めるところですので、今後警察との協議を行いたいと思います。また付近の整備計画とのお尋ねですが、今回の庁舎建設にあわせて、鹿山神社駐車場付近まで町道を拡幅し、歩道を設置することで計画しており、補正第4号の新庁舎建設事業費で計上し、周辺整備工事設計業務委託料にて設計を進めているところです。

加えて鹿山神社側から庁舎側へ横断歩道がありませんので、設置に向けて警察協議を行っているところです。

3. 副町長の選任について

町長は、前回定例会の同僚議員の副町長選任についての一般質問で早く選任したいと答弁された。令和5年度の予算編成や本町の第6次総合計画の策定、また新庁舎建設など様々な行政事務が多く控えている中、現在の進捗は、ということですが。ご指摘のとおり、副町長選任について、9月議会において同僚議員からご質問をいただいております。その際には、行政事務の執行において副町長不在というのは非常に厳しいので、年末あるいは年度末までの期間に、なるべく早く選任したいと答弁をしておりました。

この間、各方面から多くの助言や進言をいただいたところではありますが、現時点まで選任できていないのが現状であります。

以前も申しましたとおり副町長という立場は行政事務に明るいことはもちろんのこと、私の補佐役としての適格な判断能力、庁舎内外の情報整理と町全体の方向性を照らし合わせた調整役も担っていただきたいと思います。

また管理職とのコミュニケーションを通じて、各課の事務事業の進捗状況や職員の勤務状況を把握し、私に組織上の課題などについて助言を行っていただくことも期待するところです。このような職責を果たすことができる方について、現在熟考中であり、様々な選択肢の中から早く人選したいと思います。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ありがとうございます。それではですね、最初に物価高騰対策支援事業についてなのですが、新型コロナウイルスの感染により様々な影響が出て、またそれに対して国県町いろんな支援制度を確立していただきました。一番最初は定額給付金ですか1人10万円。町内でも15億円近い金が入ってきて、いろんな支援をされたわけなのですが、まさかこういう3年も続くと思っていなくて、いろんな各業界等にも影響が出ております。

今回はもう物価対策ということもまたプラスでダブルパンチを受けているのですが、先日の臨時議会において商工振興費のほうで、事業所に対して町燃料費等高騰対策支援金ということで7,000万あげられておりまして、可決されたわけなのですが、その事業内容をもしよければ説明していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

波佐見町燃料費等高騰対策支援金についてご説明をいたします。まず対象者としましては、町内に事業所を有する事業者。個人、法人含みます。ただし令和4年1月1日時点で事業をされている方といたしております。

もちろん中小企業者、小規模企業者、個人事業主ですね。あとはいろいろな医療法人とか介護関係とか、障害福祉とか。そういったいろんな施設も該当するように、ほとんどの事業者が該当するというふうに思っただけだと思いますが。例えば宗教法人あと農林業を営む方については、今回の分の対象外ということにしております。

またですね原則町税等に未納がない、また税務課とのいろんな協議の中で認める場合もあるとしております。

あとですね令和4年1月2日以降に事業の継続をしていることですね、今後も事業を継続することが条件で、例えば今年の令和4年の1月1日現在であるけども今はしてないよというところは該当しないということですね。

また他の市町村で同様の制度を受けてないということもちょっと条件にしております。これは今回ちょっとあくまで続地の波佐見町内にある事業所ということにしていますので、例えば波佐見町に住所を有していらっしゃる、佐世保市とかよその市町村で事業されている方は今回の分は対象としていません。

なので、その所在地のところの市町村で、何らか支援を受けていればもちろんそれも対象外ということですね。

あと対象となる燃料ということで、今回は令和4年6月から令和4年9月までの町内の事業所で使用または購入した事業用の電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油の燃料が対象となっております。ですので、この6月、7月、8月、9月、この4か月間に使った領収書等をコピーして持ってきていただくという感じになります。

そして支援金の中身としましては、この4か月間の合計の燃料費の合計の2分の1を補助金の対象としますが、上限を10万円までといたします。ですから例えば6月とか7月とか、どの月でもいいのですが、もうひと月で20万以上の支出をされていけば、もう4か月分とか全て持ってこなくてもいいんですね。もう1か月分だけ持ってきて、それを見せていただいて、いろんな添付書類、確定申告の書類とか見せてはいただきますけども、かき集めて持ってこなくてもいいということですね。超えていけば。

もちろんですねこれ事業用の資産ですので、例えばガソリン代とかよく事業用でいろいろ確定申告のなにかのときも、個人で使っているガソリンと事業に使っているガソリンがあつて、よく申告のときは案分とかされて申告されますけど今回持ってくる分も必ず事業の経費の分だけとことで、個人で使った分が対象じゃないですよということですね。

そして申請方法については申請書を書いていただくことになるのですが、この受付を令和4年12月12日来週の月曜日から、令和5年2月10日までの期間を設定しております。役場2階商工観光課のほうで受付をいたします。

必要書類についてはですね、この支援金の支給申請書、また先ほど言いました燃料等の確認ができる書類のコピーですね。あと振り込み先が分かる通帳のコピーも必要でございます。あと令和4年1月1日時点で事業活動が確認できる書類のコピーとしまして確定申告とか、法人であれば法人税の申告書、また所得税がかかってらっしゃらない事業主の方については、町県民税の申告書の写しを持って来ていただくようになります。

分からないことがあれば、商工観光課のほうまで問合せをしていただくということで、ほぼほとんどの事業者が対象になりますので分からないときはですね、まずご相談をいただければというふうに思っております。以上のような内容となっております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

詳しい説明ありがとうございます。先日の臨時会では700事業所を想定されているということで、その数字が前後するか分かりませんが、増えた場合でも出るということによろしいですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そうですね、恐らくこの700事業者以上になっても予算はマックスで700事業者の10万円としていますので、なかなか10万円いかない事業者さんもいらっしゃると思いますので、恐らく予算は足りるかと思うのですが、全事業所に行くように考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

いろんな支援の対象の中で事業所等を優先してもらったというのと、また先ほど町長からも答弁ありましたように、町民に対してはまた様々な学生等や子育て等の支援があるということでした。

毎日ですねマスコミで、こういう物価高等ということでかなり生活の家計的に負担が、今から今後も長期的にありますよという報道を受けて各国民ですか、まあ町民の方も少し不安がっていらっしゃると思います。どうなるのだろうかとの長期戦がということで、電力会社にも直接国が支援するようなかたちになっておりますけど、ふだんの生活をちょっとこう考えてみても、電気製品、暖房でもそうですけど、つけるときについついやっぱり金銭的なことを考えてつけなかったり、つけたりとかですね。いろんなやっぱり家庭でもかなり努力をされていると思うのですよ。

いろんな支援のかたちはありますけども、ぜひ町民をまず優先に見てもらってですね、個々の家庭が安心できるような生活ができるような体系をとっていただきたいと思っております。

それでですね、先ほども町長の答弁にもありましたように、プレミアム商品券波佐見町3回やつ

ていただきました。大変コロナ対策で、経済的にも事業所も町民の消費拡大にも、両方にもかなり貢献したと思っております。

9月の定例会でも私も提案をさせていただきましたけども、もうコロナ対策ではもうこの事業は今年度で終了するということを言われまして、そのあとまた町民の方ともいろんなかたちで話を聞くときがあったのですが、ぜひプレミアム商品券で何とか自分たちの生活も支援してもらえないかなということで、いやもう一応今回で終了って言われたのですよと言ったら、いやでも物価があがっているし、まだ世情がよくなるような様子も見えないということなののですが、まだ物価対策としての活用ということは町長考えていらっしゃいませんか、お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに物価高で皆さん国民の生活中というのは厳しいものがございます。ただこのように毎年毎年同じように消費喚起を促すという意味で、あるいは生活を助けるという意味で、仮に町民1人当たり1万円をお配りするにしても1万4,000人の住民であれば1回に限って、1回につき1億4,000万の財源が必要になるわけですね。

こういったものが国の財源として手だてされるようであればそれは当然すべきと思いますが、現時点では毎回毎回ですね、同じようなばらまきの性格の交付金はどうかかなと。もう少しポイントポイントを絞って政策をすべきではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

町長の言われることよく分かるのですが、先ほど言いましたけど、一番最初に定額特定給付金が1人10万円出たときに結果的にちょっとある方から聞いたのが、金融機関ではかなり預金が高くあがったということですね。1人10万やったときに。

でもこういうプレミアム商品券事業になった場合はですね、その預金はできませんので消費に喚起するというか、生活のために使うとかですね、家族のために使うとか、今までちょっと我慢していたけどちょっとこの券で買物しようとかですね。そういう消費喚起にもなりますのでぜひ、ちょっと今の状態ではできないとことをおっしゃっていますけども先々はまた考えていただきたいと思えます。

一つちょっと提案的な話になりますけど長崎市内が、やっています「にぎわい復活支援事業費」とか、そういうプレミアムつき商品券等の発行費支援費を補助するというので、長崎市内でもいろんな商店街とかありまして、各商店街でも商品券を発行したり、プレミアムをつけた券を発行したりとされていて、何ていうのですか。やる気のある組合団体とかには、そういう補助をしますよということになっております。

もし波佐見町でもそういう商店とか団体とか出てきて、私たちはこういう事業やりたいと思えますからぜひ、補助してもらえませんかというかたちになった場合に、商工観光課のほうか

らもぜひそういう補助に対して支援するような事業等ができないかなと思ひ提案をしております。

実際今自分たちが波佐見町商店振興会という組織でやっておりますけども、来週からまたそういう年末の売出しが始まりますけども、実際にスタンプラリーをやりいろんな商品券を使ったイベント事業をやっておりますので、大変補助してもらっていることは大変助かっております。

僕は団体がいいのですが、ほかの飲食店街とか飲食の組合さんとかですね。そういう方たちでも、もし何かこういうプレミアムをつけて事業をやりたいとか、そういう券を発行したいというときに、そういう補助金になる費用を出してもらえないか。そのあたりをちょっとお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

いろいろな飲食店とかいろいろな団体が、創意工夫されて、いろいろな仕掛けをやっていくという部分についてはですね、応援しないといけないのが町の立場だと思っております。当面のやり方ですね。

例えばプレミアム商品券を各団体がつくって、そのプレミアム分を金券分で補助するというのはちょっとどうなのかなと思っております。例えばもっとPRをしたりとか、もっと仕組みをつくっていききたい、そういうときにチラシの作成だったりとか、いろいろそれに係る諸経費の分についての助成とか支援そういった部分についてはですね、大いに考えていかないといけないところじゃないかと思っております。金券とかその現金というか、そういう部分を補助するというのは現段階ではちょっと考えていないというようなかたちでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。本当にいろんなこう今回の調べ物をしていたら、どんどん支援事業をされている自治体も多くて、いろんな知恵を出し合ってますねこの難関を乗り切ろうとされているところが多いなとつくづく感じました。

昨日もちょっと夜調べてみましたら、この11月の波佐見町の広報に令和3年度の決算の報告がありまして、ちょうどこれ3ページのところですかね。波佐見町の決算を家計簿に例えると、という表がありまして、ちょっと見ていたのですが、

ちょっとぱっと思ったのが町民1人当たりの支出額というところで、貯金というのがありまして、類似団体と書いてありまして波佐見町と書いてあるのですが、類似団体ということはよその家庭ということを書いてありまして。類似団体3万2,000円と書いてありまして、波佐見町のところには9万8,000円。預金ができているということを書いてありまして、波佐見は預金をできる力がかなり3倍以上もこの家計簿に例えられていましたけど、そこで一つ思ったのがふるさと納税という、大切なお金が今町に入ってきております。そのお金というのも町長が本当企画されて、ここまで来たわけなのですが、それを寄附される方は波佐見町のために使ってください。困っていたら何かに使ってください、活性化のために使ってくださいという思いで寄附されてありまして。

また町長が事業を認める事には使えるという項目もありますので、もしこの難関を乗り越えるために町長もしよければふるさと納税を使ってですよ、この物価高対策を乗り越えるなんかプレミアム商品券を、何度もしつこいですけどもできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ふるさと納税の用途についてはですね、寄附者のご意向に沿って使うということが大原則でございますけれども、果たしてそのプレミアム商品券のみが経済対策なのかと。あるいは町民の福祉に向上するののかということ踏まえないと、しょっちゅう、しょっちゅうその商品券だけを発行することには若干疑問を呈するところがございますので。

時と場合によってはですね、これはというときにはやはり一考する余地がございますけれども、現状ではですね、もう1回じゃ出しましょうというふうな考えでございません。

ただ先ほど申しましたとおり、どうしてもこれはもう今発行すべきだというようなときには、また考えさせていただきたいと思えますし、預金が増えているのは年度末にやはりどんと、ふるさと納税が入ってきますので決算時においてはどうしても多くなりますけれども、それを財源として次の年にまた活用して取崩しておりますので、これまた一時的なものというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。先日も東彼商工会の波佐見町の理事の方と、町長、商工課長、係長の方と意見交換会がありまして、いろんな情報交換で楽しい時を過ごしたのですが、新町長前川町長にはかなり期待をされておりました、商工会のほうもぜひ応援をして、これからも行政のほうにも協力していきたいという話も出ておりました。

町長にもかなり、いろんなお願い事ばかりだったのですが、町長もぜひ期待に沿うように頑張りますということをおっしゃると僕も思っておりますので、ぜひテレビを見ていらっしゃる方もいます。町長にはかなり期待しております。公約のほうもたくさん言われておりました、よく公約を覚えていらしたですねとか言われておりましたけど、ぜひそのあたり町民は忘れておりませんので、期待する部分が多いと思っておりますので今後どういう活動されるかちょっと一言お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

通告いただいたご質問から若干外れるようでございますけれども、皆様のご期待に応えて頑張りたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。

それでは次に新庁舎建設についてお尋ねします。私も新庁舎建設委員会に入っております、室長ともよくお話をするときがありましたけども、今回ですな備品計画というのでちょっとお聞きお尋ねしたいのですけども。

前回の備品計画の費用では1億3,000万と出ておりました、その前の前の資料を見ていたら1億円と書いてあるのですけど、何で急に3,000万上がったのかなということで、ちょっとまずそれからお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それではお答えいたします。澤田議員が言われたように、何ですかね3,000万ほど上がっております。その理由といたしましては令和元年度基本計画、令和2年度の基本設計業務にて、概算事業費、備品購入費を今までは、それまではメーカーのこれまでの実績からですね、職員1人当たり90万円に職員数110名といたしまして、約1億円で計上させていただいております。

それで現在は予算1億3,000万円に関しましてはメーカーがまだ何というのですかね、執務室とか会議室とかの割り振りが出来ていない状態のときからなのですけど、メーカーの提案の什器を積み上げた金額となっております。それでですね、現在実施設計と、もうもちろん間取りも決まっておりますので、詳細設計を行っております。それで必要な什器を精査しながら設計させていただきたいと考えています。

3,000万上がった理由に関しましては詳細に積み上げた結果と、やはり物価高騰がございます。毎年主要4メーカー什器家具メーカーが9月頃何ていうのですかね、価格の改定をするのですけど、やはり令和元年から今の4年に関しまして確実に30%は上がっております。そこも反映というか、反映という言い方おかしいのですけど、そこに影響が出て1億3,000万となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。資料をずっと調べてきたら、一番下のところの資料にはですね、令和2年度新人議員研修会説明資料ということで、僕議員になったときの説明資料があったのですよね。

先ほど言われました備品購入費という欄がありまして、その内容説明の時に、先ほど言われた1人当たり90万、かける職員数で1億円という予算を立てられていて、僕はぱっと見て、どういう内容でそういう90万という数字が出るのかなと思って。

もし分かればその90万という査定の金額はどういう内容から出てくるのか、お願いします。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

私も最初概算工事費、概算費を出すにあたってメーカーに大体幾らぐらいなのでしょうかとことを聞きました。それで1人当たり90万円です、と聞きまして、そんなするのですかと私もびっくり

したのですけど。

そこでメーカーが言うには今までの実績と、もちろん何というのですかね自分たちの机、椅子、あと会議室全て、そこあたりを案分して職員数1人当たり90万ということで、算定をさせていただいた次第でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりましたというか、もうそれで進まれていくと思うのですけども、必要なものは買わないとしょうがない。

でも先ほども答弁もありましたけど、使える分は使うとかですね、そういうかたちで進めていただきたいのですけども、ちょっと時間があつたので新しい新庁舎の備品の計画の内容を見ておりましたら、ちょっとこう机、椅子だけですけどもちょっと数えておりましたら脚とついている分だけでも530ほどありまして、テーブルも160ぐらいありまして。椅子もいろんなランクはあると思います。

ちょっと相談室の椅子とかがあれば、ちゃんと執務室のしっかりした椅子もあれば、相当な数でするので建設事業費として備品購入されるわけですから、しっかり内容を見て決めていただきたいと思ひますし、今後なるべく安くすむじゃないです、必要なものは買っていかれていいと思ひます。

先日ですね一緒に行きましたね、川棚町の新庁舎のほう見学させてもらって説明を受けたのですけども、川棚町の備品の費用はどれぐらいでしたかと聞いたときに、6,000万円と言われまして。波佐見町は1億3,000万円ですけどもといつて。後で話を聞けば内容とか規模とかも全然違ひますけども、そのあたりで、もし詳しく分かればその差を教へていただきたい。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

詳細はちょっと川棚町の詳細は分かりかねるところがあるのですが、一部そうですね、そうですね。このコロナの給付金で買われた備品もあるようなので、そこあたりは合計に入っていないのか、入っているのかちょっとそこあたりもありますし。

あとやはり議員も言われたようにちょっと規模感とか、面積とかの広さとかもちょっと違ひますので、そこあたりで私たちは私たちの面積というか会議室などに応じた、職員数もありますし、適切な数とか品物を選んで提示させて設計させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。よろしくお願ひします。それではですね次の新庁舎の移転後に、既存庁舎新館の利用ということで、以前委員会では説明を受けたときには子ども・健康保険課の特定健診の場所とか、長寿支援課の居場所といひますか、ここで集まる場所ということで提案を受けておりましたけども、そのときもいろいろご意見が出ておりました、多目的に使うようなスペースをつくつていたら、い

ろんな課が使いたいときに使うとかですね。

特に教育委員会なども今回新庁舎に来られますので、どういうときにまたそういうのも必要になるかも分かりませんし、いろんな課が今日は私たちに使わせてくださいとかなるかも分かりませんので、決定はされているのでしょうか、多目的に使えるような計画も考えられるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

先ほどの町長答弁のとおりでございますが、現在のところは1階を子ども健診センター、2階には会議室、職員の休憩所、女子男子の厚生室ですね。あと職員組合室。議場跡は床面をフラットにして多目的ホールや備品置場とかにですね、検討を重ねています。

あと1階のフロアにつきましては、今のところ改修の設計を行っておりますが、入り口の自動ドア、多目的トイレ、授乳室などの設置の改修を計画しておりますして今後詳細設計を行っていきます。

それで多目的に各課が使うのかという議員のお尋ねですが、今のところ基本は子ども・健康保険課の健診センター。あと長寿支援課の高齢者の集いの場とかですね、議員が言われたように多目的に使えるようにまずはちょっとオープンフロアとして、今から意見をちょっと聞きながら詳細は詰めていきますが、今設計業務を出しておりますので、設計させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

よろしく願います。あとすいません。備品で1点ちょっと言い忘れていたのですけども、願います。

古いやつとか、もう新庁舎では使わないような備品がいろいろ出てくるという話も聞いておりました、先ほども町長答弁にもありましたとおり、自治会とかいろんな団体等が欲しい団体があればその方たちにも譲り渡すことができるようなことを聞いておりましたので、よかったですかね。

それでもしよければ、そういうどういうものがあるとか、どういうものをどれぐらい渡せますよとか。事前の情報を各自治会とかですね、いろんな欲しいと思われるような団体にはちょっと早めにお知らせしてもらってですね、ああいうのはただ処分されるだけじゃなくて再利用ということで、ぜひ計画を立てていただきたい。

また処分利用にも500万ほど予算を立てていらっしやいましたので、そういうお金もなるべく使わないようにして、使えるものをほかの方に渡すというかたちでよろしく願いしたいと思います。返答よろしいですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今の仕器の再利用についてですが、使えるものは先ほど言いましたけど、使うような感じで計画しておりますして、自治会、町内事業者様へもちろん譲渡は考えておりますして、どういうかたちでや

るかは今検討中なのですが、内覧会をして見ていただいて持って行っていただくとか考えております。

それでも残った什器とかは、もう何て言うのですかね。リサイクル業者に依頼してスチール製のものとか、いろいろ使えるものもあると思いますので、お金になる分はお金に代えさせていただいて、あと古くてもう使い物にならないものはもう産廃として処分させていただきたいと考えていて、あとできるだけ安くと考えております。

それで例えば、こういう議席の名札とかもこれも再利用させていただきたいと考えております。これも一本5万円なのですよね。最初設計では5万円で、40本で200万円あがってきていて、これはもう再利用しようということで、そういう感じであとやっぱり今あるドアノブの焼き物のやつとかもそのままやっぱ再利用しようと考えておりました。

あと洋式のトイレとかも、本館側のやつはどっか町内の何というのですかね。施設がまだ改修しないところで使えないかとか、そこあたりも検討して行って、この500万円という処分費をできるだけ減らしていきたいと考えております以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

よろしく願います。本当いろんな話を聞けば聞くほどですね、いろいろ利用してもらえようなかたちになっております。ありがとうございます。

それでは次に庁舎付近の整備と信号機のことをお尋ねしたのですが、先ほどの答弁によりましたら、信号機等なにか付けてもらえそうな感じもしたのですが、僕もいつもこの議会が終わった後でも帰るときに、ここに信号ついていたらかなり安全で県道に出られるような感じがするなということで以前から思っておりましたけど。

ぜひですね町民の安全を確保するためにも、信号機は必要だと思います。そのあたりでぜひ町長進めてもらうようお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

担当においてですね警察と協議を進めていくそうでございますので、その点は十分検討してまいりたいというように思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

周辺の歩道等もありますので、ぜひ整備計画をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと副町長の選任についてお尋ねしますが、町長が9月の定例会で言われた、年末か年度末かということで3、4か月また違うわけなのですけども。この年末にはちょっと準備ができなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

現時点でまだ議案としてあげておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

この質問もなぜ出したかという、自分も商売をしておりまして、いろんなお店のほうに町民の方が来られて「澤田さん副町長どうなっているの」って、「いや、まだ何も言われないうんですけど」ということで、いつも回答するわけなんですけども。

平成18年ぐらいまでは副町長のほうを助役と言っていたと思うんですけど、平成19年から副町長になったと聞いておりまして、かなりやっぱり大きな自治体によっては副町長が2人も3人もいらっしゃることもありますけども、本町において副町長は1人ということで、補佐役としていろんな仕事をされるわけなんですけども。

町長は以前副町長されているので、1人で2役ぐらいされることは十分分かっておりますけども、町民においてもっといろんな行政サービス、もっといろんな施策をどんどんどんどん出してもらえようような行政をしていただきたいという期待もありますので、早めに副町長を決めていただいてスムーズな行政をしていただきたい。

また年度末というその言葉もなぜそこに来るの、誰か辞められるのを待っていらっしゃるのかなという感じもするんですけど、そのあたりはまだ確実に言われないうことでよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

答弁の中でも申しましたとおりですね各方面、各会う方々からですねどうしているのだと。早く決めないのかね。というふうな本当に逆に言えばお叱りのようなですね、お言葉も頂戴するわけでございますけれども。

確かに副町長がいなくてですね非常に書類等の処理も専決ができずに、私のほうまでたくさん回ってまいりますので、2、3日席をあけると山のように机の上にたまっていることもございます。

そういったことも考えますとなるべく早めに選任をして、一部の事務を副町長に任せるとすることも本当にすべきかな、というように考えております。

そういった各方面からご意見をたくさんいただいておりますので、本当に私と一緒にタッグを組んでですね、町政がスムーズにいけるような、いくような方をぜひ選任したいというふうに現在熟考中でございます。その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

これでテレビを通じてですね、生の声を聞かれたので町民の方も理解されたと思います。ぜひ早めの選任をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、3番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は12番 脇坂正孝議員。

○12番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。私は通告に従い3件の質問をいたします。

1. 令和5年度当初予算の編成について

町長には、就任後初の当初予算編成となるが、重点事項等について次のことを問う。

- (1) 公約の「私がやることリスト」にある事業の予算計上の有無と重点事項は。
- (2) 今後の財政見通しは。

2. 桜づつみの整備について

桜づつみは、多くの人々がウオーキング等で利用されている。愛護団体による堤防の草刈りや歩道の再舗装が施行されているが、今後の整備について次のことを問う。

- (1) 愛護団体に委託している除草作業の課題と対策は。
- (2) 大木・高木となっているツツジ等の剪定状況と計画は。
- (3) 歩道に繁茂している雑草の除草状況は。
- (4) 桜のオーナーの応募状況は。
- (5) 堤防の斜面に管理しやすい彼岸花等の植え付けはできないか。

3. 役場新館及び旧町公民館の今後の利用について

(1) 新庁舎は来年秋には完成予定である。それに伴い現新館の再活用が必要であるが、計画はどうか。

(2) 現在、旧町公民館はシルバー人材センター事務所として利用されているが、老朽化が著しい。

同館及びシルバー人材センター事務所は今後どうするのか。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

12番 脇坂正孝議員のご質問についてお答えをいたします。

1. 令和5年度当初予算の編成について

町長にとっては就任後初の当初予算編成となるが、規模等について次のことを問うと。

(1) 公約の「私がやることリスト」にある事業の予算計上の有無と重点項目は、とのお尋ねですが、令和5年度当初予算は私の就任後初となる本格的な予算編成となりますが、現時点では担当課において予算要求に向けた準備の段階であり、まだその規模や具体的な内容の把握はしていません。

来年度の予算編成方針については、11月25日に策定し国や県が示した新年度予算の方向性や方針を踏まえ、波佐見町の勢いを止めないまちづくりを推進しながらも、健全な財政運営を堅持していくため歳入に見合った歳出を念頭に、事業の選択と集中を図るためスクラップアンドビルドを徹底し、限られた財源を効率的に活用することで最小の経費で最大の効果を発揮できるような事業の制度設計により、要求するように求めています。

重点事業としましては振興計画審議会から11月30日に答申がございました、第6次波佐見町基本構想案に掲げてあります基本目標である

1. 居心地よい安心を生むまちづくり
2. 産業交流を軸とした人が輝くまちづくり
3. 温もりがある福祉のまちづくり
4. 生きる力と郷土愛を育むまちづくり
5. 協働による地域のつながりを活かすまちづくり

これに沿った事業をしっかりと進めていくものとしております。

選挙期間中に私がやることリストとして掲げておりました各種項目につきましても、直ちに予算化に反映できるもの、諸般の事情により時間がかかるものなど混在しておりますので、今後財政状況等も踏まえ査定を行い、3月議会で当初予算としてお示しさせていただきたいと考えております。

そのような中で、学校給食費の第2子以降の無償化については、今年度の現計予算内で実施できるめどがつかまりましたので、来月1日から実施することといたしております。

(2) 今後の財政見通しはとのお尋ねですが、令和3年度決算時点で各種財政指数の上では、引き続き健全財政を堅持しているところではありますが、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の長期化や、物価等高騰の影響により、窯業をはじめとする本町の基幹産業が打撃を受けていることから、個人町民税や法人町民税の減収など、本町財政にも大きな影響が出るものと見込んでいます。

長期的な見通しとして、歳入面においてはふるさとづくり応援寄附金の寄附が貴重な財源となっているものの、今後の情勢等予測がしにくい状況となっております。

歳出面においても、高齢化による扶助費の増加、公共施設の老朽化による維持管理費の増加など、今後さらに厳しさを増していくことが見込まれていることから、財政に関して油断のできる状況ではないと認識しております。

2. 桜つつみの整備について

桜つつみは多くの人々がウォーキング等で利用されている。愛護団体による堤防の草刈りや歩道

の再舗装が施工されているが、今後の整備について次のことを問うということで、

(1) 愛護団体に委託している除草作業の課題と対策は、とのお尋ねですが、桜つつみ河川公園の遊歩道は、平成元年度から桜つつみモデル事業として、宿郷の陣川橋から岳辺田郷荒瀬橋までの河川沿い全長8,219メートルを整備したものです。桜のほかツツジの植栽を行っています。また多くの住民の皆様がウォーキングやジョギングに利用されております。

現在17団体の愛護団体と管理協定を結び、年3回の除草活動と清掃等の維持管理に努めていただいておりますが、高齢化や人員の減少等により愛護団体としての脱退及び新たな担い手不足が懸念されるところであります。

現在も空き区間がありますので、今後も引き続きホームページや広報により新規団体の募集を行い環境美化に努めてまいりたいと思います。

(2) 大木・高木となっているツツジ等の剪定状況と計画は、とのお尋ねですが、例年シルバー人材センターに依頼をしておりましたが、剪定する人材が少ないとのことで作業ができておりません。

また環境美化作業員による直営作業で一部は対応していますが、例年より他の業務依頼が多く、全体的にはできていない状況であります。環境美化作業員の作業箇所の新規検討や、シルバー人材センターと再協議を行うなど、まずはできることから進めていきたいと思っております。

(3) 歩道に繁茂している雑草の除草状況は、とのお尋ねですが、桜つつみの歩道につきまして繁茂する雑草により歩きにくい箇所があることは承知しており、ご迷惑をおかけしておりますことをまずはお詫びを申し上げます。

歩道の除草除去状況については、愛護団体に年3回の除草作業等をお願いしており、団体不在区画や随時の除草等は環境美化作業員や、シルバー人材センターへ依頼しておりますが、先ほど申しましたとおり全てに対応できていないのが現状です。

また場所によっては、歩道路面の傷みが激しく隙間から雑草が繁茂した箇所もありますので、年次計画的に路面補修工事を行い、歩行者の安全性と利便性の向上に努めたいと思っております。

(4) 桜のオーナーの応募状況についてのご質問ですが、桜つつみ河川公園には現在600本あまりの桜を植えており、400本以上の桜にオーナー登録をされています。この桜のオーナーは、人生の記念となる陶板プレートを設置することができます。

応募状況ですが令和2年度は12件、令和3年度は10件、今年度は11月末現在で8件となっております。

(5) 堤防の斜面に管理しやすい彼岸花等の植付けはできないか、とのお尋ねですが、現段階では町が彼岸花等を植栽する考えはございませんが、大変参考になるご意見かと思っております。

現在波佐見温泉付近やRVパーク場周辺は、桜やツツジなどの花もあり緑も美しいことから本町における貴重な観光資源としての役割を担っています。

まずはこのエリアをはじめとする桜つつみ全体の既存環境をどのように管理するのかを検討し、

そしてしっかりと維持管理することで利用者の癒しへとつなげていきたいと考えています。

3. 役場新館及び旧町公民館の今後の利用について

(1) 新庁舎は来年秋に完成予定である。それに伴い現新館の再活用が必要であるが、計画はどうか、とのご質問ですが、澤田昭則議員からも同様のご質問いただきましたので、同じ答弁となることをご容赦願います。

先にお答えしましたとおり現議会棟である既存庁舎新館につきましては、新庁舎へ移転開庁後、本館別館等を解体し既存新館の改修を行い、駐車場整備を含めた外構工事として進めてまいります。

全ての新庁舎完成を令和6年度中と考えておりますが、物価高騰や職人不足などによる工事の不落なども考えられますので、早め早めの発注に心がけ、全ての新庁舎完成に影響が出ないように対応してまいります。

現新館の利活用につきましては、当初1階には銀行誘致を考えておりましたが、相手方の今後の経営方針から断念された経緯がございます。その後、議会や議会特別委員会、管理職職員検討委員会でも議論してまいりました。結果現在のところ1階を子ども健診センターに利用し、2階には会議室や職員の休憩所として、男子や女子の厚生室組、職員組合室、議場後は床面をフラットにして、改修して多目的ホールや備品置場にと、検討を重ねております。

その改修には用途によって補助金事業の活用も見込まれるものもありますし、おおむねの方向性が見えてきておりますので、今後も検討を重ね有効に利用していきたいと考えています。

(2) 現在、旧町公民館はシルバー人材センター事務所として利用されているが、老朽化が著しい。

同館及びシルバー人材センター事務所は今後どうするのかとのご質問ですが、波佐見町シルバー人材センターにつきましては、新庁舎建設に伴い役場、庁舎北側にあった事務所を解体することとなったため、令和3年4月に旧町民間へ事務所移転を行ったところです。

今後の旧公民館及びシルバー人材センター事務所についてはとのお尋ねでございますが、シルバー人材センター事務所については、現在のところ新庁舎完成後に教育委員会事務局が新庁舎へ移転する計画となっておりますので、その後に総合文化会館へ移転することも、一つの選択肢として検討しているところでございます。

いずれにしても旧町公民館からは退去する予定としており、退去後の旧町公民館については耐震性に乏しく、加えて老朽化が著しいことから解体する方向で検討をしております。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

それではまず、画面のほうをご覧いただきたいと思います。

これが町長選挙中に町長が配付されておりましたパンフレットでございます。この中で「実行と実現必ず」というふうなことで、大いに期待を持つ表現でございます。

次にこれが「私がやることリスト」ということで、全部で16件ほどございます。先ほど話がありました、2人目から学校給食費を無料にすると。完全給食への第1歩ということで、これも2番目に入っているかと思えます。そういったことで町長には16の公約と申しますか、こういったことで私がやりますということで、掲げてもらっておりますけども。

町長選におきましては3,862票という大きな得票で、50%を超える得票で当選されましたのでこれはもう当然、4年間のうちに実現をお願いしたい。やってもらわなきゃいかんというふうに思っているわけですが、町長として先ほどの給食のほかに順位ですか。4年間というあれでありますけども、さっきおっしゃったように現時点すぐにできるものと、できないものがあるということですがそのあたりの準備と順位づけですか、そのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず一つお断りしておきますが、皆様にお配りして今画面に出ておりますこのチラシにつきましては選挙期間中にはお配りできませんので、選挙前に後援会活動として皆様にお配りした資料でございますので、そのあたりは誤解がないようお願いをいたします。

まず私選挙期間中にはやはり今後の人口減少社会をにらんだときには、やはり子育て世代に優しいまちづくりというものを特に強く申しておりましたので、その点を第1位として考えていきたいと思っておりますので、まずできるところからということで、最後に今年度の予算につきましては先ほど申しましたとおり、学校給食費について、補助金について若干の余裕がございましたので、早速来年1月からですね、第2子については現在半額のところを無償化させていただくということで進めさせていただいております。

あわせて先ほど申したように子育て対策についての予算化について可能なものは積極的に取り組んでまいりたいと思えますし、現に母子手帳のデジタル化といえますか、そういったものも現計予算の中で取り組みが進められております。

それから子育てガイドブックについてもですね、もう既に発行しておりますので重点的なそういったものから順次進めながら、あとはほかに掲げている状況について特に地場産業の振興等も重要な課題でございますので、そういったものも含めながらですね、全般的に進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

学校給食費の2人目からの無償ということは、早速実現されるということで非常に児童生徒お持ちの保護者の方にはありがたい事業かと思っております。

ほかに子育て世代を援助するための仕組みということでいろいろおっしゃいましたのですけども、母子手帳のデジタル化とか。それから待機児童の解消ですか。保育士の働く環境。こういったこともあろうかと思えますがこの12番目に、12番目というか待機児童解消のため保育士の働く環境

の保育改善と保育士支援制度これはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

待機児童の解消に向けた取り組みとして、まずは最初に課題といいますか思っているのが、保育士の確保をしないことには待機児童の解消が進まないというところで思っております。

実際今現状も各種補助金などを進めておりますが、その効果なども検証しながら新年度から取り組めること、あるいはそういったことで先進地の事例とかも聞きながら、その効果も考えながら取り組みたいというふうには思っております。

まだ今のところ具体的なことがちょっとお示しできませんけれども、そういったことを踏まえて新年度の予算に反映をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今の保育士の確保につきましてはですね、ちょっと私が聞いている話としては、やはり町内でもですが、近隣の町でもやはり大村・佐世保、こういったところの対応がいいということで、地元の園では就職ということじゃなくて、町外に出られたという話も聞いておりますので、ぜひ町内で確保できるような体制をお願いしたいと思います。

それからですね、もちろん16項目ありまして1度にできないということはですね、もう私も重々承知しておりますけども、この中でちょっと話が飛びますけども、本町の財政状況（2）でお尋ねした件ですが、今の中で令和元年、2年、3年の帳面ですね、これはこの広報はさみでずっと分かりやすく説明をしてありまして、さっき同僚議員が歳出のほうを言われましたけども、収入のほうとしまして町民1人当たりの収入額というのがございます。

この中で給料。これは町でいえば町税のことですが、令和3年度分が8万6,808円ですか。類似団体が13万113円というふうなことであっておりますけども。

これがですね、元年度が8万9,369円、それから2年度が8万8,461円、3年度が8万6,808円とちょっとコロナとかそのあたりの影響があるかもしれませんけども、減っているということで、これを恐らく影響があるものが財政力指数にもあるのではなかろうかと思っておりますけども、財政力指数でいえば元年度が0.43。2年度が0.42。3年度が0.41と悪化ということで、この広報にも解説をしてございます。

このあたりですね原因と、それからさっき申しました町民税。これがなかなか伸びない。このあたりはどういういかな理由によるものか。そのあたりの説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今議員がおっしゃられた財政力指数に関しては、地方公共団体の体力を示す指数ということで、指数が高いほど財源に余裕があるってというような意味合いでの指数となっております、令和3年

は今おっしゃったように0.41。悪化という、ちょっと数値的には下がってはいるのですが、県平均等も大体0.4ですので、その平均的な指数を保っているというふうには、コンマ1ではあるのですが下がってはいますけれども、そこまで悪化しているというふうには、そこまで認識はしておりません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

もう一つですね町民税の大体8万8,000円、8万9,000円ぐらいで推移しているのですが、この原因はどんなことでしょうか。

と申しますのが東彼3町で申しますと、これは地方税そのものなのですが、決算額で言えば令和2年度の総務省の決算カードによる数字ですが、東彼3町で言えば東彼杵町が9万8,813円、それから川棚町が9万3,236円、波佐見町が8万8,285円と本町は県下8町の中で7番目というふうな数字なのです。

それで1番目の時津町と比べますと約4万3,000円。それから郡内の東彼杵町。これは、東彼杵町は5番目。県内で5番目ですが、ここと比べましても1万円以上の差がある。これはどんな原因によるものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

今議員さんのほうからお尋ねがありました町県民税等はですね、町の税収伸びない理由はということでお尋ねがありましたけれども、町内のそういった給与とか事業所得とかその実態というところですね、こちらのほうでちょっと調査をしておりますので、はっきり分かりませんが、もう数年前からですね町内の推移というものはあまり変わってない。コロナ禍がありましてからも特に事業所得あたりはですね、かなり減るのではないかと感じておりましたけれども、年度末になりますと昨年と、前年とそう変わらないような状況になっておりますので、確かに事業所得が少し減りはしたけれども給与所得等で増があったということで、増減はあまりこう変わっていないというような状況もあります。

ですから他市町の状況と比べて、どうかということではありますが、そこあたりの実態というものはこちらのほうでちょっとよく把握していません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

一概に言えば町民所得が少ないということは言えないですか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

確かにそういったことも要因の一つではないかと思えます。事業所得がなかなか上がらない。給与所得もなかなか上がらない、賃金ですね。上がっていない状況もありますので、そうい

うことで上がってないというような状況あるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そういうふうなことで、やはり町長には町民所得の向上のためにですね、いろんな施策を行ってもらわないといけないというふうに思うわけですが、例えば町長の先ほどの16の「私がやることリスト」の中で、窯業で働く人のための環境を整備する支援制度をつくるとかですよ。

それから農家の収入アップのために付加価値をつけた農産品づくりのサポート、こういったことを行うということが理想にあるわけですが、こういったことを優先してもらいまして、町民所得の向上につながるような布石をしてもらいたいと思うのですが。

昨日の朝日新聞ですか、この中に一つの方向かと思えますけども、石膏育ちの「八三三（はさみ）米」デビューというふうな見出しで、これですね、載っているわけですが。これは農家と陶器会社が、陶農が連携しておいしい米をつくりましたというふうな簡単に言えばそういうことですが。そういったことで基幹産業であります全産業がそうですけども農業、窯業、こちらの振興をもっと図るような方向をこの中に取り入れてもらいたいと思うのですが。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

窯業で働く人の環境を整備するための支援制度をつくるというふうな、お約束といいますか、リストにあげておりますが、これは若い方とですねお話をしているときに、今の若い人はやはり夏場であれ、あるいは冬場はやっぱり冷暖房の効いたところで働くんだと。

現状の町内の企業の中ではですね、やはりそこまでやられているところもございませけれども、窯業全般を見渡したときにはですね、なかなかそこまで整備が行き届いていない。そこまで手が回らないというふうな事業者様もございませ。

やはり若い人が働きやすい、あるいは働きたくなるというような環境整備が必要なのかなということで、そういった働く環境の整備について若干の支援をしていきたいなということで、ここにあげさせていただいたところございませ。

そうしないと若い人が働く職場というのはなかなか限られてきますし、現に窯業界においては後継者不足。これは農業も同じなのですが、後継者不足というのが非常に深刻な問題となっておりますので、そこあたりの若干の緩和策といいますか、そういった支援策になればいいのかなということで、そういったものも考えております。

それから先ほど申された「八三三（はさみ）米」要するに廃石膏を利用した田んぼでつくった米を、同じ茶わんとセットにして売ると。これもやはり陶農の、窯業と農業を組合せた一つの商材として展開できればよろしいかと思えますし、それ以前にずっと研究を進めております廃石膏の利用ですね、再利用。リサイクルについて、それまでは土地改良剤、土壌改良剤としての有効性が随分認められたということ。あわせて農薬取締法が緩和されて、特に波佐見で使われている廃石膏につ

いてはかなり純度が高いということで、利用価値が非常に高いということも証明されておりますので、こういったものをさらに進めていけば持続可能な社会といえますか。そういったものに先駆的に取り組んでいる町としての一つの付加価値をつけた商材、商品というものも出来てくるのではないかなというふうに思っています。

ぜひそこあたりをしっかりと支援して、進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

窯業の冷暖房の支援。今のは例え話でしょうけども、そういったこともやはり若年、若い労働者を確保するという事で若い人も生産性も上がるかと思っておりますので、そういうふうな方向もぜひ実現をお願いしたいと思っております。

それから農業、窯業。こういった米に限らず、いろんな野菜また前回質問したときに、この似たような質問したのですが、そのときに今後、駄野地区の圃場整備。これによって所得向上が期待できるというふうなことを、前町長もおっしゃっておいりましたので、そのあたりも含めて新しいもの、それから付加価値。さっき申しましたように、いろんな農産物を加工ということも考えられますので、そのあたりも含めて実践してもらいたいと思っておりますけど、いかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほどの答弁の中で1か所だけちょっと訂正をお願いいたします。私農薬取締法というふうに発言したようでございますが、これ肥料取締法の誤りでございました。修正しておわび申し上げます。

言われましたようですね、駄野圃場整備につきましても一定の割合については野菜づくりをしないといけないというような条件といえますか、そういったものがございまして、ぜひとも今後どういった野菜をつくられていくのかにもよりますけれども、特にジャガイモ等を生産されるようになれば、波佐見の廃石膏というのは非常に効果が高いと。

ジャガイモ生産においては、そうか病というふうな大きな問題がございましてけれども、その病気に対して逆に雲仙といえますか向こうの南高のほうではですね、逆に大きなお金をはたいてですね、そういった資材を買っていらっしゃるわけですね。こういったものがうまく再利用できれば、農業への投資というのも地元で調達できれば、うまくいくのではないかなと。

地域循環というのが本当にうまくいくようになるのではないかなというふうに思いますので、そこあたりしっかり支援してまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

今のような廃石膏を利用した肥料とか、それから野菜をつくられた単なる単品として売るのでなくて、加工品として付加価値をつけて売る。そういった研究もぜひお願いをしたいと思います。

あとですね、町内の企業だけではなかなか所得もというところもあるかと思っておりますけども、これ

はもうあとでいいのですが、企業誘致、このあたりは考えておられますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

やはり町内に働く場。雇用の場の確保というのは常に考えておかなければならないという問題と
思っております。今回庁舎造成にあたって飛出地区のため池を埋立てしております。が、あの辺も
一つの有効土地ではないかなというふうに考えておりました、今以前お話があったのはテレワー
クセンターと申しますか、そういったかたちのお話も以前いただいております。

ただそういう、すぐに使えるような空き事務所というのがなかったものですから、まだ誘致には
至っておりませんが、様々な企業様との連携をとりながら進めていきたいと思っておりますし、実は先般
一瀬前町長と私と担当課長とですね、キヤノンの本社に訪問させていただきまして、町長交代の挨拶
に伺わせていただきました。

その際に、最高責任者会長兼社長であられる御手洗社長ともお会いすることができまして、いろ
いろ新聞の報道によりますと、中国のこういった状況であるとかサプライチェーンの不安定さを解
消するために、国内回帰を考えているということでございましたので、ぜひその国内回帰の一部を
長崎キヤノンのほうにお回しいただけないでしょうかというふうなお話もして、分かりましたと。
いうお返事だけはいただいたところでございます。

ぜひともそういった働く場の確保には今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

キヤノンの誘致は非常に素晴らしいことだと思いますので、ぜひ努力をお願いしたいと思います
し、波佐見はですね、皆様ご存じのとおり鉄道はありませんけども、高速道路のインターがありま
して、福岡あるいは関西方面陸路でいえば長崎県で一番近い位置にあります。ぜひこの地の利を生
かしてもらってですね、企業誘致も進めていただければというふうに思います。

それでは続きまして、桜つつみの整備についてでございますけども、愛護団体の募集については
ホームページとか広報波佐見でされているということですけども。

昨年の広報はさみ、3年の4月と3月だったですかね。そのときは愛護団体の募集が1か所だっ
たのですよ。そして今年の広報では4か所。4か所募集がしてあったわけですね。それで、これは
大分辞退をされているなというふう感じたわけですけども、その後の状況はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議員がおっしゃるとおりですね、3年度中に4区画空き区画が出ましたので、今年の3月に広報、
ホームページ等で愛護団体の募集を行いました。おかげでその4区画は全部愛護団体も埋まりまし
て、4年度中は埋まって河川の公園のですね、除草等は行っていただいておりますけども。

4月になりましてですね、新たに1区画の辞退がありました。4年度につきましては1区画が今

空きの状況でして、その分につきましては環境美化作業員さんによります除草作業等で、補っているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

今現実に愛護団体として登録されている団体、さっき17団体ということだったのですけども、どの団体も恐らく高齢化それから組織の中の人員不足。こういったのが該当と申しますか、どこも同じような状況になってくるかと思うのですよね。

それでここ1年はいいかもしれませんが、平均年齢がどんどん、どんどん上がっていておりますので、そのあたりの対策は考えておられますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議員おっしゃるとおりですね愛護団体。いま17団体で活動していただいておりますけども、おっしゃるとおり高齢化により人員が減少しているという状況で、今後の対策はという状況でございますけども、今のところは先ほども言いましたとおり広報、ホームページ等で募集をかければ、何とか今募集応募をいただいている状況でございます。

そのあたりにつきましては、今後どうしていくかという状況でございますけども、そのあたりの区画の見直しであるなど、そのあたりの状況も視野に入れながら考えていかなければいけないのかなという状況でございます。

先ほど言いましたとおり、今のところはですね、まだ応募すれば来ているという状況でございますので、その推移を見ながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

私もある団体、2つほど関連しているのですけども、平均年齢は相当高うございます。

そしてまたどうしても斜面があるのですよね。河川ですから。そこを平面は高齢者にやってもらっていいのですけども、斜面になると踏ん張りが来ませんので、若い人にやってというふうなことで、私も一応若い人の中でやっているのですが。まだまだ若こうございますので、それでやっているのですけども。

どうしてもそういったところが出てきて、危険性もあるわけなのですよ。だからちょっと雨の後とか、そういうところはもうなかなか避けてですね、避けてやらねばならないとそういう状況でございますので、そのあたりはひとつ加味していきながら、今後の対策をお願いしたいと思っております。

続きましてですね、大木・高木となっているツツジ。この剪定ですけどもこれは万年橋から片渕方面に向かったの歩道かと思いますが。画面のほうをお願いしたいのですけども、一つがですね道路に歩道のほうに相当はみ出してあります。これ以上のところもちろんございます。それから高

さがですねあそこに冊がありましてバーが2本ありますけども、その上を越えるともう私たちの目の高さぐらいにはなるのですよ。1.7、1.8メートルまでいきませんが1.6、1.7ぐらいですね。

そういったことで、せっかく眺望を楽しみにされて川面でも見ながら散歩をしようというふうな方たちが川も見えない。今ちょうど鴨なんかが川にいっぱい来て、飛んでおりますけども、そういうふうな姿も見たいというふうなこともありまして。

このツツジをもっと短くしてほしいと。それから少なくとも歩道の縁石がありますけども、原則縁石からはみ出さないように、歩きやすいようにしてほしいと。そういった要望がっております。それについてはいかがでしょうか。

徐々にはされているとは思うのですけども、そのあたりの計画をお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

おっしゃるとおりですね、この万年橋からですね片渕橋、その逆の方向もございますけどもツツジが生い茂っているという状況でございます。

本当例年であれば先ほど町長が答弁したとおり、シルバー人材センターにお願いしてですね、剪定をしているところでございますけども、ちょっと人員が剪定する方が少なくなったということで現状できていない状況でございます。

計画的にということで、再度シルバー人材センターと協議をいたしまして、現地を確認し優先順位をつけながらですね、計画的に剪定の作業に入っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

画面をご覧ください。波佐見高校。ちょうど野球のバックネットの付近の状況ですけども、竹がもうこんなに生い茂ってしまっていて、ここも同じように外側が見えないというふうな状況ですね。そしてこれは恐らくですね、もう歩道を。竹の根は強いですから歩道乗り越えて今度川側のほうに、移ってくる可能性もあります。

それとですね、もう一つ。これもさっきの万年橋から片渕までの反対側ですけども、こういうふうにはチガヤとかそれからクズのカズラ。この辺生い茂ってしまっていて、もうツツジが負けてしまっているのですよ。

ですからこの辺りはですね、もう根本的に切らないと。根っこから何とかしないとこういうふうな状況が続くと。恐らくこれは管理団体も、愛護団体も相当苦勞されて草刈りとかされていると思うのですけども、このあたりの対策はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

この除草とツツジの剪定の状況、計画ということでありますけども、先ほど言いましたとおりで

すね、なかなかカズラとか除草作業は手がかかる状況でございます。根っこからというのが一番いい状況だと思います。

そのあたりも含めて現地を確認し、シルバー人材センターと環境美化作業員さんを通じながらです。見栄えのいいような状況で剪定をして除草作業できればというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

この河川公園につきましてはですね、左側要するに左岸側。海に向かってですね流れる方向に向かって左側、左岸側。これを桜つつみで、右岸側がですねラブリバー事業という別の事業で進めた経緯がございます。

ですから右岸側には桜の木を植えてないかと思えますけれども、この何で擬木の下にですね、防護柵の下にツツジが植えてあるのかということ、これは町の花がツツジに認定されていたこともあり、当時の計画の中でツツジを植えたというふうな経緯もございます。

ただおっしゃるとおり、写真にも見られるようにもう擬木柵を超えてもう大木化しておりますので、ある程度こういったツツジはもう何て言いますか、元のほうから刈っても枯れはしません。しっかりしてますので、そういったものについてはですね、もうある程度の代刈りをして若いうちにどんどん剪定をすれば、普通の何ていうのですかトリマーでもですね、刈れるようになると思えますので、そこ辺りはもうシルバーとか環境美化作業員が対応できないぐらいの大きさになっているのではないかなというふうに思います。

これらは業者のほうにもちょっとお願いをしながら、相談しながらですね、場所によっては検討を進めてまいりたいと思います。

ただですね業者のほうも、実は町道の植栽の管理をされておりますが、その職人がいなくて探していらっしゃるというふうな状況も現実ではございます。

ですからなかなかそこあたりのですね、作業者が現にもう少なくなっているというのがありますので、業者とのですね話をうまく進めながら、あるいはほかの方法でもそういった作業できる方を探してでもですね、できるだけ台刈りしながら、あとの維持管理がしやすいほうに進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

町長おっしゃるように、ツツジは町の花になってるかと思えますので、そうそうできませんけども。おっしゃるとおりもう短くして、そして早め早めに剪定しやすい状況ですということも一つの方法かと思えますので、ぜひお願いしたいと思えますが。

ただですねもう一つはですね、この中で50メートルばかりずっともうツツジが続いているわけですね。そしたら愛護団体として作業する場合に入り先がないのですよ。ずっと先のほうまで行って

からまた戻ってこなきやいかんと。

そういうこともありますので、間を2、3メートルぐらいでもう完全に空けてもらう。そして安全のためには柵は必要ですけども、そういったことで作業をしやすい状況をつくっていただければと思いますけど、そのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

先ほど言われた愛護団体が作業しやすいようにということで、もうずっと500メートルぐらいですねツツジが植わっている状況でございますので、そのあたりは現地の確認をさせていただき、そのあたりの作業しやすいような状況で、間隔で開けるような状況も現場を確認しながら、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

この画面は再舗装されて1、2年目に発生した雑草ですけど、こちらの雑草についても、早め早めの管理をお願いしたいと思います。場合によっては除草剤なんかもいかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

舗装からですね雑草が出てきている状況でございます。場所によってはですねそういう除草剤というものもあると思いますけど、そのあたりについてはそれが適切であるかどうかですね、研究をさせていただいて、進めさせていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

桜のオーナーにつきましては、10件前後の応募が毎年あっているということでございますけども、あと200本ぐらいあるわけですがいつまでに達成をされるか。

別としましてですね、広報紙でPRしてあるのは私も存じております。ただ、これでいけば10年ぐらいでしたら後に200本として、もう20年も幾らもかかるということでございますので、例えば人生の節目、節目である誕生記念。住民福祉課は受付られるはずですから、それとか入学記念、成人記念、退職記念。こういったときにぜひ応募してもらうような方策として、パンフレットでも入れてもらえばどうかと思うんですけどもいかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

本当ですねオーナー制度、今例年10件程度ですね応募いただいておりますけども、議員おっしゃるとおりそういう記念の植樹という状況になりますので、その誕生記念、入学記念、成人記念、今は20歳の集いというかたちでありますけども、退職記念という状況で。まずはその分はですね、ちょっと参考にさせていただきたいなと思います。

誕生記念につきましては戸籍等で、そのあたりの周知が図れると思いますので、そのあたりは検討させていただければと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

桜づつみはですね住民のレクリエーション、健康づくりの場としても大変大切な場でありまして、また最近はですね結構町外からお見えでございます。もう観光施設としても大きな価値を持っているかと思っておりますので、経費はかかるかもしれませんが継続的に整備を行っていただきたいと、このように思います。

最後になりましたけども役場の現新館。この建物でございますが、さっき答弁は聞いておりますので、その中で再利用の中で、まず構造としてはもうなるべく細切れをしないと。細かく部屋をつくらぬというふうな方針にしたほうがいいと思うのですがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

職員の検討委員会などで話し合っておりますが、パターンをつくってですね、こちらのほうで。オープンフロア。それで周りの端っこのほうにブースをつくるなどですね、検診をするならですね。それが適切か適切じゃないとか、そこあたりを検討している段階で、細切れにはしないような感じで考えております以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

可動式のカーテンですかね、ドアですかね。そういったものをつくってすれば支障ないかと思っておりますので、そういった方向で計画してもらいまして。

そして場合によってはですね昨日同僚議員から質問がありました災害時の避難所としての役割ですね。これも持てるようにと思うのですが、このあたりは結構たくさん住んでおられますし、高齢化の方なんかはもうシニアカーでもう来られるような場所ですので、そのあたりも考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

基本的には避難所は昨日も申し上げたとおり総合文化会館、改善センター、勤労福祉会館ですかね。そういうことになっております。

それで何て言うのですかね。やはり議員おっしゃるように、もうどうしても大災害で近くに来ないといけないときとかは、そこは対応していかなければいけないと思っておりますが、ここは防災の拠点ということになっておりますので、基本はそういうことで認識していただきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君） 終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、12番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は8番 城後光議員。

○8番（城後 光君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従いまして一般質問を始めます。

1. イノシシなどの害獣被害抑制策について

今年度、イノシシなどの有害駆除頭数は昨年度実績を上回る勢いです。

ワイヤーメッシュについても張り替えの時期を迎えていますが、耕作放棄地が増加し、害獣からの安全確保にも有害駆除だけではない総合的な対策が急務であると考えます。そこで質問です。

（1）非農地における害獣対策の検討状況はどうなっていますでしょうか。

（2）既設ワイヤーメッシュの更新と新規架設地域の現状及び選定基準はどうなっていますでしょうか。

2. 町外から移住する高校生及び就労者への移住支援について

令和3年度から町の波佐見高校支援が行われ、入学希望者の増加など一定の成果が得られていられています。

来年度、遠地の中学校からの入学希望者も見込まれていて、寄宿寮などのニーズはさらに高まっています。

また、町内事業者への新規就労者採用に際して、居住地の確保は大きな課題であります。そこで質問です。

（1）町内事業者への新規就労者及び波佐見高校生のために、寄宿施設を整備する考えはないでしょうか。

（2）寄宿生支援及び町内事業者との連携などを担う、波佐見高校と町との関係を強化するための地域おこし協力隊などの採用は考えられないでしょうか。

3. 小中学校におけるタブレットの活用状況について

G I G Aスクール構想により、小中学校にて1人1台のタブレット配付が行われ、様々な授業に加えて家庭学習においても広範囲に活用されています。そこで質問です。

（1）学校の授業及び家庭学習におけるタブレットの使用状況はどうなっていますでしょうか。

(2) タブレット依存にならないための対策は行っていますでしょうか。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

8番 城後光議員の御質問についてお答えをいたします。

1. イノシシなどの害獣被害抑制策について

今年度イノシシなどの有害駆除頭数は昨年度実績を上回る勢いであると。害獣からの安全確保のためにも有害駆除だけではない総合的な対策が急務である。

そこで(1) 非農地における害獣対策の検討状況はとのお尋ねですが、現在本町で実施している対策は、農地と農作物を守るためのワイヤーメッシュ柵の設置のほか、年間を通した猟友会による有害鳥獣に限定した捕獲を実施しているところでございます。議員お尋ねの非農地における対策については、山林や原野での捕獲は実施していただいているところでありますが、それ以外では特に実施していないのが現状であります。

なお今まで地域全体を囲うように設置されていたワイヤーメッシュ柵については、今後農地のみを囲む設置方法へと変わることから、農地以外での被害も出てくる場合もありますので、安全確保のためにも関係機関と連携し対応策を検討したいと思っています。

(2) 既設ワイヤーメッシュの更新と新設架設地域の現状及び選定基準はとのお尋ねですが、現在設置されているワイヤーメッシュ柵は、平成19年度から現在まで有害鳥獣被害の発生した地域に設置されてきたもので、その耐用年数は14年と規定されています。

そのようなことから、設置から14年を経過したものについて順次更新していくこととなります。また新設仮設地域ではワイヤーメッシュ柵を設置したことで、一部に不便さを感じられるものの被害がなくなった状況となっています。なお新設の選定基準としては、メッシュ柵で囲む農地の区域に受益者である農家が3戸以上あることを条件としています。

2. 町外から移住する高校生及び就労者への居住支援について

来年度、遠地の中学校からの入学希望者も見込まれ、寄宿寮などのニーズはさらに高まっていると。

また、町内事業者への新規就労者採用に際して、居住地の確保は大きな課題であると。

そこで(1) 町内事業者への新規就労者及び波佐見高校生のために、寄宿施設を整備する考えはないかとのお尋ねですが、人口減少問題は全国的なものであり、それは本町においても非常に重要な問題で町外から転入してこられる方を増やすということは、この問題の解決に向けた取り組みの一つと考えております。

町内事業者への新規就労者及び波佐見高校生のために、寄宿舎施設を整備する考えはないかとのお尋ねですが、新たに転入してこられる上で居住地の確保も大切な要件であり、町では昨年度波佐見高校の存続が地域の活性化に寄与することはもとより、窯業界の人材確保や、将来的な関係人口、

移住定住者の増加につながることを期待し、波佐見高校支援を開始しました。

その一環として生徒の寄宿寮として土地及び建物を取得したところであり、現時点で新規就労者向けも含め、新たな寄宿施設の整備というのは難しいと考えております。ハード面の整備は現状厳しい状況にありますが、一方でソフト面の支援策として新たに町内に転入し、就業した場合の民間賃貸住宅の家賃の一部を支援するI J Uターン奨励金の制度を設けており今年度も現在10件の申請がっております。

また波佐見高校生生徒確保支援メニューとして、通学困難者家賃等補助を実施しており、こちらについても今年度上半期として34件の申請がっております。

引き続きこれらの事業を継続していきますとともに、今後の状況を見ながら対応を検討してまいります。

(2) 寄宿生支援及び町内事業者との連携などを担う波佐見高校と町との関係を強化するための地域おこし協力隊などの採用は考えられないかとお尋ねですが、地域おこし協力隊は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援など地域協力活動を行いながら、その他地域への定住、定着を図る取り組みです。

本町でも平成26年度から、現在活動中の1名を含めこれまで7名が観光振興、農業振興などに従事し活躍をしていただいております。

その中で、寄宿生支援など波佐見高校関係で地域おこし協力隊などの採用が考えられないかとお尋ねですが、五島市奈留島にあります県立奈留高校が、離島留学制度を導入したことに伴い、離島留学生の寮の運営などにあたるために令和3年から地域おこし協力隊を採用しています。

内容は寮の運営のほか、地元小中学生を対象とした学習支援、地域交通活動などをミッションとしているようですが、寮の運営に関しては夜勤もあり現在は地域おこし協力隊員が当初の数に達していないなど、隊員の確保も含め課題があるとお聞きしております。

このような事例からハードルが高い部分も多いと考えておりますが、今後関係者のお話も伺いながら研究検討してまいりたいと考えております。

3. 小中学校におけるタブレットの活用状況については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

3. 小中学校におけるタブレットの活用状況について

G I G Aスクール構想により小中学校にて1人1台のタブレット配付が行われ、様々な事業に加えて家庭学習においても広範囲に活用されている。

(1) 学校の授業及び家庭学習におけるタブレットの使用状況は。というお尋ねでございますが、授業においてはインターネットを使っての調べ学習、音楽ソフトを使っての作曲やリズム奏、ジャムボードを活用したグループ活動、図工における相互評価、スライドを活用したプレゼン学習、各

種アンケートでの活用など様々な場面での活用がなされており確実に技能が向上しております。

またタイピングの練習やタイピングテストの実施により、子供たちのタイピング能力が非常に向上しているという報告もあっております。家庭ではeライブラリの導入により、子供たちの習熟度に応じた学習ができるようになり、今後子供たちの学力向上につながっていくものと期待をしております。

(2) タブレット依存にならないための対策は行っているかとお尋ねでございますが、学校内では担任の管理下ということもあり、依存しているということは見受けられませんが、家庭に持ち帰った場合には、YouTubeやゲームに使っているとの報告もあっており、タブレット使用時間について小学校は夜9時まで、中学校においては夜10時までとルールを決めるなど、タブレットの使用目的や使い方の指導は行っております。

これについては、早急に家庭を含めてのルールの確認や再徹底を図っていく必要があると認識をしております。以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

まずですね害獣被害抑制策についてお伺いします。まずですね質問の項目で上げたのですが、まず実績をお伺いしたいのですが。イノシシ、アナグマ、アライグマ昨年と一昨年と分かればいいんですけど今年の捕獲状況はどういうかたちになってますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

有害鳥獣の捕獲実績でございますけども、令和4年12月8日現在で報告があったものになります。

イノシシの成獣428頭、それから幼獣395頭合計で823頭となっております。

アライグマにつきましては37頭。アナグマにつきましては68頭となっております。

なお昨年度の実績でございますけども、昨年度はイノシシ成獣403頭、イノシシ幼獣425頭、合計828棟。アライグマ47頭、アナグマ45頭となっております。

令和2年度につきましてはですねイノシシ成獣413頭、イノシシ幼獣471頭、合計884頭。アライグマ80頭、アナグマ61頭ということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今報告いただいたのを聞けばお分かりだと思っておりますけど、昨年のもう実績をイノシシの場合でも超えそうな勢いですねもう。12月もまだ始まって3分の1も経っていないのですけども、12月、1月、2月、3月まだありますので、かなり頭数増えるのではないかなと思っております。当然波がありますけども。今、昨年一昨年の数字をあげていただいておりますけど現実減ってない状況だと思います。

それで町長答弁にもありましたけれども、今後ですねワイヤーメッシュを囲っていく仕組みが、

国の鳥獣被害防止総合対策交付金の要綱が、今までは農地の周りを全体的に囲うかたちだったのですけども、今度は個別の農地を囲うかたちになるということで囲えるエリアが限定されてくるのでイノシシが、イノシシじゃなくてまあ害獣全体ですね。動き回れるエリアがどんどん広がっていく可能性があるということで、やっぱり取るだけではない対策をどうにか考えていかないと、先ほど昨日町長も答弁されたとおりに、現実ですね生活に対していろんなかたちで影響が出てくる。

交通事故で車を廃車された方とかよく聞きます。佐世保に隣接している場所、各地で事故が起きていまして、あと今年も近日中にも大きな事故があっただけでも、かなり問題になっていると思うのですよね。

そのあたりで今後ですね、住み分けとかですかね。農地であること、そうじゃないとこ住み分けということもしていかないといけないと思うのですけども、今ですね昨日からのイノシシの対策についていろんなかたちで出ているのですけども、今考えられているワイヤーメッシュ以外でどういう対策をやられているのか。もう一度確認をお願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

ワイヤーメッシュ以外となってきましたと町長答弁にもありましたとおりに、猟友会によります害虫駆除捕獲ですね。今のところはこの2つということになってまいります。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

答弁にもありましたとおりに、基本的にはもう捕獲するしか今のとこ波佐見町としてはすべがないのかなと思っています。

で、今までは猟友会の方を特に若手の方を対象に、希望者の方に東彼杵郡の有害対策協議会のほうで、ある程度専門的な見地をお持ちのハンターさんをお招きして、ここでこうやって捕る。こういうところにイノシシがいて、こうやって捕れば効果的っていう講習を行っていただきました。

昨年と一昨年度に行っていたので、参加された方で波佐見町の猟師さんいらっしゃるのですけども、今までは括り罠でなかなか捕獲できなかった方が、その講習に参加されて実績をあげられているケースもありますので、やはりそういう専門的な見地から、こういうところにやっぱりイノシシがいて、こういう対策をすればある程度防げるとか捕獲ができるっていうそういう専門的な検証とかそういうのを踏まえて、農家さんと一緒に取り組む活動が大切なんじゃないかなと思っていますけども、そのあたり農林課のほうでどう考えられてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

先ほど議員からもお話がありました研修ですね。これはここ数年若いといえますか、初めて利用される方が、猟友会のほうに入ってきていただいて、何も手だてをしていなかったというのがございましたので、そういった専門家といえますか狩猟のプロといえますかですね。そういった方を招

きして罠のかけ方、それからどういったところにかければ一番有効的に捕獲ができるかというようなことを話していただいたと思います。

そういったことを参考にしてやられた結果、このように捕獲もずっと伸びているのではないかと考えております。こういった部分につきましては有効と考えておりますので、引き続きできるだけことはやっていきたいと思っておりますけども。

そのほかとなりますとまだまだこう、我々もちょっと勉強不足なところがありますので、情報を収集しながら何かいい手だてがないか、検討研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今昨日の答弁でもあったのですが、例えばドローンを使って赤外線を使ってイノシシがいる場所を探すとか、あとはですね県の主導で行われているのですがアプリを農林、狩猟者の方に配布をされて、それで捕れた場所を捕獲の時点で通知をして、それを後ほどですね地図上で見て、ここで捕れているからここが効果的になるとか。

そのあたりも実証がされていると伺っているのですが、そのあたりは具体的に何か判断というか、情報をどういうかたちで県と連携されていたりするのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

まず捕獲アプリについてですが端末等が来ておりますが、設定のほうにちょっと時間がかかっているということでまだ猟友会のほうで実際に使ってはいないと思っておりますけども、今後早急に使えるようなかたちをとっていききたいと思っております。

議員がおっしゃったとおりですね捕獲情報がデータ化されていきますので、一目瞭然となろうかと思っておりますので、そのあたりについては急いでできるようにやっていきたいと思っております。

また昨日もお話しましたドローンですが、これは以前、他の議員さんからですね、導入したらどうかということでお伺いしておりましたけども、その当時の赤外線カメラにつきましては、画像がちょっとあまりよくないということでAI等を使って特定をさせなければならないというのがありましたので非常に高価なものでした。今回導入しましたドローンにつきましてはですね、作物の生育状況を確認する目的で入れていたわけですが、入れましたカメラに赤外線のほうがついていて、その分をちょっと見てみましたところですね、非常に鮮明に写っております。

これは同じドローンで今長崎市のほうで鹿の対策で使われているようでございましたので、長崎市さんのちょっと実績を見ながらですね、こちらのほうもいいところで使えないかなというふうで検討をしてまいりたいと思っておりますけども、何分まだドローンを入れたばかりでございますので、そのオペレーターが早く、1日も早く慣れるようにちょっとフライトの実施といたしますか。勉強をさせていきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

当然ですねドローンとか新しい技術を使っていくと、やっぱり使われる方がそういうふう慣れないといろんなことできていかないと思うので、ぜひ職員さんだけでは足りないと思いますし、協力される機関とか団体の方と一緒に、そういうのも研究していただいて、少しでも効率的に害獣が捕獲できて、なおかつ被害が防げる環境ができれば農家さんだけでなく町民の皆さんにとっても安心できる内容になると思いますのでぜひ進めていただきたいなと思います。

特に村木地区とか昨年にも地区別に捕獲の頭数聞いたのですが、かなり多いエリアというのがありますので、あとはその田別当の地区とかですね。かなり多いエリアというのがありますので、そういうところが少しでも効率的に捕獲できれば全体の頭数というのも抑えていけるのかなと思いますので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

それからですね先ほど講習のお話を、研修のお話をさせていただいたのですが、その先生ともちょっとお話をする機会があったのですが、やはりですね狩猟される方だけではなかなか防げないと。やっぱり農家さんとか協力をさせていただいて、よく言われるのがイノシシとかが来そうなところに耕作放棄地があると、どうしてもそこへ降りてきやすい。で、そういうところを囲って来ないようにして、逆にもうある程度荒らされて仕方ないというところはもうそっちに誘導するとかですね。農家さんもやっぱりそのあたりイノシシの特性とか、いろんな害獣の特性を分かって作物を作付けされたりすると、被害が防げるというお話をその先生もおっしゃっていましたので、もしですねその研修とかを行うにあたっては狩猟される方以外も農家さん等も含めてですね、何か学ぶ場所というのは昨日町長もおっしゃいましたが、農家さんに狩猟免許取る機会を増やしたりという話もありましたので、ぜひ多分畑とか田んぼとか収穫間際にやられてもう作りたくないとおっしゃる農家さんも私直接何度もお会いしましたが、そういう方を減らすためにも広く知識を知っていただいてですね、被害を防ぐ活動をぜひ農林課だけじゃなくて、いろんな課含めて検討していただきたいと思うのですがそのあたりどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

イノシシが出てくる条件といいますか、被害を及ぼす条件の中にはですね先ほど申されました耕作放棄地、それから収穫されない果樹ですね。作りっ放しとかですね。それから家庭から出たですね残渣、野菜くず等を畑に撒かれるとか、空き地に撒かれるというようなもので有害鳥獣であるイノシシ、アナグマ等ですね、山のほうから誘引してしまうというような状況がございますので、こういったところも改善していくようなかたちでまずは住民の皆さんといいますか、いわゆる町民の皆さん。それから、主として農家の皆さんにですね、周知を何らかのかたちでやっていってですね、捕るだけが有害鳥獣での被害の対策ではないということも伺っております。

山から出てこないようなかたちをとるといようなこともございますので、そういった部分も広く周知できればなと思っておりますが、そういったところで今後検討させていただきたいと思いま

す。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それから今も制度はありますけど、捕獲隊ですね。狩猟免許を持たれていなくて。狩猟免許を持たれている方と協力関係を持ってですね、箱罠の管理をされたりして捕獲に協力されて、捕れたらその狩猟免許を持たれている方が行くという捕獲隊の制度があるのですが、いま一度ですね、そのあたりの活用というのもぜひ考えていただきたいと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

本町にはですね現在捕獲隊4チーム組織されておまして、猟友会の狩猟免許を持っている方4人に対してほかに10数名の方が協力していただいているわけですが、協力されている方は地域の方、農家の方もいらっしゃいますので。

こういった各地域に狩猟免許をお持ちの方がいらっしゃれば、その方を中心としてこういった、チームをつくって、共同して捕獲にあっていくというようなことは有効な手段ではないかと思っておりますので、そういったところも狩猟免許持ちの方ともですね協議をしながら進めていければなと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後光君）

それからちょっと確認のために改めてお伺いするのですが、昨日町長がぜひ捕獲、狩猟免許を持たれている方高齢化が進んでいるので、新しく今後狩猟免許とか取ろうとする方にちょっと支援を考えたいというお話されていたのですが、具体的に何かこう今後ですね、そういうのを検討していくというのは考えられますか。具体的に。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

昨日町長の答弁の中で狩猟免許取得に補助金をということですが、今現在も実は補助金は出ております。そこをどのようなかたちで、もうちょっと手厚くするものか。

そのほかにも狩猟免許を取った後、更新の分はちょっと出ているわけですが、自分の罠を買ったりですね、個人で買ったりした部分について何らかの補助ができるかどうかというところで、その狩猟免許を取る云々ではなく、狩猟を続けていけるようなかたちをとっていけるようなところで、補助ができないかということで検討させていただければと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

実は私は先日ですね東彼杵のある猟友会の会があったので、そこに出させていただいたのですけ

ど、東彼杵町はかなりやっぱ多いのでイノシシとかもですね。もっと頑張って捕ってもらうために、捕獲報奨金を上乘せしようかみたいなことを役場の方もおっしゃっていましたので、別にそこと比べてどうこうじゃないですけど、やはりこれだけたくさんの捕獲が発生していますので、少しでも新しく狩猟者の方が捕っていただけるような環境というのは、いろんなかたちで支援を検討していただければと思います。

では次に行きたいのですが、波佐見高校の支援について。まず今担当課のほうで確認いただいていると、令和5年度の波佐見高校の入学希望者はどういう状況かというのを把握されていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先日11月1日時点での波佐見高校への希望者、県の調べでは、今年度来年度の入学希望として今75名いらっしゃるということで把握しております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

いろんなかたちで町の支援策とかオープンスクールで告知がされている結果だと思うのですが、現実ですね、志願者が数字は当然県立高校ですので今からまだまだ変動があると思うので具体的になかなか難しいと思うのですが。その中でも例えば野球部とか美術工芸科だったらですね、もう少し具体的に数字とか分かったりするかなと思うのですが、そのあたり何か情報は持たれていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほどの75名のうち美術工芸科を希望されているのは15名というようになっておりまして、野球部に関してはお聞きした範囲では30名近くになるのではないかと、トータルですね。入部を希望される方、入部予定者も含め30名以上になるのではないかと、というふうにお聞きしています。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

そうですねおっしゃるとおりですね、かなり今回来年度入学を希望される野球部とか美術工芸科の方も、恐らく現状では昨年に比べてもかなり興味を示されている中学生の方多いのかなというふうな感じです。

当然波佐見高校へ波佐見町としていろんなかたちで支援をしていただいている部分が、結果として何らかのかたちで影響を与えているのではないかなと思っています。

それで先ほどですね答弁いただいたとおり30名ですね、野球部で非常に入学希望者がいらっしゃるということなのですが、仮に全部入った場合に、聞いているところによると近隣の方よりも遠くから来られる方が多いというように聞いています。

今波佐見高校の野球部が入る寮というのが2つあり、学年で言うと収容の可能な人数が大体10人ぐらいというように伺っています。なので、それ現状でいうと入れない状況なのですが、そのあたりはやっぱり高校の関係者の方にとっても、ちょっとどうしたものかなというふうにお話をされてきました。

物理的にはですね何らかのかたちで取り急ぎはどうかできるにしても、やはり寮の問題というのは、かなり1、2年問題になってくるというふうには伺っています。

今回質問させていただいた中で高校の関係者の方とお話をしているのですが、建物は波佐見高校周辺に何らかのかたちで、温泉地ですので使われない施設とかそのあたりはどうにかなる可能性があるにしても、寮を監督する人員がなかなかちょっとすぐには見つけられないということでお話をいただいています。

そのあたりを、町として何かのかたちで支援をするという考えはないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほど町長が答弁しましたとおり、地域おこし協力隊を活用して実際五島の奈留のほうで令和3年度から始めまして、地域おこし協力隊を4名採用されて事業を進められたそうなのですが、今その協力隊の出入りが激しくて現在はもう1名辞められて3名。

ただ当初に採用した4名の方全員もういらっしゃらない状態で、今3名ということでお聞きしていますので、なかなかそういう寮監的な業務とあと地域おこし協力隊の4名だけで回すとなると、そういう労働基準的なところでも違反的なものにあたるので、そこにやっぱり地元の方も含めて回してらっしゃるというような現状もあるようですので、そこあたりも含めて地域おこし協力隊のみならずいろんなやり方というのはあるかと思うのですが、そこはちょっと今後検討、研究させていただければというふうに思っています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

当然ですね、かなり寮監さんというかですね。高校生を監督する立場というのは難しいと思うのですね。特に野球部などのある程度血気盛んな世代の子供たちを管理していくというのが、やはりいろんな問題が発生する可能性もありますし、精神的な面とか、あとは体力的にもいろんなかたちで大変だと思うので、すぐやっぱり難しいとは思いますが。

ただですね地域の方今まで本当に献身的なかたちで寮を運営されて来た方もいらっしゃいますので、今はもうやめられた方も近くにいらっしゃいますので。

その辺りの方のご協力を得ながらですね、何かのかたちで地域の方とあわせて、せっかく入学希望者がいらっしゃる状況ですので、寮とかですね寄宿の仕組みがうまく進むような支援をぜひ町としても積極的に考えていただきたいなと思います。

本来というか、その目指すべき姿は波佐見高校を支援していただくNPOが出来上がっています

ので、そちらで運営ができれば一番いいかたちだと思うのですが、やはりそこを運営されるにしてもなかなかそのかたちが出来上がるまでにはやっぱり大変だと思いますので、つなぎ止めの部分でもぜひ波佐見高校といろいろ協議していただいて、町の支援がいろんなかたちでうまくいって、高校生がぜひ波佐見町に就職していただくようなかたちで何か協力隊に関わらず半官半民的な、人材交流というかそのあたりもぜひ検討していただきたいと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

波佐見高校支援を本格的に今年度から始めまして、そうやって入学希望をされる方でなど、オープンスクールの数も増えているというふうにお聞きしていますので、1年目で成果があらわれてきているのかなというふうに思いますので、そこあたりも状況を見ながら追加の支援とか、そういうことが必要かどうかも含めて、皆さんとお話を進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

それからですね、ぜひ高校支援だけじゃなくて考えていただきたいのが。前回の一般質問とかでも同僚議員もおっしゃっていましたが、佐賀県は県外から入学する枠というのがなくなりました。今回ですね波佐見高校の先生とかにお話を聞くと、波佐見中学校で有田工業高校の野球部に入られる方というのがかなり多いみたいです。

ていうのはやっぱり甲子園も出ましたし野球も非常に盛んなので。やっぱり入りやすくなれば当然そういうかたちで行きますよね。となると、やはり今後も波佐見、長崎県の仕組みとして県外からどういうかたちで受け入れるかは県の問題なのですが、ただやっぱりその来ようと思っても、例えば寮の問題とか住まいの問題で来られない入学生がいるというのはもったいないことなので、そのあたりはぜひ長期的に見て何らかの支援を考えていただきたいと思うのですが。

今ですね答弁にもありましたとおり高校に入るのにあたって家賃の補助とかいろんなかたちで支援していただいていますけども、やっぱり高校の先生が入学希望の方に伝えたいという中で、寮があるとか言えるか言えないかでやっぱりすごく大きいとおっしゃったのですよね。

なので、例えばですよ。町営住宅の借りるときに波佐見高校に入る子供がいれば何か優遇するとか。そのあたりの考えというのは持てないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

町営住宅の活用というところだと思うのですが、町営住宅というのは基本的に公営住宅法に基づいて低所得者など、生活困窮される方が健康的で文化的な生活を営んでいただくためとして、国の補助を受けて建設したものとなっておりますので、本来入居対象者になるべき方の入居を阻害してはいけないということが第一とされていますので、そこあたりは例外として条例等の災害で住

宅を失った方とかは公募せずに入居できるというような規定はあるのですが、まずは町民の方も含めて広く公募した上で入居していただくことが前提となっております。

実際今年度、波佐見高校に入学された方で親御さんと一緒に町営住宅に入居された方もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、タイミングが合えば公募の時点で応募していただければ、審査等を含め入居することは可能ですので、そういう方も全く町営住宅の入居を阻害するというわけではありませんので、そのあたりも含めてご検討いただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今ちょっと私は町営住宅に関して言ったのですが、例えばなのですが別にそれができる、できないは置いてですね。教職員住宅で例えば一戸空きがあれば、そこを3年間は何か使えるとか。

何かこう例外的にもですね、要するに、波佐見高校の先生がおっしゃったのは何か入れる場所があるというのを1戸、1部屋確保してもらっただけでもPRになるというのをおっしゃっていたので、現実できる、できないはあると思うのですが、ぜひ公共財産を有効活用する意味でもですね。今どうこうじゃないのですが、いろんな意味で検討していただきたいなと思います。

それからですね私高校に限らず町内事業者に、新規就労の支援ということでテーマを設定させていただいたのですが、ちょっとですね家賃について考えたいのですが。鳩マークと言って全国宅地建物取引業業界連合会、要するに、不動産の大体の業者が入られている組合のサイトで、多分そこに登録されている不動産だけだと思うのですが、家賃相場というのを調べたのですが、一応波佐見町の1LDKが4万8,000円という相場がありました。

これが武雄だと5万円、嬉野だと4万3,000、佐世保だと4万6,300円。やっぱりちょっと高めなのですね。皆さん言われることなのですけど。

例えば武雄とか嬉野とか佐世保と比べて、所得の基準が高いかというところじゃないと思うのですよ。波佐見町のほうが給料でいうとやっぱり払い切れない企業さんのほうが多く、大きな企業さんのほうが少ないので。その間、せつかく焼き物関係で新しく波佐見町に来ようと思っても、家賃が高いので諦めてほかに行くという事例はやっぱり多いのではないかなと思うのですよ。

その意味でIJUターンの制度で家賃支援を行っていただくというのは非常に有効な仕組みだと思うのですが、町内事業者で例えば社員寮とか持てる規模の事業者さん非常に少ないと思うので、やっぱり現実恒常的に、ある程度家賃を抑えて住めるような場所というのはやっぱりどうしても必要になってくるのではないかなと思うのですが、そのあたりは何か今まで業界団体とかそのあたりからいろいろ問題提起等が出されたりすることはありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど言われたような件は、常々業界団体のほうからいろいろ会合の度にそういう話は聞きおよ

びます。

ただですね、まず考えていただかないといけないのは、福利厚生としてまず会社が住居手当を出すような月給をやっているのか。自分の従業員に対して住居手当を出すような環境を、まず考えていただかないといけないのではないかなと思う点が一つとですね、今の企画財政課のほうで1年間に限っては、月5,000円の12回分で6万円の助成というのはIターン者に限って今制度があります。

これを何年やるのだっていう話になりますよね。ランニングコストをずっとやるわけにいかない。それで、そこに来たらね5年も10年というわけにはいかないで、そういうところのちょっとバランスを考えながら、そういう制度ができるのか、できないのかですねもう少しやっぱり業界ともヒアリングが必要かなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

当然恒常的に町が財政出動して家賃を補填するというのは現実的にはないので、そこはなかなか難しいのは分かっています。

ただですねちょっと考えていただきたいのが、長崎キャノンさんが2010年に操業開始されて、大体もうすぐ15年ぐらいたつわけですね。その当時かなりアパートとか増えています。そろそろ更新をしていかれるタイミングなのかなと思っておりますので、例えばその更新されるタイミングで、新しく建てるアパートに比べれば更新に関しては費用手を入れればそこまでお金かからないと思うので、新しい建物を建てるのではなくてですね。

何かそこで例えば町内事業者を優先的に受け入れる意思があるところには更新の補助をすとか何かしら、そうですね例えばその町内事業者さんが入りやすい環境をつくるという努力は、町として側面的な支援ができるのが、町長おっしゃるとおり移住者を増やすという対策になれば、あとは空き家を減らすという意味でも何か効果的になればそのあたりもちょっと検討していただきたいと思うのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

人口減少対策の一つとして、どういう手法がいいのか町の財政等もありますので今後、今議員がおっしゃったようなことも含めて、検討というか我々も考えられることは考えたいと思います。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

一緒くたに行くものじゃないと思うのですが、いろんなかたちで移住してこられる方を支援する仕組みというのは考えていただきたいなと思います。

最後に小中学校のタブレットの状況についてお伺いするのですが、まず伺いたいの、インターネットとかゲームとか依存する環境というのがやっぱりどうしても1人1台タブレットを持たせる環境になると、そういうのは依存してしまう可能性というのは増えてくると思うのですが、

そのあたりの調査とかアンケートとかそのあたりは、何か実際やられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレットを一斉に使用始めてからの調査ということはまだ行っておりません。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

まだ具体的に教育委員会の担当として行われてないということなのですが、実は長崎県と県教委で協議して、県内の小中学校に在籍している小中学校4年生から高校3年生までの5,012名に県で、令和2年の一昨年頃にアンケートを子供たちに対してされています。

これで答えられているのが佐世保市を中心とする近隣の市町が回答者になっていまして、波佐見中央小学校も波佐見中学校の生徒さんも回答しています。

そのアンケートがちょっと出ていまして、これはですね当然タブレットだけじゃないですね。自宅の環境も含めてなのですけど、いろんなかたちでゲームの使用の実態調査を行われていまして、その中であったのが、全体の子供の回答数が5,012名に対して490名の11%が、インターネットに依存する可能性がある、というふうに答えられています。

アンケートの実施した割合の中で10.52%が波佐見町の児童生徒なのですよ。となれば1割、数でいうとあれなのですけど。現実ですね1割ぐらいいはいてもおかしくないと思うのですよ。この結果から見てもですね。

となるとやっぱり何かしらのですね、そういうことにならないような対策というのは必要になってくるんじゃないかなと思っています。

それですまず確認なのですけど、今各小学校中学校でタブレットの持ち帰りとか、そのあたりのルールというのは統一されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

昨年度に統一したものを小中学生、保護者向けに配布をしております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

統一したものを配付されているということなのですが、実際に学校で持ち帰っていい、悪いというのは、私聞くとところによると学校によって何か状況違うみたいに聞いているのですけど、今現実はどういう感じで指導されているのですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員お説のとおり学校によりとか、あるいは教科内容によってやっぱり持ち帰りについてかなり持ち帰りを進めている学校もあれば、あるいは担任もおれば、そういう差はあるのだろうというこ

とを私たちも把握をしておりますので、それについてこれは昨日も答弁しましたけれど、月1回開催をしておりますICT活用推進の中で、ICT支援を含めたかたちで、今後研修的なもの。先生方のスキルアップももちろんですし、意欲付けあるいは子供たちのスキルアップも含めた研修等々も行いながら、できるだけ統一ができたものが取り組めばいいなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

あとですね、これ先ほど10%が依存する可能性があるというようにお話ししたのですが、なかなか個別の先生が、各個人の生徒たちのタブレットを使っている状況を見るのは大変だと思うのですが。データとかでこの端末が何時間使っているとか、そのあたりは把握できたりするものでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

お説のとおり家庭での状況については把握できるようにはしております。

先ほど県のほうのゲームのこと。先ほど議員のほうからお話があったものですから、この休憩時間のほうで確認をしました。これにつきましては県教委の体育保健課のほうが行っておりまして、教育委員会のほうはその案内のみが行われていて、調査内容は全て個人、正直な回答ができないということで内容等について一切教育委員会、学校には知らせないという約束の中で子供たちの実態調査を行われております。

その回収結果についても私たちのほうには送られてきておりませんでしたので、十分な把握ができておりませんでしたけど、中央小学校と中学校が対象ということでやっておられます。

ただ今議員のほうから10%強のゲームの状況があるということで、あわせて小学校の校長のほうに全国学力学習状況調査におけるゲームの状況も確認しましたが、大体ほぼ同じような状況でしたので、もっと言えば、調査対象は1時間、1時間なのですけど、総計して1時間から3時間平日にゲームをしているということになると、もう5割の子供たちがやっているという現状がありますので、このことはかなり大きな課題といたしますか。学校だけの課題ではなくてお家での課題ということがあるかなと思いますし。先ほどのゲームの調査結果の一番ショッキングだったまとめの部分に、小学校に入学する前にこのゲームを始めている子供たちがほとんどであるという。

8割から9割はもう小学校に入る前からということで、それは保護者の様子を見て、そこが一番の最初のモデルになったということが書かれていたものがありましたので、小学校に入る前にこのSNSとかですね。

ネットの使い方っていうことは今後、研修の中身に入っていくのだろうなということにショックを受けながら、改めてそういうふうな時代なのだということを改めて痛感しております。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

そうですね。もうそれ言おうかなと思ったのですが、教育長が答えていただいたので。私の家も4歳と3歳の子供がいるのですが、タブレットもうやっぱり生まれたときからですね、タブレットが見える環境になるともう自然に覚えてしまうのですよね。そういうのが当たり前なので。

私の家でもやっぱり時間を決めてやりなさいというかたちで指導しているのですが、やっぱりそうやって親、保護者の対応というのが大事になってくると思うので、今後これ以上に増して保護者から子供たちに対する教育というのを、今教育長がおっしゃったとおりですね未就学児も大事だと思うのですよ。もう学校に入る前にタブレットに慣らしてしまっただけで、この親が楽だからというかたちになってずっと与えてしまったら元も子もないので、そのあたりの対応もぜひ保育園とか保護者さんとかも、こども園とかそのあたりも含めて教育委員会とか関係する子ども・健康保険課さんとも協議しながら、保護者に対してですね、そういうタブレット依存にならないような指導をぜひしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

もうお説のとおり改めて私たちもこの危機感といいますか、危機な状況について実態が分かりましたので、関係機関と共有をしながらですね就学前の指導ということ。

ただこれもう一つ、ここにヒントがあるなと思ったのは今城後議員もおっしゃったように、家庭内で使用のルールが話し合われていることころについては、傾向的には依存等々の症状がないということが一つのヒントかなというところかというと、改めてやっぱり家庭におけるルールというところについても、あわせて啓発をしていきたいなというふうに思っています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

すみません。私ですねこれタブレットの問題を取り上げたいなと思ったのが、私1人の小学生の保護者さんから聞いたお話で申し上げるのですが、今ですね休み時間でも、タブレットを使っていいよとやられている学校もあるみたいです。で、折り紙が好きなお子さんがいらして、ずっと折り紙をされていた。ただ周りみんなタブレットしているから、折り紙をしている子がやりにくくなって、しなくなったっていうお話を聞きました。

やっぱり子供たちも同調圧力というのはやっぱり大人と一緒にいるので、タブレットが当たり前になると、何かそういうタブレットを使わないことが何かまずいみたいになってしまうと、子供たち1人1人が自主性を伸ばす環境をタブレットのおかげで何かなくなってしまうのは元も子もないなと思うので、ぜひ当然もう1年間いろんなかたちで、教育長おっしゃったように使われるケースが増えたのですが、やっぱりそれで功罪というか。やっぱり問題になってくる部分も、徐々に明らかになっていると思いますのでいま一度、専門的なICT支援員さんとかタブレット使うほうだけでなく、今まで使ってなかった部分の価値を引き出すような仕組みというのはいま一度検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレット等々のやっばりスキル、ルール、リテラシーということにつきましてはやっばり継続的に何度もやっばり繰り返していかなくてはいけないなということを思っておりますし、その都度やっばり評価といいますか。それも置かなきゃいけないなということを思っております。

同時に一番大命題である学習の有効なツールではあるのですが、そのことによって子供たちの学力が本当に伸びているのかとか。あるいは心の教育が育っているのかという部分の大きな課題がありますから、そのバランスというのをとても大事にしないといけないということは、様々な場で確認をしあっているところでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

いろんなかたちで当然学校だけ、教育委員会だけで終わらないと思いますので、地域の人たちにもうタブレットとかいろんなかたちでサポートしていただきながらですね、今の現代にあった教育環境をつくっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は 10 番 三石孝議員。

○10番（三石 孝君）

皆さんこんにちは。最後の一般質問になりました。大変緊張しております。

通告に従いましてご質問いたします。

1. 総合文化会館について

- (1) 各会議室の利用状況と稼働率はどうか。小ホールを含んだところでございます。
- (2) 文化団体の利用の割合はどうか。
- (3) 図書館の利用状況はどうか。
- (4) 蔵書はどれぐらいか。
- (5) 学習スペースの充実はどうか。

2. 新庁舎に伴う各施設の活用について

- (1) 新庁舎における会議室はどのような計画か。

(2) 現在の教育委員会の業務は総合文化会館で行われているが、移転後はどのような利用計画があるか。

(3) 町民の団体から利用に関する提案とか要望はないか。

3. 文化活動（文化協会を含む）について

(1) 文化活動の現状はどうか。

(2) 現在の支援のあり方はどうか。

以上壇上からの質問といたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

10番 三石孝議員のご質問にお答えをいたします。まずご質問の順序と異なりますことをご了承願います。

2. 新庁舎建設に伴う各施設の活用について

(1) 新庁舎における会議室はどのような計画か、とのお尋ねですが、新庁舎の会議室については、令和2年度にオフィス環境整備コンサルティング業務において現在の使用状況の調査を行い、その結果をもとにして基本設計、実施設計を行う中で議会や議会特別委員会、町管理職職員検討委員会でも議論してまいりました。

結果1階には現在の第4会議室と同程度の会議室を配置し、入札や確定申告等ができる会議室を設けました。

また執務室と待合スペースを遮断するシャッターを設けることで、夜間、役場主催の会議や期日前投票ができるように計画しています。

職員から要望が多かった相談室も1階に3か所、2階に2か所設置しプライバシーにも考慮し防音壁を採用しています。

2階には会議室が1か所、町長室、副町長室の横には応接室を設けています。3階議会フロアには委員会室、災害対策室、会議室を並列し可動間仕切りを開閉することで、主催者の用途に応じた会議室が設けられるようにしております。

3階の会議室での自治会長会議や、毎月の朝礼などを行う予定です。また議場の床をフラットにし、移動式議席を採用することで議会が開催されていないときは会議室として利用できるように計画しています。

そのほかにも1、2階北側ミーティング、ランチルームでも職員間の会議スペースや、コロナ禍で浸透したウェブ会議ができるようなスペースも確保しております。

ほかのご質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 総合文化会館について

(1) 各会議室の利用状況と稼働率はどうか、小ホールを含む、とのお尋ねでございますが、令和3年度の数字を申し上げます。大ホール38.7%、小ホール44.1%、ロビーホワイエ11.7%。楽屋1、17.7%。楽屋2、29.5%。楽屋3、28.4%。調理実習室12.6%。研修室1、43.3%。研修室2、30.6%。研修室3、40.9%。研修室4、28.2%。クラフトルーム17.5%、情報学習室20.7%、和室1、20.0%。和室2、18.6%。和室3、18.3%となっており、文化会館全体では26.3%の稼働率でした。

(2) 文化団体の利用の割合はどうかとのお尋ねでございますが、令和3年度の文化会館使用の全ての申請件数は514件でした。そのうち本町、文化協会に所属している文化団体の申請件数は157件で、31%が文化団体の利用割合となっております。

(3) 図書館の利用状況はどうかとのお尋ねでございますが、令和3年度の数字を申しますと、貸出し冊数は1万9,417冊。貸出し人数は5,878人。県立図書館など他の図書館からの借用数は804冊となっております。

(4) 蔵書はどれくらいかとお尋ねでございますが、令和3年度末の蔵書数は4万6,337冊で、令和3年度中の購入冊数は、一般書1,191冊と児童書924冊でした。

(5) 学習スペースの拡充はどうかとのお尋ねでございますが、現在、学習スペースとして4人テーブルが5台、2人テーブルが2台あり、通常利用では全て、テーブルが埋まるという状況は見受けられませんので、学習スペースの拡充については現在考えてはおりません。

2. 新庁舎建設に伴う施設の活用について

(2) 現在の教育委員会の業務は総合文化会館内で行われているが、移転後はどのような利用計画か、とのお尋ねでございますが、教育委員会が本庁舎に移転した後の総合文化会館の会館管理については、外部団体に委託するよう計画をしております。

今こういった条件で委託するのか、検討しており9月議会で議会議決していただきました町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の利用も含めて、委託条件、方法について、現在検討している段階です。

(3) 町民の団体から利用に関する提案や要望はどうかとのお尋ねでございますが、現在のところ町民の団体からの総合文化会館の利用に関する提案や要望等はいただいておりません。

3. 文化活動（文化協会を含む）について

(1) 文化活動の現状はどうか、というお尋ねでございますが、新型コロナウイルスにより文化面を含める全ての活動がストップしました。それから3年がたち、ようやくウィズコロナでの文化活動も再開できるようになりました。

今年は3年ぶりに町民文化祭が開催できたことは喜ばしい限りです。しかしこのコロナ禍の中で、活動を終わられた文化団体もあり、コロナの影響は健康面だけではなく、文化面にも大きな影響を与えていたと実感をしております。

現在第8波の中にあると言われ、ようやく再開しつつある活動に水が差されないか心配もしてい

ますが、感染予防対策を徹底してウィズコロナ、ポストコロナでの文化活動を進めていかなければならないと思っております。

またこれまでの文化活動のほかにも、波佐見町講堂を使った若い世代の方々が企画したコンサートが開催されています。こういった新しい感覚、新しいアイデアを生かした文化活動が今後行われてくことも楽しみの一つかもしれません。これからは従来、文化活動を担われてきた世代だけではなく、若い世代もそれぞれの趣味を生かし、いろいろな文化活動を行ってもらい、多世代、多分野での文化活動も支援していければと考えております。

(2) 現在の支援のあり方はどうかとお尋ねでございますが、現在各文化団体が所属されている波佐見町文化協会に年間活動費として25万円、町民文化祭及び町民音楽祭の委託費として、54万円を交付し、文化協会の活動や文化祭、音楽祭の運営を行ってもらっています。

そのほか各文化団体においては、総合文化会館や歴史文化交流館の施設利用を半額にする減免措置を行っております。

また各文化団体から要望があれば、勉強会等を開催しており1例をあげれば波佐見史談会から要望がありました古文書講座を毎月開催しております。

文化的、芸術的に意義あると思われる諸活動に対しましては、積極的に支援を行っていきたくと考えております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

それぞれのご質問にご丁寧にお答えをいただきましてありがとうございます。

まず総合文化会館についてということになっておりますけども、今回の質問がそれぞれの項目に関連しあっておりますので、順不同になる質問をする可能性がございますので、お許しいただきたいと思っております。

最初にこの総合文化会館から教育委員会が、新庁舎に開庁の段階で移っていくということはいろんな皆さん方、お知らせの中で町民のほうも周知が徹底されているというふうに思っておりますが、この総合文化会館ですけども、最初に教育長にお聞きしたいのですけども、この施設には名前自体が「総合文化会館」という名称がつけられております。

この文化の総合とか、総合の文化というふうにも言われますけども、これはどういう意味を持つ、意味をどういうふうに持っている館としてとらえたらいいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

正しくその規定の中にどういう文言があるか私申し訳ありません。勉強はしておりませんので必要であれば後だって回答させていただきたいと思っておりますが、一般的に現状の総合文化会館の活動状況を見れば、文化面、芸術面、健康面様々な活動を行っている場所でもありますし、あるい

は学習の場合もちろんそうでしょうし、交流としての色合いも多分にあるのだらうと思いますので、様々な要素を備えた建物としての機能を果たしているものではないかなということを理解しております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

総合文化会館という名称でございますので、名前もそれなりにお考えになって、お付けになったというのは推測できる。

確かに館、施設と考えればそれだけの問題ですけども、やはりここに総合文化会館という名前をつけられたのにはそれなりの意味があるというふうに私は理解し、これからの質問を進めたいと思います。

それですね、先ほどご回答がありましたけども、この総合文化会館。コロナ禍で3年間はいろんな催物がなかなか開催できなかったということでございますが、それ以前に関しては、今回回答ございました使用率からすると、どれくらい多かったというか。今ご説明がありましたけども。

割合的にその倍以上のご使用があったと理解してよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

具体的な数字はですねまとめておりませんが、倍以上ではなかったかというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

質問の中にも小ホール。大ホールと小ホールございますけども、小ホールも含めるというふうなことで質問をあげております。小ホールについての利用についてご説明がありましたけども。

この小ホールは意外といろんなかたちの利用がされていますよね。一つには町民表彰で最近はお使いになられました。

こういう小ホールの使う中身ですね、内容等についてはどういふのがお使いになっている状況でございますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

小ホールにつきまして現在は、そういった文化活動以外にもコロナの健診であったりそういったものにも使っております。ほかに自治会長会等ですねそういった大きな会議に会場として使っております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

各種会議のほかにも研修会とかコンサート等でも利用をしております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

やはり多くの人たちが、町民も含めて利用されているということでございますね。人と人とのすね交流に大きな役目を果たしている施設だというのが分かりますし、皆さん方が集える場所として町民にとってはですね、使い勝手のいい施設であるというのが、そういう証でもあるというふうには思います。

そこでこういうふうに皆さん方が集ってですね、会議をされる。いろんな施設の中でそれぞれの会議の特徴にあわせて会議室もある。ではこの会議室を定期的にお使いになる団体というのはございますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今の定期的に使われている団体にしてはですね、そろばん教室だったり子供たちの英会話教室だったりそういったところが定期的に使われております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

その1例をあげられたと思うのですが、こういうところに文化団体の使用が定期的に行われているというのはないですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

文化団体におかれましては、定期的にそういった月の会合をされているところではですね、そういった使われているかと思えます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

それは週に何回ですか。月に何回ですかというスタイルでお使いになっていますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今ですね月ごとでございますけども、そういった文化団体の全ての文化団体の件数でございますけども、令和3年度の数字と申し上げますと4月が12件、5月が17件、6月が16件、7月が15件、8月が11件、9月が9件、10月が14件、11月は20件、12月が14件、1月が10件、2月が6件、3月が13件をあわせ157件が3年度の文化団体の利用件数でございます。

けれどもこのうち同じ団体が毎月使っているかどうかというのをちょっと確認が、申し上げますせん。取れておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

こういうふうにご利用が文化団体でも多数ございますが、そういう文化団体についてはこういう施設活動の拠点とされているところはございますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

そういった毎月、そういう会合をここでされて、そういった話合いをされているということであれば、その団体の活動拠点になっているものと思っております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

次長が答弁した以外にも、例えば健康面でいえばダンスであったりとか、ヨガ教室であったりとか、いわゆるルピナスさんが提供されるような活動であったり、あるいは英会話等々も行われていますし、史談会の活動さんも活動も行われております。

様々な文化面、健康面等々での会議研修等々が行われていると思っておりますし、週1来られるところもあれば、月2回、月1回というところもあります。

そこはそれぞれのサークル、会員のほうから申請があったときに活用するというかたちで、提供するかたちで運営をしております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

やはりやっぱり総合文化会館の町民からすれば、ものすごくありがたい施設であってですね、総合文化会館がいかにも町民から親しまれる施設であるというのが、今の答弁からも分かると思いますね。

こういういろんなかたちの団体の中で、特に文化団体含めて利用される団体、利用回数が多い団体については、資料のコピーとかいろんな段取りの中で事務所がある教育委員会のほうとしてはご協力をされているのですかね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

そういった要望がありましたらこちらのほうでコピーとか何とかをしております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

例えば史談会とか古文書等々につきましては、それぞれやっぱり専門家というのが指導者にいるものですから、歴史文化交流館のほうの学芸員を利用するなど、そういうかたちでの利用も協力もさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

お2人で回答していただきますので、大変ありがたいのですがもしもできればお1人でまとめて回答いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それではですね、そういうことでものすごく総合文化会館という名前の中においてですね、町民がこぞってですねこの文化会館を活用しながら、学校教育、社会教育、人生教育のほうをなさって

いるというのはよく分かります。

後にまたあわせてご質問をしたいのですが、次に図書館のほうの利用に移らせていただきます。

図書館のほうも先ほどおっしゃった利用があります。冊数含めたところで、蔵書を含めたところで、たくさんございますけども。

この図書館の利用なのですけども、利用率についてはということでご利用人数かれこれございますが、これは同じ人口の規模の、同じ規模の人口における図書館の利用としては多いほうなのか、少ないほうなのか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

同じ規模の図書館の利用ということでちょっとデータのものは持ち合わせておりませんが、変わらないものというように思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

利用にあたってはどの年代、どの世代の方の利用が多いのですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

利用に当たってはということで、どの年代どの世代ということでございますけども、今大体1日平均が大体10人ほどの利用ということで、ちょっと世代等のそこまでの把握はできておりませんが、1日平均が10人。

それと夏休みとか宿題をするため利用というときに、プラス10人から20人増えるというようなかたちで利用をされております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

これは平日が多いですか。やはり休日が多いですか。夏の休日なのですけど夏休みを除く1週間の中ではどうでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

平日が10人程度ということで、土曜日になればプラス10人で大体20人ぐらいで、意外と日曜日はずねそこまで増えないということで、2、3人増える程度ということで、12、3人程度の利用ということでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

それでは蔵書のほうですけども、ご回答が4万6,337冊。日本図書館の図書館協会のほうの資料によりますと、それが望まれると希望するのですけども、人口1万8,100人までの人口につきましては、1人につき3.6冊ということで、5万1,387冊。それには満たない数字ですけども、大方蔵書

についてはですね十分お揃えになっているというふうに理解します。

しかしながら町民の声からすれば、まだまだ本を増やしてほしいと。当然のことながら先ほどご説明がありましたように希望する本がなかったら県の図書館含めて、手続されてということですけど、増やす方向ではありませんか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今の議員がおっしゃいましたけど5万1,300冊ぐらいということでございましたけども、今のところ例年どおり今のペースで増やしていこうということ考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

学習スペースの件を回答いただきましたけども、現状では利用率の下限からして充実を図る考えはないということですが、学習スペースのことに言わせていただければ、そのスペース自体のあり方に何ら問題もないという理解をされているのですか。

○議長（百武辰美君）

質問の意図が分かりませんか。もう一度お願いします。三石議員。

○10番（三石 孝君）

失礼しました。学習室の利用が少ないというようなことで、今後の拡充の計画はないというふうな回答がございましたけども。図書館内の学習室と学習機の設置の仕方、すなわち本棚の真横に学習スペースの机を置いていらっしゃいます。そういう環境がベストだと思いますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

本町の現状のスペースを考えたときに、ベストであろうと思って配置をしております。

あそこを使って4人程度であったとしても、1人で学んでいる子たちも当然いるわけですし、1になってということもありますから、駐車場側と奥、向こう側というかたちのスペースを与えておりますので、現状では今の置き方で、今のスペースで十分ではないかなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

学生の利用はどうですか。多いですか、少ないですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

学生の利用につきましては、やはりそういうテストの前とかですね、そういったときは増えてくるというふうには聞いております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

要は私も何回となく足を運びましたけども、学習スペース自体が十分スペースがとられてない環境であるのではないかなというのを感じたのですね。

やはりそのもう何冊ものですね、学習機の真横に置いてあるのですね。やっぱり学習机、本棚の横にはそこで読む椅子を1つ置いてあってですね、向いている方向が学習機のほうなのです。

だから学習をやろうという静寂な環境というのがつくられていない状況があるのではないかというふうに思いましたから、そのスペースの問題を言い、学生さんの利用はどうなのかというのを今あげたのですね。

だからもう少しですね学習スペースをしっかりと確保することは、今後の図書館運営においてもプラスにはなるのではないかなというふうには思いましたから、ご質問させていただいたのですが、今後検討していただけないかなという思いで質問しました。

図書館を利用される方にお話を伺いましたけど、司書の方がいらっしゃいますよね。大変司書の方の対応がよろしいと。いろんなかたちで、ほしい本を何とか県の図書館から取り寄せていただきたいということであるなど、貸出しのとき、またお返しするときには大変利用しやすく対応していただけて助かっていますということを知りました。

当然図書館にも教育委員会として一応様子をご覧になることはあると思うのですが、何回か1日に1回ぐらいは行かれるのですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

私は1日1、2回顔を出すようにはしております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

そうですか。1日1、2回というのはやっぱり熱心ですね。

ところで、そう教育長が1日2、3回行かれるのであれば、あそこの図書館に行かれたときに何もお感じになりませんか。

○議長（百武辰美君）

もう少しこう何をどういう、もうちょっと趣旨をね。三石議員。

○10番（三石 孝君）

1日も2回ほど行かれたら、図書館の中に入られて何もお感じになりませんかというのは、私自身ちょっと息苦しく感じましたが、そういう感覚はお持ちになりませんでしたか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今ある現状の中でどう工夫をし、利用しやすいようにするのかという視点でしか見ておりませんので、確かにいろいろな建物の一番奥にあるとか、狭いとか暗いとかそういうご意見、ご感想があるのは承知しておりますけれど、今ある現状の中でということでは司書の方々4名も知恵を出し合い工夫をして、装飾などの工夫もされておりますし、レイアウト等についても研究、検討され

ておりますし、十分に働いて頂いているなということで感謝を申し上げますので。

ただ先ほどの回答等も重なってきますけれど、利用されている方々の意見なり思いなどを伺いながらですね、司書等々とも意見交換をしながらよりよい図書館運営については今後も研究、検討してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

今おっしゃった司書の方にも司書室というのが準備されております。そのほかにも書庫というのもございます。そしてあと奥のほうにも1つ部屋があります。

そこをご覧になったことありますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

図書館にお訪ねしたときにはその様子も見ておりますし、あそこにある品物等々、もちろん新聞とかあるいはそのほかの材料等を貸し出すときも、借りるときもありますので、その中身についても見学をしております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

そういうのをご覧になって何もお感じないということ自体が僕は不思議です。

カウンターの奥に司書室があります。司書室にどういう状況をご覧になって、全然問題ないようなご発言をされているのですか。

司書室、そこに机があります。その机の上に山ほど積み上げられた本がございます。書庫もそうだよ。

どこ行っても本だらけで、それは棚があってそこに本が並べてあるのは当然ですよ。

ところがお聞きしますとページが抜けたりするのを修繕しているのですよと言いますが、そういうところまでもほとんどが書庫なのですね。

この状況を見て何もお感じにならないということが、僕は不思議でならなかったので今質問しました。当然機能的にはそういう機能、今少しはあるかもしれないけど、あの状況を見て何もお感じにならないのですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大変厳しい状況であるのは分かっておりますけれど、司書と協議をそういうことについての意見交換をしていないことについて反省をします。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

やはり注意深く見ないと分からないし、そういう人たちが働く環境等考えてください。

やはりそこには、もうものすごくスペースの窮屈なスペースがあるんだよ。だからそういうのを

改善するためにも、先ほど言いました学習スペースも含めて図書館のあり方を少し考えないと。

やっぱり利用する人たちのためにやっているのですが、行った環境でやはり一生懸命働く人が接する、町民との接する方はいいのですが、その働く人たちの環境も考える。それは働き改革の一つではないですか。

それは十分含みながら図書館を、しっかりした今求められる部分を含めて充実した図書館にするためには何か知恵を出してやらないと、今のままだったら足の踏み場もないような状態でバックゾーンはなっています。

そういうことのないようなかたちで一度検討をしていただけませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

司書の4名と意見交換をし、現状の中でどういう対応、検討ができるのかということも、協議をしていきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

それではですね、新庁舎建設に伴う各施設の活用についてということで質問をしております。先ほど町長のほうからの新庁舎の会議室のお話を聞きました。

これは会議室がたくさんございまして、今の会議室不足の状況を解消するには、やはり新しい建物で解消されるのはとてもいいことですが、会議ばかりやっているわけではございませんから、そういう利用にあたって今まで総合文化会館で行われた自治会長会であったりとか、この間ございました町民表彰であったりとか、総合文化会館の小ホールで行われていた会議、イベント等についても新庁舎で行われるようなかたちでの利用を考えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

お答えいたします。3階に3部屋、会議室、災害対策室、委員会室と並んでいまして、そこを角間仕切りで仕切ったり、利用用途によって広げたりできますので、そこで、結論から言うと自治会長会議や町民表彰式はできると考えております。それで3階ですけど今度エレベーターもつきますので、そこは大丈夫と思っております以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

ということは、基本的に総合文化会館を利用して行われた会議等が、ほとんど新庁舎では開催できる可能性が出てくるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

もちろん新庁舎でも出来ますが、いろいろ状況を考えながら、考慮しながら総合文化会館でやらないといけない会議については、総合文化会館でやっていただくとか駐車場との関係もありますの

で、そこあたりは各主催者のほうで検討していただきたいと考えております以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

新庁舎建設に伴う各施設の利用についてということの質問をした中の回答で、現在の教育委員会の業務を総合文化会館内で行っているが、移転後はどのような利用計画かといったら、外部団体に委託しますよと。まあ指定管理も含めてということでご説明ありましたが。

どういう感覚と言ったら表現悪いですけども、総合文化会館自体を貸館ですね。貸出しをする会館みたいな感覚で捉えていらっしゃるのですか。この回答からするとですね。総合文化会館というその施設の、もの自体の部分で捉えた回答のような感じがしたのですけども、それに間違いないですかね。貸館。

○議長（百武辰美君）

どっちに回答を求めますか。担当ですね。はい、教育委員会のほうにお願いします。
教育長。

○教育長（森田法幸君）

現在のところは今利用をしているような状況をそのまま、委託して管理いただければありがたいなということで考えておりますが。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

今教育長はさらっとおっしゃいましたけど、今やっている状況が今度は誰が、指定管理者がやればいいというふうに思うということをおっしゃいましたけど、そうなのですかね。

先ほど一番冒頭に教育長お答えになったじゃないですか。総合文化会館というのはですねと、いうふうなお話をされましたよね。

それ果たして管理を指定管理に移すだけでその役目ができますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

いえいえ。部屋の貸出しだとか、申込みとかいうことについてはその方をお願いをするのだと思いますが、中身の運営とか、協議等について全てその方々に委託をすることは基本的にはありません。あくまでも館の管理とか施設とか貸出しとかそういう部分においての委託をしていただくことになっておりますので、文化活動だとか今私たちが行っている諸活動についての全てをその方々にお願いをするということは基本的にはありません。

それについては私たち教育委員会社会教育班が全面的に今までと同じように協力をし、ということで館の利用とか貸出し等々についてのお願いをする。

文化活動等々の運営については私ども教育委員会が積極的に関わっていくということで、ご理解いただきたいです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

多分そういうことだろうとは思っていたのですが、なかなかですね結局のところ質問の途中で申しあげましたように、やはり文化団体に関しましては特に利用回数が多い人たちに関しては、教育委員会の存在が頼りなのです。いろんなかたちで。

だからこそいろんな資料の不足とか、アドバイスも含めて頂戴したいというのが身近にあるのが、やっぱり文化団体としては支えになるわけです。

そういう意味から、いくら指定管理の方たちにそれができるかと、できないわけですよ。そういう意味で総合文化会館というのは、ここ24年間でつくり上げた大きな財産なのです。ただそれを、教育委員会が新庁舎に入るといっただけの問題じゃないということを理解してほしいのです。それが一番大事なのです。

これはホームページでこういうのがあります。波佐見町新庁舎基本設計に対する意見公募の結果発表と。ここに今までどおり総合文化会館に、教育委員会が一体となっていたほうがいいです、というご意見。

ところが回答がこういうふうなことですよ。「近年の教育委員会を取り巻く環境の変化から、今後ますます町長部局との連携が必要になってくる。」これは随所に出てきます、同じ文言が。これはどういうことかと、町民はどこ行っているのか、町民のことを考えてないのかと。この文章を読みながらちょっと腹が立ちましたよ。

それで一方で、総合文化会館の施設の利用及び管理を外部委託することで、総合文化会館の業務は従来どおり行うとあります。もう全然違う回答なのです、的外れです。こういう感覚だからですね、いろんなかたちでトラブルが起こってしまう。

やはり主人公は町民ですよ。だから、それを考えてやはり今後の総合文化会館の利用のあり方も考えていただきたい。そういうふうに思うのです。どうですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

総合文化会館のこれからの活用につきましては、現在利用されている団体利用されている方の不安を感じさせないような。あるいは現状については維持をして、ご不安、ご迷惑をかけないような維持管理を行っていくということでの回答でありますし、移転については先ほど申しましたように、これとは別の理由として関係他課との利用、共同共有の重要性があるということで移転については大きな理由としてそういうふうな考えてはおりますが、総合文化会館の利用については現状と変わらない利用者の不安を、町民の不安を抱かせないような協力、準備、体制も含めてですね、やっていくということで、ご不安を与えないような対応をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほどの議員の発言の中に、町民の利用といたしますかを無視したというようなふうな発言がござ

いましたけれども、これは決してそういうわけじゃなくて教育委員会が新庁舎に移りますのは、町民の利便性を考えてのことでございます。

特に今度国においてはこども庁も出来ませんが、例えば子供さんの転入があったりしたとき、これまでは役場で手続きを済ませた後に、教育委員会が向こうに離れた段階で、次の手続きは向こうに行ってくださいとお願いするというふうなこともしておりました。それが1か所の窓口で済むように庁舎内で済ませるということですね。

特に今までは母子福祉、母子保健、それから今度は小学校に入りますと母子家庭教育と。それぞれ3か所でしていたものが、統一されてこども庁の管轄となって一つの事務処理ができるようになります。

そうするとやはり教育委員会というのは身近にあって、すぐ相談ができるような立場、位置にないと非常に困ると。これはかえって町民の福祉に利することというふうに思いますし、決して文化会館を使うことが不自由になるということは決してないと思います。

ただ管理を業務委託なり、あるいは指定管理委託をするということでございますので、ご発言の趣旨と若干違うのかなというふうに理解をしております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

私自身はですね新庁舎に教育委員会が移転することに反対する立場で申し上げているわけではないのですが、総合文化会館が今までつくりあげた人づくりも含めて社会教育、学校教育についてそういう意義のある会館であるということを訴えたいがためにですね、今の例を出したのですよ。

町長おっしゃるのも十分分かります。当然のことだと思いますけども、総合文化会館を使ってですね、人間らしさを生かそうということで、お集まりになられる皆さん方にとって不都合性のないように対応していただきたいという趣旨でございますので、かえってその違う意味で捉えてもらおうと、私としてはちょっと心外でございますので、それをお伝えしたいと思います。

最後になりますけれどもね、平成10年3月、教育委員会が総合文化会館に配置され、この24年間教育文化の拠点として町民に愛され、町民のよりどころとして町民の支えとなってきました。それはひとえに教育委員会の存在があったからです。

なぜなら学校教育、社会教育そして人生教育の場の中心に教育委員会という組織が、必要ということを町民自身が認識しているからでございます。それは、およそ人間と人間の生活に関わることの全てを称して文化と呼び、その中に教育委員会が存在していた総合文化会館の大きな功績なのです。

このたび新庁舎建設に伴い、その教育委員会は新庁舎内に移転することが決定しています。教育委員会なき総合文化会館となります。いろいろな弊害が発生することでしょう。

令和3年7月に先ほども申しましたとおり、波佐見町新庁舎基本設計に対する意見公募の結果

について公表がっております。そこでは教育委員会を総合文化会館に残してくださいとの意見に対して、先ほども言いました近年の教育委員会を取り巻く環境の変化云々かんぬん。町長部局との連携云々かんぬん。表現が随所に出てきています。

勘違いしないで聞いていてください。町民はどこに行ったのでしょうか。疑問でなりませんし、応募した意見の内容に真摯に向き合っていない。単なる形式をとったにすぎない内容に驚きました。このようなことでは、せつかく四半世紀という長きにわたって、築き上げられた波佐見町の文化が崩壊してしまう危険性さえも感じられています。

文化とはおよそ人間と人間の生活に関わることの全てを称するものですが、全てに先立つものでもあります。

今までの総合文化会館が作り上げた波佐見町の文化のともしびを消さないように、きめ細かい配慮と対策をぜひとも取っていただきたい。

教育長お願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今回の移転で私どもが向こうへ新庁舎のほうに移転はいたしますけれど、その思いです。教育的な文化的な芸術的なものの火を消さない、ますます盛んにするという思いは今まで以上に連携をし、協働をし、発展させるように取り組んでいくということを約束したいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

同じ質問を、前川町長お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

最後の質問と言われたので、最後の答弁になろうかと思えますけれども、いろいろありましたね。

確におっしゃるとおりですね、総合文化会館から教育委員会がなくなるので文化が喪失する、ということはまずないと思います。現に農村環境改善センターに農林課はございませんし、それぞれその機能を保っております。

そういった町民の要望にも応えながら、しっかりとした文化というのは活動というのは支援をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

終わります。お世話になりました。

○議長（百武辰美君）

以上で、10番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。ご起立お願いいたします。お疲れでございました。

午後 3 時 3 7 分 散会

第9日目（12月15日）（木曜日）

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 発委第 2 号 波佐見町議会基本条例
- 第 3 発委第 3 号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 4 発委第 4 号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第 74 号 波佐見町下水道事業の設置等に関する条例
(以上 1 件 産業厚生委員会委員長報告)
- 第 6 議案第 75 号 波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 76 号 波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 77 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 78 号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 10 議案第 79 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 72 号 職員の降給に関する条例
- 第 12 議案第 73 号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第 13 議案第 82 号 波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 80 号 波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 81 号 波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 83 号 波佐見町基本構想について
(以上 1 件 総務文教委員会付託)
- 第 17 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第9日目（12月15日）（木曜日）

1. 出席議員

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|-----|
| 1 番 | 前田 | 博司 | 2 番 | 濱本 | 秋人 |
| 3 番 | 澤田 | 昭則 | 4 番 | 岡村 | 真由美 |
| 5 番 | 田添 | 有喜 | 6 番 | 岡村 | 達馬 |
| 7 番 | 福田 | 勝也 | 8 番 | 城後 | 光 |
| 9 番 | 横山 | 聖代 | 10 番 | 三石 | 孝 |
| 11 番 | 北村 | 清美 | 12 番 | 脇坂 | 正孝 |
| 13 番 | 尾上 | 和孝 | 14 番 | 百武 | 辰美 |

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

| | | | | | |
|-------------------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 町 長 | 前川 | 芳徳 | 総務課長 | 福田 | 博治 |
| 企画財政課長 | 辻川 | 尚徳 | 商工観光課長 | 澤田 | 健一 |
| 庁舎建設推進室長 | 大橋 | 秀一 | 税務課長 | 山口 | 博道 |
| 住民福祉課長 | 井関 | 昌男 | 農林課長兼 農業委員会事務局長 | 古賀 | 真悟 |
| 建設課長 | 本山 | 征一郎 | 水道課長 | 中村 | 和彦 |
| 長寿支援課長 | 松添 | 博 | 子ども・健康保険課長 | 石橋 | 万里子 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 宮田 | 和子 | 教育長 | 森田 | 法幸 |
| 教育次長兼 給食センター所長 | 朝長 | 哲也 | 総務課課長補佐 | 太田 | 誠也 |

午前 10 時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さんご起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第4回波佐見町議会定例会第9日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは本定例会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨についてご説明を申し上げます。

議案第83号波佐見町基本構想については、令和5年度から令和14年度までの10か年の第6次基本構想と、うち前半5か年を対象とした第11次基本計画を合わせた総合計画として策定作業を進めて、波佐見町振興計画審議会に諮問し、11月30日にその内容を了承する答申がありましたので、波佐見町基本構想の議会の議決に関する条例に基づき、基本構想案として議会にお諮りするものです。

以上であります。詳細については議案審議の折にご説明をいたしますので、何とぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第2 発委第2号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 発委第2号波佐見町議会基本条例を議題とします。

議会改革調査特別委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（尾上和孝君）

皆さんおはようございます。それでは発議をいたします。

発委第2号

令和4年12月15日

波佐見町議会議長 百武 辰美 様

波佐見町議会 議会改革調査特別委員会委員長 尾上 和孝

波佐見町議会基本条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び波佐見町議会会議規則（昭和63年波佐見町議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出いたします。

（提案理由）

本町議会が議会改革をさらに進めるため、議会の役割と責任及び議会と議員の活動理念を明確にし、さらに「町民とともに」を基軸として真に豊かで活力あるまちづくりを目指すことを目的に本条例を制定するものである。

皆様説明資料をご覧ください。届きましたでしょうか。

それではですね全文を読み上げるのは省略いたしますが、波佐見町議会基本条例制定に至った背景や、制定にあたっての決意をうたったものであります。

第1章 総則

(目的)

第1条 本条は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするために設けたものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 本条は、議会が果たすべき役割と責任を明記し、第1条の目的を達成するための議会の基本的な活動原則を定めたものです。

(議員の活動原則)

第3条 本条は、議員の責務及び前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会の関係)

第5条 本条は、より開かれた議会を目指すため、積極的な情報公開を進めることを定めています。

(議会報告会等)

第6条 本条は、議会報告会及び住民懇談会を開催することができることを定めています。

第4章 議会及び議員と執行機関の関係

(議員と執行機関の関係)

第7条 本条は、議会と執行機関がお互いに緊張感を持ち、執行機関と切磋琢磨する議会を目指し定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 本条は、町長等に対し議会審議に必要な情報開示を求めることについて定めます。

(執行機関の監視及び評価)

第9条 本条は、議会の役割である監視機能の必要性を定めるとともに、執行機関と切磋琢磨する議会として、町長等に是正措置の特例や代案の提案等について定めています。

第5章 自由討議の充実

(議員間の自由討議)

第10条 本条は議案の審議及び審査等をする場合には、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、必要に応じて議員間に自由討議を行うことを定めています。

(政策討論会)

第11条 町政の重要な政策等に関すること議会報告会、住民懇談会などで出た政策的な課題などに対し、議員間で討論会を開催するなど協議調整を行い、論点を整理し政策の立案等につなげることを目指し定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第12条 本条は、議員の能力向上のため行う研修等について定めたものです。

第15条 本条は、町民と議会の関係構築に必要な広報機能、広聴機能の充実について定めてい

ます。

(調査機関の設置)

第16条 本条は、学職経験者等の知見を活用するための調査機関の設置について定めています。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 本条は、議員としての倫理感と姿勢について定めたものです。

(議員定数)

第18条 本条は、議員の定数について定めています。

(議員報酬)

第19条 本条は、議員報酬について定め、報酬の改正を行う場合は、特別職報酬審査会の意見を尊重することを定めています。

第8章 災害時の対応

(災害対応)

第20条 本条は、本町における災害で、波佐見町災害対策本部が設置された場合に、議会としての対応について定めています。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

第21条 本条は、本条例の見直し手続について定めています。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(百武辰美君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(百武辰美君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第2号波佐見町議会基本条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(百武辰美君)

起立全員であります。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発委第3号

○議長(百武辰美君)

日程第3. 発委第3号波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（福田勝也君）

おはようございます。

発委第3号

令和4年12月15日

波佐見町議会議長 百武 辰美 様

波佐見町議会 議会運営委員会委員長 福田 勝也

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び波佐見町議会会議規則（昭和63年波佐見町議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出します。

（提案理由）

災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ委員の招集が困難な場合は、オンライン会議システム（インターネット回線を用いた映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に確認しながら通話することができる方法）を活用した会議とすることができる事項を本条例に加えるものであります。

別紙をご覧ください。

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

波佐見町議会委員会条例（昭和63年波佐見町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員の会議出席の特例）

第13条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、インターネット回線を用いた映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に確認しながら通話することができる方法を活用した会議（以下「オンライン会議」という。）に委員が参加することを許可することができる。

- 2 委員は、オンライン会議に出席するときは、前項の規定による委員長の許可を得なければならない。
- 3 委員長は、第1項の許可をするときは、当該許可を求める委員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項の規定による会議に出席した委員とみなし、並びに次条第1項及び第27条第1項の出席委員とみなす。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、オンライン会議についても同様とする。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議は、秘密会とすることができない。

以上が改正点となっております。なお新旧対照表につきましては3、4ページに掲載しておりますのでご確認ください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し施行する。

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第3号波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発委第4号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 発議第4号波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に説明を求めます。委員長。

○議会運営委員会委員長（福田勝也君）

発議第4号

令和4年12月15日

波佐見町議会議長 百武 辰美 様

波佐見町議会 議会運営委員会委員長 福田 勝也

波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び波佐見町議会会議規則（昭和63年波佐見町議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出します。

（提案理由）

災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により委員会等を開催する場所へ委員等の招集が困難な場合は、オンライン会議システムを活用した会議とすることができる事項を本規則に加えるものである。また、本規則の正規な規定の整備を図るため、併せて一部を改正するものである。

それでは、改正内容についてご説明します。別紙のですね、2ページから5ページまでは改め文となり、6ページから17ページまでが新旧対照表となっております。新旧対照表に基づき説明いたしますが、軽微の改正事項については抜粋してご説明をさせていただきます。

まず17ページをお開きください。第126条第3項を第6項とし、第2項の次に、次の3項を加える。

- 3 議長は、災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により全員協議会を開催する場所へ、議員を招集することが困難であると認めるときは、オンライン会議での出席を許可することができる。
- 4 前項の場合において、議員は、オンライン会議に出席するときは、あらかじめ議長の許可を得な

ければならない。

- 5 議長は、第3項の規定による許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第17章中第126条を第137条とするものであります。

次に16ページをお開きください。第123条に次の1項を加える。

- 2 議事は、会議録作成支援システムにより記録する。

第123条を第133条とし、同条の次に、次の1条を加える。

(会議録の配付)

第134条 会議録は、印刷して、配布を希望する議員及び関係者に配布する。この場合において、会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、会議録の配付は電磁的方法による提供にすることができるものとする。

ページを戻りまして、12ページをお開きください。

第92条 第1項中「ときは、」次に「会議又はオンライン会議において」を加える。

またページを戻りまして9ページをお開きください。

第67条を第73条とし、同条の次に、次の3条を加える。

(質疑に対する確認)

第74条

(不在委員)

第75条 表決を行う宣告の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン会議に出席する委員は、この限りでない。

(起立又は挙手による表決)

第76条 委員長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とするものを起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

次に第65条を第66条とし、同条の次に、次の4条を加える。

(会議の開閉)

第67条

(定足数に関する措置)

第68条

(オンライン会議)

第69条 波佐見町議会委員会条例（昭和63年波佐見町条例第1号）第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンライン会議に出席した委員は、前条第1項、第84条第1項の出席委員とみなす。

- 2 この規定に定めるもののほか、オンライン会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(発言の許可)

第70条となります。

以上が主要な改正点となります。

附則として、この規則は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第4号波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第74号波佐見町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

本案は産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

産業厚生委員会委員長。

○産業厚生委員会委員長（北村清美君）

おはようございます。

波佐見町議会議長 百武 辰美 様

産業厚生委員会委員長 北村清美

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号 議案第74号

令和4年12月7日

件名 波佐見町下水道事業の設置等に関する条例

審査結果 原案可決すべきものと決定

摘要 全会一致でした。

付託事件審査報告書

議案第74号「波佐見町下水道事業の設置等に関する条例」について、産業厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項 「波佐見町下水道事業の設置等に関する条例」について

2. 第1回審査会

(1) 審査の経過

- ①審査の日時 令和4年12月12日(月) 午前10時から開始しました。
- ②審査場所 役場 委員会室
- ③出席者 委員長ほか7名。
- ④説明員 水道課長 中村 和彦 水道管理班係長 大屋 智範

(2) 審査の概要としましては、

①制定の背景

国において、下水道事業の地方公営企業への移行が求められていることから、本町においても下水道事業に対して地方公営企業法の一部を適用するため、波佐見町公共下水道事業特別会計を廃し、地方公営企業としての下水道事業の設置を行うものである。

②制定の目的

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置するものである。

(3) 質疑等のまとめ

波佐見町下水道事業の設置等に関する条例の必要性及び概要の説明を受け、多くの質疑がありました。

主な質疑は、書面のとおり書いてありますので、ご一読ください。

(4) 採決

全員賛成で終わりました。

以上のことから、採決の結果、議案第74号「波佐見町下水道事業の設置等に関する条例」については、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上報告を終わります。

○議長(百武辰美君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(百武辰美君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(百武辰美君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号波佐見町下水道事業の設置等に関する条例を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(百武辰美君)

起立全員であります。

したがって議案第74号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号

○議長（百武辰美君）

日程第6．議案第75号波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について内容説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第75号について説明いたします。

議案第75号

波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例。

波佐見町情報公開条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出。

提案理由でございますが、波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定に伴い、指定管理者における情報公開の規定について定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。

今回の改正内容でございますが、第17条を18条とし、第16条の次に次の1条を加えます。

（指定管理者における情報公開）

第17条 指定管理者はその保有する文書であって自己が管理を行う公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

第2項として、実施機関の長は前項の公の施設に関する文書であって町の機関が保有していないものに関し開示請求があったときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するように求めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行するものです。

今回の条例改正は9月議会の指定管理者条例における、総務文教委員会の審査において、情報公開の対象になるのかとの意見をいただきましたが、指定管理者の条例において事業報告を求めることになっており、その事業報告書自体は情報公開の対象ですが、指定管理者にも情報公開を行うよう、あるいは情報公開を実施機関から請求できるよう条例を整備するものでございます。

なお新旧対照表は、2ページになりますのであわせてご確認をお願いします。

以上で議案第75号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今説明があったのですが、情報公開の対象になる指定管理者に対しての書類等ですけど去年事業報告書が対象になるっていう認識でよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずは公の文書というのがあります。ですので、実施機関、町と指定管理者が協定とか結びますので、それはそもそも公文書でございますので情報公開の対象になります。

今回指定管理者の条例で指定管理者から事業報告、いろんな事業経過なりを報告をしていただきますが、その文書自体もあわせて公文書ですから情報公開になります。

ただし一般の方、町民の方から何かしらこう指定管理に情報公開を求められたときに、それ以外の文書があった場合ですね、実施機関この場合町になりますが、町から指定管理者に情報公開を求めることがしたいということになります。

したがって基本的には事業報告書が基本になりますが、不足するものもこの条例によりまして指定管理者に求めたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第76号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第76号波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第76号について説明いたします。

議案第76号

波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例。

波佐見町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出。

提案理由でございますが、各行政委員会等の事務部局の職員数について、実態に合わせ所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。別紙になります。

改正内容でございますが、第2条第1号中「職員数」の次に「98人」を加え、同号ア及びイを削り、同条第7号中「職員」の次に「及び教育委員会の所管に関する教育機関の職員」を加え、「12人」を「17人」に改め、同条8号を削ります。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

4 ページ。説明書に基づき詳しく説明をいたします。

今回の改正は提案理由のとおり、各行政委員会の職員数を実態に合わせ、教育委員会内部の区分を統合するとともに、町長部局の一般会計と特別会計の内訳についても統合することで改正するものです。また職員定数の総数には変更ございません。

なお職員定数と実際の職員の配置の対比については、表中の右側になりますので参考をお願いをいたします。

あわせて新旧対照表は前ページとなりますので、ご確認をお願いします。

以上で、議案第76号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決しました。

日程第 8 議案第 77 号

○議長（百武辰美君）

日程第 8. 議案第77号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは、議案第77号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の説明を行いますが、今回地方公務員法の改正が行われまして、来年令和 5 年 4 月 1 日からですね私ども地方公務員の定年延長が行われます。

今回議案第77号、78号、79号、72号、73号、82号が関連の条例となりますが、内容が多岐にわたりますので、議案第77号の説明に入る前に総括的な説明をさせていただければと思います。

お手元に総括説明資料を配付いたしますので、よろしくをお願いをいたします。よろしいでしょうか。

まず総括説明資料ということで、地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長についてご説明をいたします。

まず目的でございますが、地方公務員法の一部を改正する条例（令和 3 年法律第63号）が令和 5 年

4月1日に施行されるため、この定年延長（引上げ）に合わせて、管理監督職勤務年齢上限制度や定年前再任用短時間勤務制等の導入を目的に各自治体において同法の主旨に沿って条例改正又は制定を行うため、今回、関係条例を整備するものでございます。

経過でございますが、関連条例の整備については、総務省の条例案がまずは提示され、それを受けて全国町村会において、更に条例案が精査され各町村に提示がっております。

それを受けて、本町においては、他自治体の事例や例規システムの管理を委託しています業者の見解を参考にしながら、今回の関係条例の制定を行っているものでございます。

そこで今回の関係条例でございます。先ほど申した今回上程している条例でございます。6本ございます。

まず1本目として「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」いわゆる定年延長条例でございます。77号になります。

そして「職員定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例」78号。

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」79号。

「職員の降給に関する条例」72号になります。

「職員の高齢者部分休業に関する条例」73号。

「波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」82号ということで今回6本を上程しております。

そこで4つ目でございますが、職員の定年延長制度の全体概要についてご説明をいたします。

まず1点目として定年年齢の引上げです。令和5年度、来年度から2か年度に1歳ずつ段階的に65歳まで引上げられます。完成が令和13年度ということになります。

次に、暫定再任用制度の導入です。現行の再任用制度からの移行となります。

次に、管理監督職勤務年齢上限制度いわゆる役職定年制の導入でございます。

対象となる職員は、現在管理職手当の支給対象となっている職員、役職定年年齢は60歳となります。

特例措置について、定年延長上で第9条に該当する職員は、特例として引き続き管理監督職に留まることができる。としておりますが、ただし書のとおり原則は、一般職に降任をいたします。詳しくは議案77号で説明をいたします。

4つ目として、定年前再任用短時間勤務制度の導入です。対象は60歳に達した日以降、定年前に退職した職員となります。

任期が定年退職日65歳までとなりますが、ただし定年が段階的に引き上げる期間はですねその定年までとなります。

5つ目として給与及び退職手当です。60歳を超える職員の月額給与は、60歳到達時の7割措置となります。

具体的に言うと60歳に到達した日以降の最初の4月1日。特定日と呼ばれておりますが給与月額が引下げられます。

退職手当は60歳の給与月額により当分の間算出すると。ピーク時特例というのが設けられております。

6点目として高齢者部分休業として、60歳以上の職員について業務の支障のない範囲で、勤務時間の一部について休業ができるものです。詳しくは議案73号で説明をいたします。

そして5. 関係（提出）しております条例の構成です。

今回上程しています6本の条例の概要について説明します。なお詳細はそれぞれの条例時に説明をいたします。

番号、条例名、関係条例、区分、内容の順で概要説明をいたします。

1つ目 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例です。関係する条例は、職員の定年等に関する条例、内容は改正です。内容についてはここに掲げているとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

次に職員定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例ですが、関係条例がこの①職員の再任用に関する条例から次の⑥波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例職員の再任用に関する条例まで、6本を一括して関係条例として整備をしております。それぞれの区分についてはご覧をいただきたいと思いますが、まず職員の再任用に関する条例については廃止を行い、暫定再任用に移行します。

次に②一般職の職員の給与に関する条例改正でございますが、給料の7割措置を改定定めております。

③職員の懲戒の方法及び効果に関する条例でございますが、給与の給料の7割措置の「減給」に関する規定を整理しております。

④職員の勤務時間休暇等に関する条例でございますが、文言の整理として再任用短時間職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものです。

⑤波佐見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については同じ内容でございます。

次ページをお願いいたします。

⑥については対象外の規定を設けております。

次に3番目、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。対象となる条例は職員の育児休業等に関する条例でございますが、職員の定年年齢の引上げに伴う育児休業等の取得対象員に関する規定をしております。

ただし今回のこの育児休業の条例の一部改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う育児休業の取得方法に関する規則もあわせて改正をしておりますので後だってお知らせをいたします。

4つ目、職員の交付に関する条例については、給与7割措置の「降給」に関する規定、人事評価制度の反映ということで新規条例になります。

5番目、職員の高齢者部分休業に関する条例ですが、60歳以上の高齢者職員を対象に部分休業制度の導入を行うものでございます。

6番目、波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございますが、60歳以上の企業職員（企業会計に属する職員）でございますが、の高齢者の職員を対象に部分休業制度の導入でございます。

次に定年年齢の引上げ及び暫定的再任用制度でございますが、定年退職の年齢が「60歳」に、令和5年度から2か年度に1歳ずつ段階的に引下げられて、令和13年度に「65歳」となります。どのように上がっていくかについては下の表を見ていただければと思います。

なお赤枠で囲っているところが、新地方公務員法施行と書いてありますが、これは先ほど冒頭申し上げました改正の地方公務員法をちょっと略称で書いておりますので、ちょっと紛らわしいと思いますが新地方公務員法は、改正の地方公務員法が4月1日に施行されるという意味でございます。

なお表中でございますが、対象年齢職員何名いるかということでございますが、対象職員はここに

掲げているとおり、昭和37年生まれから対象2名ということで昭和41年度生まれが1名ということになりますので、そういった職員がこの制度移行についてですね、直接的な影響を受けるということになります。

4ページをお願いいたします。暫定再任用制度は、定年延長が完了する令和13年度までの措置となり、その後廃止をされます。

令和4年度末、今年度末で退職する職員についても暫定再任用制度の対象となります。

令和13年度までの定年引上げ期間に係る、本町の対象職員は6名となっております。

次に7番目。管理監督職勤務年齢上限制度（役職定年制）の導入でございます。

役職手当の支給対象となっている職員は60歳に到達した日以降の最初の4月1日（特定日）に一般職に降任をします。

定年時のフローチャートをちょっとまとめておりますので、こういったフォローで私たち職員は対応するということになります。

特に管理監督職にある職員については選択がいろいろございますので、そういった意味ではですねかなりこう激変するのかなということになります。

なお、定年延長条例第9条各号に定める管理監督職の特例措置に該当する場合、管理監督職に1年を超えない範囲で引き続き任命するということです。ただし原則は一般職に降任します。第1号から第4号まで掲げております。

大きなプロジェクトをやってですね、途中で管理職を交代することができないとか、そういう特殊な事情があれば60歳超えても管理職ということで任命できるというような特例措置でございます。

5ページをお願いいたします。8番目定年前再任用短時間勤務制度の導入です。

定年延長による常勤勤務でなく、一旦退職し短時間勤務の再任用として勤務ができる制度でございます。

ただし、定年前に退職した場合は短時間勤務移行後の常勤職員への復帰はできないということになります。定年延長後の雇用形態及び運用についてはですね、次の表になりますので、ご参考にしていただければと思います。

なかなか制度の移行で私たち職員もまあ身の振り方と言ってはあれなのですが、ちょっとやはり選択の幅が広がるので、そのあたりについてはなかなか人生設計が難しくなってきたなということは思います。

9. 職員及び退職手当でございます。重複する部分がございますが、お願いをいたします。

60歳を超える職員の給与月額が60歳到達時の7割措置です。

60歳に到達した日以降の最初の4月1日以降に給与月額が引下げられる。通常はもう60歳に到達した翌年の4月1日に引下げられるということです。

管理監督職は一般職に降任のうえ7割措置で、60歳到達時から特定日までの間に一般職に降任された場合でも、60歳到達時のピーク時の7割相当として計算されるということです。

これちょっと分かりにくいのですが、ほかの自治体で60歳の定年になったら、その日の次の日に降任するという事例があるようでございます。私たちは60歳になった年度は、年度末まで管理職なのですが、ほかの自治体では60歳になったらもうすぐ降任するという事例があるのですが、もしかしたら将来そういうこともあるかもしれませんので、そういったことを踏まえて今回条例の整備をしております。

ただしそういった場合でもピーク時の7割相当数で計算をいたします。

で退職手当の算定も、60歳到達時の月額給与が適用されるということになっております。月額給与のイメージはですね、ここに書いてあるとおりでございまして、国のモデル案を参考に掲載しております。

6ページをお願いいたします。

令和5年度からの雇用形態は次の表のとおりとなります。

給与は、令和4年4月1日現在でございまして。定年延長（フルタイム）、暫定再任用そして定年前再任用、短時間勤務ということで大きく4つの形態になります。暫定再任用制度は、定年延長の段階的に伸びている期間のみでございまして、最終的には定年延長のフルタイムと、定年前再任用短時間勤務に落ち着くということになります。それぞれの取扱いについては表中のとおりでございまして。

問題は定員定数ということで、定員内になるか定員外になるかというところが、少しこちらとすれば気を使うところということになります。

その他でございまして、その他として今回の地方公務員法の改正に伴い、法により配慮が課せられている内容は次のとおりということになります。

1つ目としては定年引上げの移行期間は、雇用形態が複雑になるので対象者に対し、情報提供を行い、退職の前年度において本人の意向を確認のうえ人事上配慮することが求められております。

そして定年延長引上げ後（令和13年度以降）においても、60歳を節目に雇用形態が選択できるため、職員に情報提供を行い、多様な生活様式を支援する取り組みが求められております。

3番目として加齢による諸事情の対応、定年延長に対し多様な生活形態を選択できる制度（高齢者部分休業制度）を設けることが求められるということとございまして、今回この職員の高齢者部分休業制度の条例を計上しているところでございまして。

以上でございまして、これからは個別の条例についてご説明しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第77号をお開きください。それでは議案第77号について説明をいたします。

議案第77号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の定年等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出。

提案理由でございまして、地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年の引上げ並びに定年前再任用短時間勤務制の創設その他所要の規定を改正するため、提案するものでございまして。

次ページ、別紙をお願いいたします。

別紙改正本文でございまして。2ページから14ページになりますが、内容が複雑多岐にわたりますので、それぞれの条文の読み上げは省略し説明資料に基づき提案をいたします。

大きく飛びまして33ページをお願いします。よろしいでしょうか。

説明資料に基づいて説明をいたします。まず今回の条例改正の目的でございまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢の延長（引上げ）並びに定年前再任用短時間勤務職員制度の創設及び所要の改正をするものでございまして。

条例の条項でございまして。基の条例の改正となりますので、あるものないものがございましてそ

こを含めください。

第1条改正でございますが、まず地方公務員法の改正に伴い、引用条項の整理を行ったものでございます。

第2条の改正はございませんので、この一部改正する条例にもございません。

第3条 職員の定年を年齢60年から65年に改正するもので、いわゆる65歳に改正するものでございます。

第4条でございますが、定年による退職及び管理監督職の特例を求めるものでございます。現行も第1項の各号に掲げる職員はですね、定年後も1年を超えない範囲で引き続き勤務させることができますが、これを改めて整理しております。

そして第9条の特例により先ほど申しました特例措置、管理監督職の特例措置を設けております。

第6条が管理監督職勤務条件年齢制の対象となる管理監督職の要件を定めております。管理職手当の支給を受けているものが対象です。

第7条が管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年の年齢を年齢60年。60歳としているものでございます。

第8条が管理監督職勤務上限年齢後の後任の配慮について定めるものです。

人事評価または勤務の状況及び職務経験等に基づく適性を有する職に、降任することということになっております。

降任をする際に職員の逆転現象が起きないように行うことということで、その場において係長と課長が入れかわらないようにしなさいということです。

第9条が役職定年制の特例を定めるものでございまして、次ページ34ページをお願いします。1号から3号までございます。

また、ということで管理監督群（職務内容が相互に類似する複数の管理監督職）に属する管理監督職の欠員補充が困難になることにより、公務の運営に著しい支障が生じること。

この4つが基本的に特例措置となります。

ただし、これは小規模自治体とかで管理職が次いないという場合とかを想定したものでございますが、本町においてはあまりないのかなということで考えております。

第10条が、管理監督職の延長を行う場合は本人の同意が必要。

第11条が第9条の特例措置の事由が解消したときは、他の職へ降任すること。

第12条が定年前再任用短時間勤務職員の任用について。

第13条がこの定年前再任用短時間勤務職員について、波佐見町が加入する一部事務組合の職員60歳超えた方を任用もできるということ。

14条が規則への委任を定めたもの。

そして附則3でございますが、定年に関する経過措置。

そして附則4が、情報の提供及び勤務体系の意思確認を求めるものということになっております。次ページをお願いいたします。

附則の第1条が、施行日を令和5年4月1日とする。

附則の第2条が、現行の再任用制度から暫定再任用制度への移行の内容を定めているもの。

附則第3条が暫定再任用（フルタイム）の任用について定める。

附則第4条が暫定再任用（フルタイム）の任用について、先ほど申し上げた波佐見町が加入する一

部事務組合の年齢60年以上の退職者を任用できること。

附則第5条が暫定再任用（短時間）の任用。

附則の第6条が同じく暫定再任用（短時間勤務）について、一部事務組合の年齢60年以上の退職者を任用できること。

そして附則第7条が暫定任用（フルタイム）の昇任、降任、転任の制限を受ける職員について、施行日以降に設置された分も同様とすると。新たな職をつくって何かしらの配慮することはできないということでございます。

第8条も、短時間勤務の同様の内容でございます。

そして附則第9条ですが、定年に達した職員は、施行日以降に新たに設置された職に採用することができないということで常勤職員に戻れないということをやっております。

附則第10条が定年前再任用短時間勤務の経過措置を定めております。

そして附則第11条が新設として雇用形態意向の確認年齢を60歳とするもので、その前年度に情報を提供することが求められております。

なお15ページから32ページが新旧対照表となりますので、あわせてご確認をお願いします。

以上で議案第77号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

審議の途中ですが、しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より修正の申出がっておりますのでこれを許可します。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

申し訳ございません。総括説明資料の3ページをお開きください。

一番上の表中の⑥波佐見町公益的法人等への職員の派遣云々でございますが、改正区分を廃止としておりましたが、これは改正の誤りでございます。

今お手元に配布がありました総括説明資料3ページ、表中一番上の段でございます。⑥波佐見町公益的法人等への職員の云々でございますが、区分を廃止としておりましたが改正でございます。おわびして修正をいたします。

ページは3ページです。「廃止」となっておりますが、区分は「改正」でございます。よろしくお願ひいたします、申し訳ございませんでした。

○議長（百武辰美君）

それでは議案第77号に関する質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

その総括説明資料の中の1ページですね。経過の中で本町においては他自治体の事例というように書いてありますけれども、これは県内の自治体ですか。それとも先行された全国的な自治体の中に入

るのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

どちらかといえば市町村で先行して条例を上程したところを参考にしております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。10番 三石議員。

○10番（三石孝君）

大変詳しい説明を頂戴しまして、頭の中が混乱していますけれども。

今現在定年後に再任用を受けてらっしゃる方を含めてですね、この再任用制度と今回の新しい地方公務員法の改正に伴うこういう改正というのは、はっきり分かりやすく言うとよくなったほうなのか、悪くなったのですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

結論から申し上げますと、よくなるということで認識しております。

私たち地方公務員は地方公務員法に基づいて仕事をしております。国において今回その改正が行われて、来年の4月1日に施行されますので、それに向けて全国の各自治体が一斉にこの定年延長の条例をあげております。町村レベルは12月議会で一番多いということになっております。

働き方改革と定年引上げ、年金への接続ということに考えると、冒頭申したとおり良い方向だというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

4ページの第8条ですが、ここの（2）ですね。人事の計画その他の事情を考慮して、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等すること、というふうなことになると思いますが、このできる限り上位の職というのはどの職、どの程度の職を考えておられるのか。また給与との関係ですね。給料から7割ということでございますので、そこあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおりの規定がまずございます。それで基本的に現行の再任用制度を見ていただくと、管理職でもあっても再任用後は本町においては主査クラスとなります。

給与の7割措置ということになりますので本町でいうと3級に降給をいたします。そうなったときに、その上位となると主査クラスということになりますので、それを踏襲するというかたちになります。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

もう1件お願いします。29ページの附則のですね、附則4条ですけども。ここの中で組合、一部事務組合とかそれから広域連合のほうに再就職というようなことで書いてあるわけですけども。組合とかそれから広域連合ですね、こちらのほうとの受入れについての協議はできているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず想定がされるのは本町の場合、東彼地区保健福祉組合ですね。が、まず該当するというようになります。そのほかに本町が構成員となっていて一部事務組合がありますが、そこから60歳を超えた職員の方を、定年前再任用（短時間勤務職員）として採用することができるということになっております。

一方で今お説のとおり、逆に私たちが向こうに行くということも想定をされます。現在、冒頭申したとおり地方公務員法の改正で、今各自治体当然東彼地区保健福祉部はじめ、一部事務組合も基礎自治体でございますのでその改正になっております。

そこで協議がやっているかということですが、具体的に協議はまだ行っておりません。ただし今言ったような全国的な流れがあって、条文構成はほぼ変わらないと思いますので、相互にそういった職員が欲しいということになれば当然協議に応じて、条例に基づいて60歳を超える職員を雇用する場合があります。そういうふうな認識でございます。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

総括説明資料の1ページの先ほど質問があった隣ですね。経過のところですよ。本町においては他自治体の事例や、例規システムの管理を委託している業者の見解を参考にしながらというふうな文書がありますけれども、中身とはちょっと直接関係ないのですけれども、ついでですのでお伺いしたいと思います。

例規システムの管理を委託している業者は、どこの何という会社で、年間どのくらいの経費で、何年ごとに見直すとかいうことをされているのかというのを参考までにご記憶があられたらお伝えください。お願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

私の記憶の範囲内でお答えをいたします。まず例規システムの管理を委託しています会社名でございますが、東京都の第一法規でございます。多分議員さんもお存じかと思えます。

例規システムまたは法令のアドバイス等を契約しておりますが、恐れ入りますが予算額等についてはですね今私の記憶にございません。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後 光君）

これ総括的になるのですが、質問なのですが。

定年延長されて報酬額が7割減とかたちになるのですが、そういうかたちにあたってはやはり副業というか年金が今後減とはいくだろうと。受給がですね。その中でいろんなかたちで副業される。しないと家計を養えないとかですね。そういうかたちも想定されますけども、今ですね地方公務員法第38条で、職員は任命権者の許可を受けなければ、商業工業または金融業その他の営利を目的する式業を営むことを目的する会社、その他の団体役員、その他何々を兼ねることが出来ないというかたちで法律あります。

当然町長、教育長が許可を得れば、兼業できると思うのですが。ただ今後ですね定年延長等も踏まえてこういうかたちで許可を得るといいますね副業とかいうかたちで、する機会が増えていくと思うのですが、そのあたり何かガイドラインとかですね、何かそのあたりは検討されている

のでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

さっき議員おっしゃったとおりですね、現在地公法の改正の中で兼職をある程度こう認めるとしていくという自治体もちらほら出てきておりますが、本来の業務、行政の業務に支障がないというふうな。

現在大まかに認められているのは、NPO法人での活動であるなど、地域での例えば自治体、自治会での事務職で報酬をすとか。そういったもので本業の業務にあまり影響を与えない範囲というように大体こう感じておりますけれども。

本町のそういったなんですか、基本的な考え方というのはまだ決めかねているというか、まだ出ていない状況でございますので、今後においてはそういったものも十分に検討すべき時期には入っているのかなという考えではございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第77号は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第78号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第78号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第78号について説明します。

議案第78号

職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例。

職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出。

提案理由でございますが、地方公務員法等の改正により、職員の定年の年齢の引上げられることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため提案するものでございます。

次ページをお願いします。別紙になります。

改正本文となりますが、この2ページから8ページになりますが内容については説明資料によりご説明をします。大きく飛びまして27ページをお開きください。よろしいでしょうか。

まず今回の関係条例の整備に関する条例の目的でございますが、重複いたしますが地方公務員法の一部を改正する法律の施行に係る職員の定年年齢の延長（引上げ）に伴う関係する条例の改正を行うこととしております。

条例の構成についてです。今回条例について6本の条例を一括して関係条例として改正をいたします。それぞれご説明を申し上げます。

まずは1つ目。職員の再任用に関する条例。第1条としてこれの廃止をいたします。職員の採用に関する条例を廃止するもので、改正後の「職員の定年等に関する条例」の暫定再任用制度に移行します。

次に2番目として、一般職の職員の給与に関する条例でございます。

まず第2条の改正として、地方公務員法の一部改正に伴う条文の整理を行っております。

そして附則8。新規の追加でございますが、職員の月額給与を60歳に到達した日後における最初の4月1日以後、7割措置とする規定を設けるものでございます。

附則9。前項の規定（7割措置）を適用しない職員の範囲を定めることでございます。

附則10。新規でございます。60歳に到達した日後に他の職へ降任したため、60歳到達時の月額給与7割措置に満たない場合、その差額を支給するもの。

これは先ほど言ったとおりちょっと措置の字が間違えておりますが、60歳過ぎてすぐ降任をし、4月1日にさらに降任をすることになるのですが、その差額。要するにピーク時の7割措置をするという内容でございます。

附則11は条文の読替えです。

そして附則12。附則10と11の措置について、詳細を規則で定める旨の規定でございます。

附則13。これは新規でございますが、附則10から附則12の適用を受ける職員以外であって、任用の事情を考慮して規則の定めるところにより、附則10から12の規定に応じて月額給与を支給できるもの。まあいろいろあるのですが、とにかく60歳の到達した給与の7割を支給するというのが、この関連の条例でございます。

附則14として月額給与の支給に際し、必要な事項を規則で定めるということをやっております。

次ページをお願いします。別表1でございます。改正でございます。別表1中の再任用を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

3番目の条例改正でございます。職員の懲戒の方法及び効果に関する条例で、第3条の改正で第3条の条文の改正として、後段部分の追加です。減給の上限を設定させていただいております。

次に4番目の条例改正です。職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の改正でございます。第2条、第3条の条文整理です。再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第5番目の条例改正でございますが、波佐見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。これは改正でございますが、地方公務員法の引用条項の改正です。

そして6番目の内容でございますが、波佐見町公益的法人等への職員の派遣に関する条例でございますが、これ改正でございます。第7条ということで、派遣対象外に職員の定年等に関する条例、定

年延長条例の第9条、要するに役職定年を特例的に延長する職員を追加するという事です。

附則として第1条から掲げております。

第1条が施行日を令和5年4月1日とするもの。

そして第2条が、改正前の地方公務員法の定年延長の適用を受けている職員の経過措置を定めたものでございますが、本町は現時点で対象者はおりません。

それぞれ第3条、1項、2項、3項、についてから4項、5項、6項、7項、8項の内容についてはそれぞれ暫定再任用職員のそれぞれの規定を、定めているものでございます。

附則の第4条として、暫定再任用短時間の勤務時間の適用を定めるもの。そして第5条、地方公務員の育児等に関する法律の適用に際し条文の整理を行っております。

第6条。先ほど申し上げた新派遣条例第2条に暫定再任用職員を適用しないこと。

第6条第2項として、改正前の職員の定年等に関する条例の適用を受けている定年延長職員。これは現在おりませんが、新派遣条例の規定を適用するという事でございます。

第7条として、規則への委任を定めるものでございます。

戻りまして9ページから26ページが新旧対照表となりますのであわせてご確認をお願いします。

以上で議案第78号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

説明資料27ページですけど（2）の一般職の職員の給与に関する条例の中の附則9ですね。その7割措置の適用しない職員の範囲を云々かんぬんとあるんですけど、この7割措置の適用をしない職員というのは管理職にあたらぬ職員の方と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

逆でございまして、管理職の役職定年を延長した人については管理職の手当をそのまま支給しますよという内容でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第78号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第79号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第79号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第79号の説明をいたします。

議案第79号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月7日提出でございます。

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本町職員の育児休業取得要件の緩和等所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

別紙でございますが、条文の改正条文の本文として2ページから9ページ、新旧対照表が10ページから24ページとなりますが説明資料にて内容の説明をさせていただきます。

大きく飛びまして25ページをお願いします。よろしいでしょうか。

今回の条例の一部を改正する条例の改正の趣旨でございますが、先ほど申したとおり「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されておりまして、この法改正により、職員は原則2回（現行法では1回）までなのですが、2回まで育児休業を期間内に取得することができるようになります。

また国家公務員においても法改正とあわせて、育児休業に関する事項について規定する人事院規則が改正され、育児休業の取得要件の緩和等をする措置がとられております。

それに伴い、本町職員の育児休業の取得要件を国家公務員に準じたものとするため、条例で定める職員の育児休業の要件を緩和するとともに、そのほかの育児休業の取得要件等に関する規定を整理するものでございます。

改め文見ていただいてもですね、大変こう難解です。国等の定年延長も含めて、大変こう私たちも条文整理しておりますが、ほかの団体等もそこはちゃんとご都合しておりますが、なかなか分かりづらいのでこの説明資料でどの条例かというか、どの条文かということを説明させていただきます。

まず育児休業することができる非常勤の明確化ということで、第2条関係となります。現行は一般職の常勤職員と非常勤職員となっておりますが、これを改正後明確にしたいと思っております。育児休業ができる非常勤職員の要件を規定ということで、勤務日が週3日以上又は年121日以上。子が1歳6か月になるまで任期が満了すること及び同じ任命権者に引続き採用されないことが明らかでない者。ちょっと面倒くさいのですが、要するに採用されているものということになります。

2番目として非常勤職員による子の出生後8週間以内の育児休業。いわゆる産後パパ休暇と言われているようでございますが、について規定をします。これは第2条第4号の関係でございます。

現行では規定はございませんが、改正後は子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようする場合

には、「子の出生から起算して8週間と6か月」に在職の可能性があることの要件を明確化しております。

次ページをお願いいたします。

3つ目。非常勤職員が子の1歳以降に育児休業を取得する要件を規定しています。

これは第2条の3第3号の規定になります。現行は規定がございませんが、改正後はこのア、イ、ウについて規定を設けます。

まず1つ目として育児休業開始日は子の1歳到達日の翌日。

そして2番目。非常勤職員またはその配偶者、非常勤職員の配偶者が1歳到達に育児休業を取得している。子の1歳到達日以降育児休業することが、継続的な勤務のため必要と認める場合ということで、この場合最長下のイにもかかってきますが、対象児童が2歳に達するまでを延長することができるということになります。

なお育児休業の取得例についてはこの図のようになります。ですので、父親母親がそれぞれ交互にと言ったらあれなのですが取得するようにできるということになります。それを条文として今回提示をしております。

次ページ。27ページをお願いいたします。再度の育児休業取得にかかる特例の事情の改正ということで、第3条第1号及び第2号の規定ですが、特別な事情がある場合、より柔軟な育児休業の取得が可能ということにしております。

そして育児休業により子を養育するための計画について申し出た場合の再度の取得に係る規定を削除しております。ということですが、これは改正を見ていただくと育児休業の取得回数が緩和され、特別の事情に関わらず原則2回まで取得できるようになっておりますので、現行の規定を削除するという内容です。

ただし、育児休業取得の回数についてはですね「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定により規定がされていますので、2回については、まあそれ以上の回数については我々自治体のですね、裁量はあまりないということになります。

そして最後に職員の定年延長に関する条例の改正に伴い文言の修正を行っております。

施行日については公布の日から施行いたします。ただし、定年延長にかかる条文については、令和5年4月1日から施行とします。

なお見て分かれるとおおり、条文が非常勤職員という言葉が多く出てきていると思います。そこで一般職員の育児休業ですが、地方公務員の育児休業等を定める法律の一部改正が同様に、令和5年4月1日から施行されます。

同じような内容で、育児休業が一般職員は取れるようになります。普通は条例で定めるというのが通例なのですが、なんで条例で定めていないのかは、今回国は一般職員はもう法律で決めてあります。そして非常勤職については条例で定めなさいということで、これは多分今まで考えるに条例の自主権というのがあるのですが、この育児休業については国がしっかりやはり法律を整備するというなにか強い意志が感じられております。それに基づいて今回私どもも非常勤職員について改正を行うものです。

ただし非常勤職員が最長2年間の育児休業に対し、一般職員を3年間の育児休業の期間の違いはあるということは法律で決まっております。今回の条例は、先ほど申したとおおり地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正ということと、国のガイドラインが出ておりますので、それに準じて行っ

ているものでございます。

あわせて職員の定年延長に関する所要の改正も行っているところでございます。

以上で議案第79号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

説明資料のですね25ページ。2の（2）のところの産後パパとは書いてあるのですが、その下の産後の女性のサポートと書いてあるのですね。

ほかの資料を見れば配偶者とかそういう、はっきり女性でなくてうたってあるのですが、そこを女性とされたところは、いわゆる生活の多様性があるって籍を入れないとか実質的な夫婦関係にあるのだけど婚姻はしてないとかそういったものも含めて、女性というふうに捉えてとらえていいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず法律の趣旨から申し上げますと、この場合配偶者の方が出産をするときにそういった育児をするということで、パパの立場、ようするに男性の立場から育児の取得を促すということでの規定でございます。

そこでご質問の中で、対象の女性がということになります。いわゆる事実婚が含まれるか否かということですが、そこはほかの法律、地方公務員法の規定がされております。

今回の条例改正について、どこまでがなるというのはちょっと今手持ちがありませんので、そこは後だっただご説明をさせていただきたいと思っております。後でご説明いたします。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第72号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第72号職員の降給に関する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第72号についてご説明をいたします。

議案第72号

職員の降給に関する条例。

職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出でございます。

提案理由でございます。

職員の降給について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次ページ。別紙をお願いいたします。条文の本文として2ページから4ページ、規則として5ページから9ページを掲載しておりますが、10ページからの説明資料に基づき説明をさせていただきます。恐れ入ります10ページをお願いいたします。

今回の職員の降給に関する条例の目的でございますが、職員の降給について必要な事項を定めることを目的としております。

今回の条例ですが、概要として2つございます。

1つ目は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に伴い、管理監督職勤務上限年齢いわゆる役職定年を設け、一般職に降任し、降給することからこの条例にて内容を規定するものです。

2番目として、人事評価の見直しに伴い、その勤務実績がよくないと認められる場合や適格性を欠く場合又は心身の故障がある場合、必要があると認めるときは当該職員を降給したいため、その内容を定めるものでございます。

そこで3番目。降給の種類ということになります。2種類あります。

降格 給料表の下位の職務の級に変更すること。

2番目として降号。同一の職務の級の下位の号給に変更することということで、表を載せておりますが、例えば7級から6級、5級に下がることを降格。同じ1級の中から、3号から1号に下がることを降号と申します。

そこで我々の級別の職務であります、4番として掲げたとおり1級から7級までの職員に分かれているということでございます。

次ページをお願いします。条例の構成でございます。

第1条は条例の目的を定めております。

第2条は降給の種類を定めたということで、先ほどの3の降給の種類。降格と降号の内容を具体的に示しております。

第3条は降格の事由を定めており、3つの規定を設けております。人事評価が最下位の段階にある場合その他勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず改善されないときであって、その職務の遂行することが困難と認めるとき。

心身の故障があり、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと明らかな場合。

3 職務を遂行することによって適格性を欠くと認められ、指導その他の措置を行ったにもかかわらず改善されないときと。

そして第4条が降号の規定を定めておりました、第3条の第1号と同じ内容でございます。

第5号 降給される場合には、書面の交付を定めております。

第6条 第3条第2号で心身の故障があるというときに、受診を命ずることがありますがそれに従うことを定めております。

第7条が規則への委任。そして施行日を来年、令和5年4月1日とするもの。

そして附則2として、職員の定年延長に伴う60歳到達日後の特定日の降給（7割措置を適用）を適用する規定。

附則3として、附則2に60歳到達後の7割措置を該当する職員については、第5条書面の交付を適用しない。

附則4。企業職員等の職員の給与についても、この条例を適用することということです。

そして委任された規則で定める状況ですが、第1条から第8条までしておりますので、ご確認をお願いします。

そして人事評価という言葉が出ましたので、今回波佐見町職員人事評価実施規程の案について参考までに添付をしております。13ページからなります。

それぞれ規定、そして実施要綱ということになっております。これについては現在、改正案ということで職員組合等にも提示しておりますので、内容については変わる場合がございますが、今そういったことで、この降給に向けて条件整備を行っているという状況でございます。

以上で議案第72号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

15ページ。（自己申告）の第9条ですね。

ここには例えば私はこういった職務上の国家試験資格取りましたとか、そういったものを含めて自己申告が可能なのでしょうか。それは自己評価として、またなされるものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

関連ということでお答えをしたいと思います。今回の人事評価の見直しについては、さっきの北村議員の質問にもありましたが、今までの人事評価がちょっと複雑で、職員または評価する側にとってもちょっと分かりづらいというのがありましたので、今回全面改定を行っております。

人事評価については業績。要するに町の目標、課の目標を個人の目標に置き換えて、それをどういうふうに達成したかということで評価をいたします。それが業績評価。

そして本人の資質、仕事に対する向かい向き合い方。それを能力評価として合算して全体評価をかけてランクをするということになります。

そこで議員がご質問通り、何らかの資格を取ったということでございますが、それが先ほど言ったように、課の業績に寄与するか否かというところが一つのポイントになろうかと思っております。

例えばある業務を遂行するにあたって、こういった資格を取りたい。こういった資格を取って町の業務に寄与したいということであれば、それは評価の対象になれると思っております。ただしそれ以外になった場合はですね当然評価の対象外となります。

そういった意気込みがある職員をどのように評価するかということについてはですね、また別の話になり、なんというのですかね。人事上でどういったことが考慮できるかということは、ちょっと失礼な気もしますが別の話ということになるろうかと思えます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号職員の降給に関する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第72号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より答弁漏れに対する発言の申出がっておりますのでこれを許可します。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの議案第79号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明資料の25ページで、岡村達馬議員からですね質問がありました。産後の女性のサポートを行うための休業ということで、産後パパ育休ということで女性の範囲といいます、一般的には配偶者となります。ただしこの配偶者については届出をしてないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあるものを含むというふうにしております。いわゆる事実婚でございます。

例えばですが同居しているとか。この育児休業では子を認知しているとかということが条件になるろうかというように考えております。以上でございます。

日程第12 議案第73号

○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第73号職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第73号についてご説明申し上げます。

議案第73号

職員の高齢者部分休業に関する条例。

職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月7日提出。

提案理由でございますが、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次ページ。別紙をお願いいたします。

別紙。条例本文で2ページから3ページとなりますが、説明資料に基づき説明をいたします。4ページをお開きください。よろしいでしょうか。

今回の職員の高齢者部分休業に関する条例の目的として、先ほど申したとおり必要な事項を定めることと目的としております。まず2の導入の背景でございますが、職員の定年延長に伴い60歳以降、加齢による諸事情に加え定年後の生活様式の移行期間として、定年までの間の多様な雇用形態が選択できるよう、地方公務員法の一部を改正する法律等により制度の整備を行うことが求められているためでございます。

制度の概要でございます。

任命権者は、高年齢として条例で定める年齢（本町では60歳以降）としておりますが、達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認められる場合、定年退職日までの期間において、当該職員が勤務時間の一部について休業することができるようにするものでございます。

そこで参考でございますが、60歳から定年までの勤務体系の比較を掲載しております。定年延長（フルタイム）、高齢者部分休業そして定年前再任用短時間勤務ということになります。それぞれの形態がございまして、定員定数とすればフルタイムと高齢者部分休業は定員内となります。で退職の有無についてはですね、高齢者部分休業は退職の必要はございません。

ただし申請を行って勤務時間38時間45分の半分を上限に休業できるということになります。それぞれ休業することによって、時間分の給与が減じられるということになっております。期末手当の率、通勤手当、扶養手当、住居手当の有無については記載のとおりでございます。

次ページをお願いします。退職手当の支給についても定年延長の退職時に支給しますということで、これについてはフルタイムと変わりません。

そこで5番目。条例の構成でございます。

第1条は条例の目的を定めたもの。

第2条は高齢者の部分休業の内容について定めるものです。先ほどと重複しますが取得には承認が必要。1週間の勤務時間の2分の1を超えないこと。1時間単位の取得が可能。対象年齢は60歳以降。

第3条。高齢者の部分休業取得時の給与について定めるもので、勤務しない時間に応じて給与を減ずるもの。

そして第4条は承認の取消し又は短縮の内容を定めるものでございます。

そして第5条。給与期間の延長について定めるものでございます。

第6条は規則への委任でございます。

そして規則で定めるものとして、次のとおり予定をしておりますので、参考までにお知らせをいた

します。今後規則については制定予定でございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

4ページの4番の表です。60歳から定年退職までの勤務形態の比較というところで、中ほどの高齢者部分休業ですが、これが定員内ということになっておりますけれども、定員内ということだけ、それから2分の1を限度ということであれば19時間とか。そういった勤務がとれるわけですけれども。

この定員の取扱いということと、例えば今の19時間を毎日午前中だけ行きますよと。午後から休みにしますと。そういった時の取扱いですね。このあたりはどんなになりますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず定員内の考えでございますが、職員の定数内ということでございますので、129の対象になるということでございます。そこで取得の方法ですが、この条例に記載のとおり公務に支障がない範囲ということが前提でございます。例えば午前中来て午後に休むとか。あるいはその逆とかいうパターンも考えられますが、そこが公務に支障があるかないかということが判断あります。

ですので、午後だけ出てくるというのはあんまり想定しがたいところがありまして、現在も1日単位で出てきておりますので、そういった取得になろうかなと思っておりますが、時間帯でもとれますのでそこは、申請の中で調整ということになろうかなということで考えておりますので申請した内容として最終的な判断となります。

そして勤務しない時間についてはその分の給与を減額するというところで、条例上うたっているところでございます。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

結局勤務の割り振り等については、公務に支障のない範囲で裁量と申しますか。割り振りを行うということですね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

はい。そのとおりでございます。

○決算特別委員長（尾上和孝君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今は定数内ということであれば、当然定数の半分以上ということであれば、19時、79時間空くわけですけれども、そのあたりの埋めはどんなされますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず業務に支障がない範囲というのが大前提になります。定員内で定数としてカウントするわけでございますので、そのあたりのバランスがありますので、どうしてもそれが長期になると先ほど書い

でありますとおり、定年前再任用短時間勤務に移行していただくとかいう話も出てくるのかなと思いますので、やはり突発的に親の介護をやるとか、あるいは自身が働き方ちょっと加齢等でちょっと厳しいなというところの事情を組むという制度になりますので、そこがあんまり長期になると定数としてカウントするのではなく、やはり定年前再任用短時間勤務として少し身軽に勤務していただくということも選択になるというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号 職員の高齢者部分休業に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

日程第13 議案第82号

○議長（百武辰美君）

日程第13. 議案第82号波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第82号 波佐見町企業会計職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

次ページ、別紙をお願いします。

波佐見町企業会計職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

波佐見町企業会計職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、先ほどご審議可決ししていただきました高齢者部分休業の制度化に伴い、給与の減額規定を具体的に明記するものための改正になりますが、その際ほかの条文を精査したところ改正を要する条文がございましたので、あわせて改正をするものです。

第5条第2項第2号を次のように改める。

第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
同項第4号を次のように改める。

第4号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

これにつきましては一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律により、扶養手当の支給対象年齢が18歳から22歳に改正されており、本条例については改正がされていないことが判明しましたので、あわせて改正するものでございます。

次に第10条第1項中「休日」の次に「等（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び年末年始の休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日にかわる代休をいう」を加え、同条第2項中「手当は、休日」の次に「等」を加える。

これにつきましては第10条中の改正は「休日」の定義を、他の条例にならうかたちで具体的に明記するものです。

次に第15条中「ときは、」の次に「休日等である場合、休暇による場合その他」を加え、同条に次の1項を加えるとなっております。

第15条につきましては、現行の条文では休日等に勤務しない場合に給与の減額になるような読み方になりますので、明確にするために改正するものです。

第2項 職員が部分休業、高齢者部分休業、介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

これにつきましては先ほど可決していただいた高齢者部分休業の導入に関して、給与の減額規定がありますのでそれを明文化するものでございます。

あわせて職員の部分休業、介護休暇、介護時間に係る給与の減額規定を明文化したものでございます。職員の部分休業につきましては職員の育児休業等に関する条例、介護休暇、介護時間につきましては職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、それぞれ休業又は休暇といたしますが、給与を減額することとなっておりますので、それに準ずるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第15条第2項中高齢者部分休業にかかる改定規定は、令和5年4月1日から施行する。でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号波佐見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第82号は原案のとおり可決しました。

日程第14～15 議案第80～81号

○議長（百武辰美君）

日程第14. 議案80号波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第15. 議案第81号波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

両議案は関連がありますので、一括して内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それではまず、議案第80号波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、内容を説明します。波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案の理由ですが、地方自治法等の一部を改正する法律及び町長の専決処分事項の規定に関する条例の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。別紙になりますが、波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を、「第243条の2の2第8項」に改める。

第6条の見出し中「寄附」の次に「の受領」を加え、同条中「当該決定にかかる金額が10万円以上の」を「当該決定にかかる金額が100万円を超える」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、損害賠償の額が保険等で全額、補填される場合は、この限りではない。

附則 この条例は公布の日から施行する。

まず第5条中の改正につきましては、下水道事業の公営企業会計移行に伴い、本条例及び波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の見直しを行ったところ、地方自治法等の一部を改正する法律により引用条文に条ずれが生じていることが判明していたため、改正するものです。

また第6条中の改正は、損害賠償の額の決定について本年6月議会定例会で議決されました町長の専決処分事項の指定に関する条例に定める額に合わせて、10万円を100万円に改正するものです。

次に議案第81号波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について内容を説明します。

これは先ほどの水道事業会計と全く同じでありますけども、同条例の第5条中の「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるもので、第6条中6条の見出し中「寄附」の次に「の受領」を加え、同条中「当該決定に係る金額が10万円以上の」を「当該決定に係る金額が100万円を超える」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、損害賠償の額が保険等で全額、補填される場合は、この限りではない。

附則この条例は、公布の日から施行する。

提案理由については先ほどと同じでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

議案第80号波佐見町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号波佐見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第80号は原案のとおり可決しました。

議案第81号波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号波佐見町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第81号は原案のとおり可決しました。

日程第16 議案第83号

○議長（百武辰美君）

日程第16. 議案第83号波佐見町基本構想について議題とします。

本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは議案第83号、波佐見町基本構想について説明申し上げます。

議案第83号

波佐見町基本構想について。

波佐見町基本構想の議会の議決に関する条例第3条の規定により、波佐見町基本構想について、議会の議決を求める。

令和4年12月15日提出。

提案理由としましては令和5年度を初年度とする波佐見町基本構想を定めるため、本案を提出する

ものであります。

基本構想（案）については2ページから21ページまでとなっておりますが、22ページ以降の説明資料により説明させていただきます。よろしいでしょうか。

22ページをお願いします。まず総合計画とは、ですが。総合計画は、町の将来の長期的な展望の下に、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的な「まちづくりの指針」となる計画であり、本町における全ての計画や施策の最上位に位置づけられる計画となります。

下にピラミッドの図がありますが、一番上位にあります基本構想は、波佐見町が目指す将来像と基本目標を掲げ、これを実現するために必要な施策の大綱を明らかにし、まちづくりの基本的方向を明らかにするもので、計画期間は10年間としております。

その下、基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための手段、方法として、町行政の各分野にわたる必要な基本施策の内容を総合的・体系的に取りまとめたもので、計画期間は5年間となります。

その下にあります振興実施計画等も含め、これらを総称して総合計画と一般的に呼ばれますが、基本構想と基本計画が主として構成されるものをご理解いただければと思います。

23ページをお願いします。現行の波佐見町総合計画は、平成25年度を初年度とし、第5次基本構想として将来像「人と心がかよいあう 陶磁と緑のまち 波佐見」を実現するために、7つの基本目標を掲げ策定されました。

あわせて基本計画は、前期を平成25年度～平成29年度まで、後期を平成30年度～令和4年度に分けて策定し、町行政の各分野にわたる必要な基本施策の内容を総合的・体系的に取りまとめ策定しました。

今回人口減少をはじめ少子高齢化など様々な社会情勢の変化に対応するため、新たに令和5年度から10年間の「基本構想」。あわせて5年間の「基本計画」を定めるものであります。策定にあたりましては、内部の係長級を中心とした資料作成部会を設置し、資料収集あるいは素案の作成を行い、管理職により構成される策定委員会において素案の検討等を行ったところです。

24ページをお願いします。協働のまちづくりの観点から、町民アンケート、ワークショップ、団体ヒアリング等を実施し、いただいたご意見も踏まえ25ページに記載のまちづくりに向けた課題をまとめ、これらをもとに素案を作成しました。

26ページをお願いします。出来ました素案は有識者等からなります波佐見町振興計画審議会へ諮問を行い、審議会におかれましては3回にわたり慎重に審議・検討を行っていただき、11月30日に答申をいただいたところであります。

それでは基本構想の概要について御説明します。27ページをお願いします。

町の将来像としまして、「創る つなげる 超えていく～暮らしと絆を大切にすまち～」と定めております。

「創る」については、陶農のまち波佐見町は、豊かな感性により生み出されるものづくりの町です。

こうした町の個性を生かし、これからも波佐見町らしい創意工夫のまちづくりを展開するとともに、暮らす町民の個性を輝かせ、次世代を担う子供たちが自ら未来を創り上げていけるような、まちを目指すということで、この「創る」の中には、人づくりというような意味合いも込めております。

次に「つなげる」ですが、まちの歴史を繰り出してきた郷土の伝統文化、豊かな自然環境。そこで日々交わされる人と人との触れ合いなどから育まれる郷土愛など、波佐見町のいいものをこれからも

次世代へつなげていく。

そして「超えていく」は、今の波佐見町があるのは町の先人たちが多くの時代、課題を乗り越えてきたことによるものであり、これからも様々な変化に対応できる柔軟さと、いかなる課題にも挑戦し続けて越えていく強い波佐見町を目指すとするものであります。

「暮らしと絆を大切にすまち」については、高校生ワークショップの中で波佐見高校の生徒から出されたワードをもとに、組合せたものでもありますが、これまで築いてきた町の歴史やそこで営まれてきた一人一人の暮らしと、そして絆をこれからも町民と行政が一体となって大切に守りながら、新しい時代へ向かっていくまちを目指すという意味をあらわしております。

28ページをお願いします。今申し上げました将来像を実現するために、次の5つの基本目標を掲げております。

29ページをお願いします。まず町民が快適で住みよい、安心安全なまちづくりを目指し基本目標Ⅰとして、「居心地よい安心を生むまちづくり」を掲げております。

次に地場産業の育成など若者から高齢者までが輝けるまちづくりを目指し、基本目標Ⅱとして「産業・交流を軸とした人が輝くまちづくり」を掲げております。

次に町民が健やかに暮らし、互いに助け合える温もりのあるまちづくりを目指し、基本目標Ⅲとして、「温もりがある福祉のまちづくり」を掲げております。

30ページをお願いします。誰もが尊重し合える環境づくりを推進するとともに、時代に活躍できる人材育成に注力し、学びの中から郷土愛を育むまちづくりを目指し、基本目標Ⅳとして、「生きる力と郷土愛を育むまちづくり」を掲げております。

最後に効率的・効果的な行財政運営と地域コミュニティの活性化など、つながりを活かすまちづくりを目指し、基本目標Ⅴとして「協働による地域のつながりを活かすまちづくり」を掲げております。

以上が議案第83号波佐見町基本構想についての説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま議題となりました議案第83号波佐見町基本構想については、総務文教委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって議案第83号は総務文教委員会に付託します。

日程第17 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第17. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よつてこれらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

○議長（百武辰美君）

これで本日の日程は全部終了しました。本定例会に付されました事件の全てが終了しました。以上で本日の会議を閉じます。

令和4年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時36分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員